

中国制度情報調査報告書

2009年3月

財団法人 日中経済協会

北京市大地律師事務所



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>



【目次】

制度情報レポート

2008年4月～5月に公布された最新法令	1
2008年6月～7月に公布された最新法令	17
2008年8月～9月に公布された最新法令	33
2008年10月～11月に公布された最新法令	51
2008年12月～2009年1月に公布された最新法令	68
2009年2月～3月に公布された最新法令	84

法律翻訳

『企業内部統制基本規範』和訳	100
『企業労働組合主席選出弁法』和訳	117
『循環経済促進法』和訳	120
『労働契約法実施条例』和訳	130
『労働紛争調停仲裁法』和訳	141
『消費税暫定条例』和訳	149
『営業税暫定施行条例』和訳	155
『増値税暫定施行条例』和訳	160
『消費税暫定施行条例実施細則』和訳	165
『営業税暫定施行条例実施細則』和訳	169
『増値税暫定施行条例実施細則』和訳	174

制度情報

2008年4月～2008年5月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 海外部監修)

I 全人代レベル

1. 全国人大常委 2008年立法作業計画(2008年4月15日第11次全国人民代表大会常務委員会第2次委員長会議にて可決)

2008年の立法作業について、以下の計画が公布された。

- (1) 第10次全国人民代表大会常務委員会(以下「全国人代常務委員会」という)にて既に審議され、第11次全国人代常務委員会にて2008年も継続して審議するとされた法律草案は、『身体障害者保障法(改正)』、『国有資産法』、『循環経済法』、『食品安全法』、『社会保険法』及び『行政強制法』の6法律である。これら法律について、条件が備えれば、年内の可決成立を目指している。
- (2) 全国人代常務委員会にて初期審議にかけられる法律草案は、国務院の提案による『消防法(改正)』、『保険法(改正)』、『地震災害防止法(改正)』、『郵政法(改正)』、『特許法(改正)』、『非物質文化遺産保護法』、『農村土地請負紛争仲裁法』及び『統計法(改正)』があり、国務院及び中央軍事委員会の提案による『兵役法(改正)』があり、委員長会議の提案による『国家賠償法(改正)』、『選挙法(改正)』及び『全国人民代表大会組織法(改正)』の12法律である。

これらの法律草案の中で、『国有資産法』、『循環経済法』、『食品安全法』、『社会保険法』及び『特許法』などの制定及び改正内容については、特に注目すべきであろう。

2. 『中華人民共和国身体障害者保障法』(2008年4月24日改正、2008年7月1日施行)

新たに改正された『中華人民共和国身体障害者保障法』には、主に以下の6つの内容が追加されている。

- (1) 身体障害者の権利に対する保障を強化し、身体障害を理由とする差別を禁止した。

中国には、8,300万人余りの身体障害者がおり、2億6,000万戸の家庭に関わる。この状況を受けて、本法では、身体障害者がリハビリサービスを享受し、平等に教育を受け、働き、文化生活に参加する権利ほか、各種社会保障にかかる権利を享受することを規定したことが特筆される。改正前は「身体障害者に対する差別、侮辱及び侵害を禁止する」とのみ規定されていたが、新法では「身体障害を理由とする差別を禁じる」との表現に改正されたが、「身体障害を理由とする差別を禁止する」ことは、「身体障害者への差別を禁じる」よりも、禁止の対象となる範囲が広い。中国が既に批准している『身体障害者権利公約』の規定と一致させる意図があるものと思われる。

(2) 政府の責任を更に強化した。

本法は、政府の責任を更に強化し、まず、県級以上の人民政府は、身体障害者にかかる事業を国民経済及び社会発展計画に組み入れるとともに、身体障害者にかかる事業経費を財政予算に組み入れ、安定した経費保障システムを確立するとした。次に、国務院により中国における身体障害者にかかる事業の発展綱領を作成し、県級以上の地方人民政府は、当該発展綱領に基づいて、管轄する行政区域内における身体障害者にかかる事業の発展計画及び年度計画を作成するとした。さらに、県級以上の人民政府により身体障害者にかかる事業について責任を負い、関連部門を組織し、これに協力し、身体障害者にかかる事業を進めるうえでの指導及び督促を行うとした。このほか、各級人民政府及び関連部門とが、身体障害者のリハビリ、教育、労働就業、文化生活及びバリアフリーの確立など身体障害者のための条件作りをするために、相応の措置を講じるとの規定もしている。

(3) 出生に伴う欠陥発生の予防、その早期発見及び早期治療システムを確立する。

中国では様々な出生に伴う欠陥もしくは先天性の障害を持って生まれる新生児が毎年100万人前後いるが、そのうち、30%は出産前後に死亡し、40%は生涯を一生負い、治癒又は矯正が可能なのは、わずか30%にとどまる。出生に伴う欠陥の発生及び障害児の出生による経済損失は、1年あたり人民幣10億元前後にのぼると言われる。新たに改正された身体障害者保障法では、総則において、国が計画的に身体障害の予防策を講じ、障害防止活動に対する指導を強化し、母子保健及び障害防止に関する知識の宣伝及び普及を図り、出生に伴う欠陥発生の予防、早期発見及び早期治療システムを確立し、遺伝、疾病、薬物、事故、災害、環境汚染及びその他障害の要因につい

ては、社会全体の総力を結集し、措置を講じ、疾病の発生を予防し、障害の程度を軽減すると規定している。

- (4) 比率に照らして身体障害者の就業を手配する制度を国が実施することを明確化した。

比率に照らして身体障害者の就業を手配するとの制度は、以下の3つの内容から構成される。まず、国の機関、社会团体、企業事業単位及び民間の非企業機関は、規定される比率に照らして身体障害者の就業を手配するとともに、身体障害者のために適切な職種及び職位を選択しなければならないとした。「規定される比率」とは、『身体障害者就業条例』に規定される「当該使用者の従業員総数の1.5%を下回らない比率」を指すものではあるが、1.5%を下回らない範囲で、省、自治区及び直轄市の人民政府により、当該地区の実情を踏まえて具体的な比率を確定することとしている。2つめには、『身体障害者就業条例』の規定に照らし、使用者による身体障害者の就業手配が、その所在地の省、自治区及び直轄市の人民政府が規定する比率に達しない場合、身体障害者就業保障金を納付しなければならない。3つめには、身体障害者に対する就業手配が、規定された比率を上回るか、もしくは集中的に身体障害者の就業を手配する使用者及び個人経営に従事する身体障害者については、法により税収上の優遇を講じるほか、生産、経営、技術、資金、物資及び経営場所等の面で、国が補助をするとしている。これを受け、国は、個人経営に従事する身体障害者に対して、行政事業費用の徴収を免除するとしている。

- (5) 身体障害者がより多くの社会保障を享受できることを確実に保障する。

本法により、身体障害者に対する社会保障がより一層強化された。まず、政府及び社会は、困難を抱える身体障害者に対し、国の関連規定により社会保険手当を提供するとした。次に、各級人民政府は、生活が確かに困難である身体障害者に対して、様々なルートを通じて、生活、教育、住居の面でのサポート及びその他社会的救助を提供するとした。また、最低の生活保障にかかる待遇を享受してなお特に生活の困難を抱える身体障害者の家庭について、県級以上の人民政府は、その他の措置を講じて最低限の生活を保障しなければならないと規定した。更に、貧困状態にある身体障害者の基本医療、リハビリサービス、障害者が必要とする補助器具の手配及び交換などについて、各級人民政府はサポートしなければならないとした。このほか、身の回りのことが自分でできない身体障害者に対して、地方各級人民政府は、状況に応じて介助手

当を提供しなければならないとしたほか、身体障害者の養子縁組や委託扶養を行う専門機構の設立を国により奨励・保護するとの規定も行っている。

(6) バリアフリーに関する専門規定を設けた。

新たに改正された身体障害者保障法では、元の第7章「環境」を「バリアフリー環境」と改めたが、具体的に以下の内容が新たに規定された。まず、施設建設の面で、バリアフリー施設の建設及びバリアフリーへの改造をし、身体障害者の実際の需要に応じなければならないとするとともに、建物、道路及び交通施設を新たに建設したり改築する場合、バリアフリー施設工事にかかる国の建設基準に合致しなければならないとした。さらに、情報交流の面で、国が措置を講じ、身体障害者の情報交流のためにバリアフリーの環境を作ることを規定した。また、公共サービスについても、公共サービス機構及び公共の場では、身体障害者のために音声及び文字による提示や、手話及び点字などの情報交流サービスを提供するとともに、優先サービス及びサポートサービスを提供することを規定した。このほか、視覚障害者が盲導犬を連れて公共の場に入出入りする場合、国の関連規定を遵守しなければならないことも規定している。

(全9章68条)

II 国務院レベル

1. 『中華人民共和国労働契約法实施条例（草案）』（2008年5月8日公布）

『労働契約法』が2008年1月1日より施行されて以来、実務において様々な問題が発生している。特に、法律の表現上の瑕疵により同一の条文に対して複数の異なる理解が成り立ったり、労働者が法律の規定を悪用して保護を受けようとするなどの問題も実際に発生している（例えば、『労働契約法』には、使用者は、実際の雇用の日から1ヶ月以内に労働者との間で労働契約を締結しなければならない。締結しない場合、労働者に対して毎月2倍の賃金を支払わなければならないとの規定があるが、実務において、一部の労働者が、2倍の賃金を獲得するために、使用者が労働契約の締結を提議しているにもかかわらず、締結を拒む例が発生している）。このような状況が発生すると、使用者の運営に大きな影響を及ぼすことになる。これを受け、『労働契約法实施条例』の早急な公布を求める声が高まっていたが、終に2008年5月8日、国務院により『労働契約法实施条例（草案）（以下「草案」という）』が社会に広く公布され、5月20日までの間、パブリックコメントを受け付けるとした。

全体的に見ると、草案はわずか 45 条のみであり、草案が言及した内容にも制限があるうえ、一部の条項の表記及び内容について一定の問題が存在することは否めない。したがって、正式に公布される際には、更に大幅な修正が行われる可能性がある。

主な内容は、以下のとおりである。

草案では、主に『労働契約法』の実施において関わる。①固定期間のない労働契約。②経済補償と賠償金との関係。③一部の労働者が法律を悪用して、使用者の合法的権益を侵害する行為に対する規定追加。④労務派遣等 4 つの内容について、明確に規定している。

(1) 固定期間のない労働契約

『労働契約法』第 14 条では、一定の条件に合致する場合において、使用者が労働者との間で固定期間のない労働契約を締結しなければならない 3 つのケースを規定している。また同じく『労働契約法』で、労働契約の期間満了時に、労働者が罹病又は業務によらない負傷により規定の医療期間内にある場合もしくは女子従業員で妊娠期、出産期、授乳期にある場合には、このような状況が消失するまで労働契約を順延しなければならないと規定している。これを受けて、草案では更に踏み込んで、「労働契約の期間が満了し、労働者に次に掲げる状況（例えば、女子従業員が妊娠、出産、授乳期間にある場合等）があり労働契約を更新し、労働者が当該使用者にて勤続満 10 年となった場合に、労働者が固定期間のない労働契約の締結を提起したときは、使用者は当該労働者との間で固定期間のない労働契約を締結しなければならない（第 12 条）との規定をしている。したがって、使用者が労働者の身体状況及び結婚・出産等の状況について把握していないと、固定期間のない労働契約を締結する可能性が客観的に増大することになるので注意が必要である。

(2) 経済補償と賠償金との関係

『労働契約法』第 87 条には、「使用者が、本法律の規定に違反して労働契約を解除又は終了する場合、本法第四十七条が規定する経済補償基準の 2 倍を以って、労働者に賠償金を支払わなければならない」と規定されているが、これについて、仮に、使用者が『労働契約法』の規定に違反して、労働者との労働契約を解除した場合には、労働契約の規定に照らして労働者に対して賠償金を支払うのみでなく、当該労働者の勤続年数に照らして経済補償を支払わなければならないとの見方が一部にあった。即ち、使用者が賠償金を支払うと同時に、別途、労働者に対して経済補償を支払わな

ればならないか否かについて、異なる認識が存在していた。この問題を受けて、本草案第 35 条は、「使用者が、『労働契約法』第 87 条の規定により、経済補償基準の 2 倍に照らして賠償金を支払った場合は、経済補償を支払わないことができる」と明確に規定した。

- (3) 一部の労働者が法律を悪用して、使用者の合法的権益を侵害する行為に対する規定追加。

労働者が法律を悪用して使用者の合法的権益を侵害する行為に対処するため、本草案は、法律を正確に適用し、使用者の権益を保護するための規定を行っている。例えば、草案第 6 条では、「労働者が雇用の日から 1 ヶ月以内に書面による労働契約の締結を拒んだ場合は、使用者は 3 日前までに書面により労働者に対して労働関係の終了を通知することができ、労働者に対して経済補償を支払う必要はない」との規定をしている。

更に草案第 5 条では、「労働契約締結の日から雇用の日までに、使用者と労働者との間で労働関係を確立していない場合は、双方は法により労働契約を解除できるとともに、双方間で約定した違約責任を負担するものとし、使用者は労働者の医療費用等を負担する責任はなく、労働者に対して経済補償を支払う必要もない」と規定されており、使用者が労働者との間で先に労働契約を締結し、一定の期間が経過した後に労働者が実際に勤務を開始した場合、その中間期間において労働者が罹病したときには使用者はその医療費用を負担する必要はないことが明確にされたと言える。

- (4) 労務派遣

草案では労務派遣についても規定を行い、その第 38 条で、「派遣先企業は一般的に主要業務以外の職位、存続期間が 6 ヶ月を超えない職位もしくは元々当該職位にあった労働者が休職して学習及び休暇を取るなど、一時的に出勤することができず、他の者がこれに代わり業務に従事する必要がある職位について労務派遣方式により人員を採用することができる。労務派遣機関は、派遣労働者との間で試用期間を約定してはならない」と規定した。このほか、草案第 40 条には、『労働契約法』第 65 条第 2 項の規定により派遣労働者を労務派遣機関に戻す場合を除き、派遣先企業は派遣期間が満了していない派遣労働者を労務派遣機関に戻してはならない」と規定された。

したがって、労務派遣を受けることのできる職位、試用期間にかかる約定及び労働者を労務派遣機関に戻す場合の規定等いずれも、従来に比べ更に厳格になったと言え

る。特に、外国企業の常駐代表機構は、現在のところ労務派遣による従業員採用しかできないため、労務派遣を受けることのできる職位に制限が加えられることになれば、正常な運営に影響を及ぼすことが予想されるため、草案の段階ではあるが、今後の正式公布に至るまで注目していく必要がある。

(5) その他規定

前述以外にも、草案は、『労働契約法』の適用範囲、従業員名簿、労働契約における試用期間及び会社の高級管理職員等についても明確に規定した。

(全9章45条)

2. 中華人民共和国政府情報公開条例の若干問題に関する国務院弁公庁の意見（国弁発〔2008〕36号，2008年4月29日公布）

本意見は、『中華人民共和国政府情報公開条例』の施行を促進するために公布されたものと位置付けることができる。その主な内容は以下のとおりである。

- (1) 政府情報の公開にかかる管理体制について明確に規定した。その主な内容としては、①県級以上の人民政府各部門は、当該級人民政府の情報公開作業を主管する部門による統一指導、協調及び監督の下、政府情報の公開作業を行う。②垂直指導を行う部門は、上級の業務主管部門の指導の下、所在地の地方人民政府による統一指導及び協調の下、政府情報の公開作業を行う。
- (2) 政府情報の公布にあたり各行政機関間の協調システムを明確に規定した。その主な内容としては、①行政機関は公布しようとする政府情報がその他の行政機関に関わる場合には、関連する行政機関との間で意思の疎通・協調を図ったうえ、先方の行政機関の確認を受けた後に公布することができる。②法律、行政法規及び国の関連規定により、農産物の品質にかかる安全状況、重大な伝染病の発生状況、重大な動物伝染病の発生状況、重要な地理情報データ及び統計情報など政府情報については、規定される権限及びプロセスに厳格に則り、取り扱わなければならない。
- (3) 政府情報の公布にあたり秘密保持にかかる審査システムを明確に規定した。その主な内容としては、①行政機関は『中華人民共和国国家機密保持法』及びその実施弁法など関連規定に厳格に則り、公開しようとする政府

情報に対して、秘密保持にかかる審査を実施しなければならない。②国家機密又は公開した場合に国家の安全、公共の安全、経済の安全及び社会の安定を脅かす可能性のある政府情報については、公開してはならない。

- (4) 申請に基づく政府情報の公開にかかる問題に関して規定した。その主な内容としては、①行政機関は、条例により規定される期限に照らし、政府情報の公開を申請した当事者に対して、タイムリーに回答しなければならない。②公開可能な政府情報について、回答時に具体的な内容を提供することが可能な場合には、回答と同時にこれを提供し、具体的な内容の提供ができない場合には、提供可能な期日を確定のうえ、申請当事者に対して通知しなければならない。(全 20 条)

III 部門レベル、地方法規

1. 外国企業所得税納税年度にかかる問題に関する国家税務総局の通知 (2008 年 4 月 3 日公布、2008 年 1 月 1 日施行)

『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』第 8 条により、現地の主管税務機関の認可を受けて、西暦年度ではなく満 12 ヶ月の会計年度を納税年度とする外国企業について、その 2007 から 2008 年度にかかる企業所得税の納税年度を一旦 2007 年 12 月 31 日までとするとともに、『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』に規定される税率に照らして企業所得税を納付することが規定された。これを受け、2008 年 1 月 1 日より、外国企業について一律、西暦年度を納税年度とし、『中華人民共和國企業所得税法』に規定される税率に照らして企業所得税を納めることになる。

2008 年 1 月 1 日より、外国企業については一律に、西暦年度を納税年度とするため、企業側は会計管理方面にて相応の調整が必要となる。

2. 『機電製品輸入管理弁法』及び『機電製品輸入自動許可実施弁法』 (2008 年 4 月 7 日公布、2008 年 5 月 1 日施行)

『機電製品輸入管理弁法 (以下「管理弁法」という)』及び『機電製品輸入自動許可実施弁法 (以下「実施弁法」という)』の 2 法律の具体的な内容は、以下のとおりである。

- (1) 分類がより一層規範化された。新たな規定は『貨物輸出入管理条例』に照らして、従来の機電製品輸入3大分類（輸入禁止、輸入制限及び自動輸入許可）から、輸入禁止、輸入制限及び自由輸入に変更したうえ、自由輸入の対象となる機電製品の一部について、輸入自動許可制を実施することを規定した。
- (2) 管理がより一層厳密化された。機電製品の輸入管理について、申請、審査認定、転送報告から受領までの各ステップを踏むことが明確に規範化された。なお、「輸出許可証」の有効期間を通常1年とし、特別な状況下で年度を跨いで使用することが必要となる場合には、元の証書発行機関にて証書の延長手続きをしなければならないと規定された。
- (3) 主体がより一層明確になった。商務部が、全国における機電製品の輸入管理を行い、国家機電製品輸出入弁公室が商務部に設置された。各省、自治区、直轄市及び計画単列市（省級地方政府の下級レベルである地級市のなかで、特に有力な都市は「計画単列市」と中央政府に認定される。名称は、計画と予算が省級地方政府から独立し、単独で直接全国計画に編入されていることに由来）、沿海部の開放都市、経済特区の機電製品輸出入弁公室及び国务院の関連部門機電輸出入弁公室（「地方、部門機電弁」という）が商務部の委託を受け、本地区及び本部門の機電製品の輸入管理を担当する。
- (4) 「輸入許可証」は商務部より発行し、「輸入自動許可証」はそれぞれ商務部及び地方、部門機電弁により発行すると規定されたように、行政部門の管轄分担がより一層明確化された。

実施弁法第14条の規定により、「輸入自動許可証」の有効期限は、従来の1年から6ヵ月に短縮された。したがって、輸入企業の輸入業務に影響を及ぼすことを避けるため、「輸入自動許可証」の有効期間満了前に、延長手続きをするか、もしくは新たな許可証の申請を行う必要があると思われる。

管理弁法及び実施弁法施行と同時に、元の『機電製品輸入管理弁法』及び『機電製品自動輸入許可管理実施細則』など一連の規定は廃止されたので、機電製品の輸入に関わる企業は注意が必要と思われる。

3. 『ハイテク企業認定管理弁法』（2008年4月14日公布、2008年1月1日施行）

本管理弁法の主な内容は、以下のとおりである。

(1) ハイテク企業が備えるべき条件

1. 中国国内（香港、澳門及び台湾地区を含まない）にて1年以上登録している居住者企業であること。直近3年以内に自主研究開発、譲受、受贈及び合併・買収等の方式によるか、もしくは5年以上にわたり独占許可方式を通じて、その主要製品（サービス）の核心技術について自主知的財産権を有すること。
2. 生産する製品が、『国が重点的に発展を支持するハイテク分野』（『管理弁法』付属文書）に規定される範囲であること。
3. 大学専科（短期大学に相当する）以上の学歴を持つ科学技術スタッフが当年における従業員総数の30%以上を占め、そのうち、研究開発スタッフが当年の従業員総数の10%以上を占めていること。
4. 企業が科学技術（人文科学及び社会科学を含まない）にかかる新たな知識を獲得するために、科学技術にかかる新知識をクリエイティブに運用するか、もしくは技術及び製品（サービス）を実質的に改善したうえで、研究開発活動を持続的に行ない、かつ直近3会計年度における研究開発費用の総額が、販売収入総額の総額に占める比率が、相応する要求に合致すること。
5. ハイテク製品（サービス）による収入が、当年における企業の総収入の60%以上を占めること。
6. 企業の研究開発にかかる組織管理レベル、科学技術成果の転化能力、自主知的財産権の数量、販売及び総資産の伸び等に関する指標が『ハイテク企業認定管理作業ガイドライン』（別途に制定）の要求に合致すること。

(2) ハイテク技術企業の申請・認定フローチャート

企業の自己評価→申請資料の提出→専門家による審査→公示及び届出→資格取得
→再審の申請（期間満了前3ヵ月）→資格の延長

今後の注意点

1. 『管理弁法』は2008年1月1日から施行されたものの、政府が設けるインターネット上の申請用ホームページアドレスも未だ公開されていない現状である。このほか、認定作業についてもある程度の準備期間が必要であることが予想されることから、企業側は所在地における動向を随時把握する

必要がある。

2. 『管理弁法』は、ハイテク企業の申請・認定プロセスについて規定している。これには、インターネット上の申請のみならず、専門家による認定及び会計士事務所による査定（企業の間近 3 会計年度における研究開発費用にかかる状況書を発行したうえ、研究開発活動についての説明資料等を付す）作業が関わってくる。したがって、ハイテク企業の認定申請を使用とする企業は、専門家及び会計機構による各審査を含む各準備作業を行うことが必要となる。
3. 審査をスムーズに通過するため、日頃から各種証書（例えば知的財産権にかかる権利証明及び技術開発への投入にかかる関連資料等）を保管しておくことが必要と思われる。
4. ハイテク企業に認定された企業について、経營業務や生産技術活動に重大な変化（例えば、買収合併、改組及び業界の変更など）が発生した場合には、15 日以内に認定管理機構に対して報告しなければならない。

4. 『労災保険に関する若干の問題に関する北京市労働社会保障局の処理意見にかかる通知』（2008 年 4 月 18 日公布施行）

本通知の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 労災認定

『労災保険条例』の規定をより一層徹底させるため、本通知では、従業員に次の状況がある場合、労災として認定されるとした。

① 出退勤の途中で、自動車事故により傷害を受けた場合、② 勤務中に労働者が職責を履行する管理行為に他者が従わないことから暴力を受け傷害を受けた場合で、且つ暴力による傷害と職責の履行に因果関係がある場合、③ 本使用者が勤務時間を利用して組織した運動会及びスポーツの試合に参加し、もしくは本使用者を代表して上級使用者が主催する運動会及びスポーツの試合に参加して傷害を受けた場合、④ 勤務時間中に勤務場所にて突然発病し、かつ急を要する状況となり、勤務場所にて死亡したか又は勤務場所から直接病院に搬送された後 48 時間以内に死亡した場合。

(2) 労災認定のプロセス

本市にて登録する企業、法により営業許可証を取得し且つ労災保険に加入している

企業の分支機構及び各省の駐北京分支機構については、通常、本市労働保障行政部門に対して労災認定手続きを行うことができ、労災に加入していない分支機構については、企業法人の登録地にある労働保障行政部門に対して労災認定を申請することができる」と規定された。

(3) 労災保険待遇に対する規定

本通知が公布された結果、今後企業の従業員雇用にあたり、潜在リスクが増えることになる。したがって、実務において、以下の対策を講じる必要があると思われる。

1. 法により、従業員のために労災保険に加入する。
2. 従業員を採用する際、最近の健康診断書の提出を求めるとともに、その結果の真実性を保証させる。
3. 従業員に対して定期的に健康診断を実施する。
4. 企業は、今後の従業員雇用の過程において、従業員に対する労働保護に注意し、様々な保護措置を講じ、労災の発生をできるだけ避ける。

IV 司法解釈

1. 『「中華人民共和国会社法」の適用にかかる若干問題に関する規定（二）』（法積（2008）6号）（2008年5月12日公布，2008年5月19日施行）

『外商投資企業清算弁法』が2008年に廃止されたが、『会社法』には企業の特別清算にかかる問題を規定していないため、実務において企業の清算手続きが停滞し、その続行が難しいとの状況が存在している。これを受けて最高人民法院は2008年5月12日、『「中華人民共和国会社法」の適用にかかる若干問題に関する規定（二）』（以下「本規定」という）を公布し、デッドロックに陥った会社の解散手続き及び清算手続きについての詳細な規定を行い、この種の案件の具体的な操作に対するガイドラインを示した。

以下に、本規定の要点を取り上げて紹介するとともに、外資企業が注意すべきと思われる問題について分析する。

(1) 会社解散にかかる訴訟に関する規定

『会社法』第183条には、「会社の経営管理に重大な困難が生じ、継続して存続すれば株主の利益をして重大な損害を受けさせるかもしれず、その他のルートを通じて解決することができない場合には、会社の全部の株主の表決権の100分の10以上を

保有する株主は、人民法院に対し会社を解散するよう請求することができる」との規定があるものの、如何なる基準に達した場合に、人民法院が解散申立てを受理するのかについて、『会社法』には明確な規定がなかった。これを受け、本規定第1条では以下の4つのケースを規定した。

1. 連続2年以上株主会又は株主大会を開催できず、会社の経営管理に重大な困難が生じている場合。
2. 株主決議の際に、法律に定められる比率もしくは会社定款の規定する比率に達することができず、会社経営管理に重大な困難が生じている場合。
3. 董事デッドロック（董事間が長期間にわたり衝突している状態）が発生し、株主会又は株主大会が開催不能となり、会社経営管理に重大な困難が生じている場合。
4. 経営管理においてその他重大な困難が発生し、会社の存続が株主の利益に対して重大な損失をもたらす場合。

(2) 司法清算に関する規定

『会社法』第184条には、「期間を徒過して清算グループを成立させず清算をさせない場合には、債権者は、人民法院に対し関係人員を指定して清算グループを構成させ清算をさせるよう申し立てることができる。人民法院は、当該申立てを受理し、かつ、遅滞なく清算グループを組織して清算をさせなければならない。」との規定があるが、本規定は、当該規定を受け、具体的な操作手順を示したものである。主な内容は以下のとおりである。

まず、司法清算のプロセスを申請する幾つかの状況を明確化した。

1. 会社解散の期限を超過してなお自己清算しない場合、司法清算プロセスが開始される。ここでいう期限超過とは、解散事由が発生した日から15日以内に清算グループを設けていないことを言う。
2. 清算グループを設けたものの、故意に清算手続きを引き延ばした場合、司法清算プロセスが開始されるケースとなる。
3. 違法な清算により債権者又は株主の利益を著しく損ねた場合、司法清算プロセスが開始されるケースとなる。

次に、司法清算を申請できる主体を拡大した。『会社法』第184条では、「債権者は裁判所に対して司法清算プロセスを開始する申請をすることができる」と規定されて

いるが、実務においては、多くの債権者は会社が清算プロセスに入ることに積極的ではない。希望しないことが多いのに対し、会社株主は会社の解散終了プロセスが早急に完了することを願うのが一般的である現状に鑑み、本規定は、会社株主を申請者として裁判所に対して司法清算手続きを開始する申請ができるよう追加規定した。

第三点目に、司法清算における清算グループの構成員を明確化した。

『会社法』には、会社の自己清算にかかるプロセスが明確に規定されていなかったことを受けて、本規定では『企業破産法』の関連規定を参考に、「清算グループの構成員は会社株主、董事、監事及び高級管理職員及び法律事務所、会計士事務所、破産清算事務所など仲介機構及びその開業資格保持者により構成することができる。」と規定した。

第四点目に、会社清算における債権者への通知方法及び責任を明確化した。

『会社法』第186条には、清算グループは債権者に通知する義務があるとのみ規定されていたが、本規定では「知れたる債権者に対する通知方法は、書面によらなければならない、新聞誌上に公告をするのみではない」と規定したほか、清算グループが規定とおりに通知しなかった場合には、債権者が受けた損失に対して連帯責任を負うと規定した。

第五点目に、清算方案の審査認可プロセス及び相応の法律責任を明確化した。

会社が自己清算する場合、清算方案は株主会又は株主大会決議により確認しなければならない。一方、司法清算の場合、清算方案は裁判所の確認を受けなければならない。清算グループが確認を受けていない清算方案を執行したために会社或いは債権者に損失をもたらした場合、清算グループ構成員は賠償責任を負わなければならないことが明確に規定された。

第六点目に、清算期限を明確化した。

司法清算の清算期限は、清算グループ成立の日から6ヵ月とされているが、実務において6ヵ月で清算手続きを完了するのは非常に難しい。本規定ではこの点を考慮し、清算グループより裁判所に対して清算期限の延長を申請できると規定した。自己清算の清算期限については、本規定では明確な規定をしていないが、これは、自己清算の手続きを故意に引き延ばした場合、司法清算手続きに変更されるとの規定があるために、自己清算の期限を特に規定しなくとも、間接的な期限設定がされているとの考えからであろう。

第七点目に、司法清算及び破産清算の間の協定プロセスを追加した。

司法清算の過程で、会社資産が債務を相殺するに足らないことが判明した場合、規定に基づいて破産清算プロセスに入らなければならない。しかし、これでは人的・経済的浪費が発生し、清算プロセスが大幅に延長される可能性がある。これを受けて、プロセスを簡素化するため、本規定では、司法清算の過程で、会社資本が債務を相殺するに足らないことが判明した場合、破産清算プロセスに入らず、清算グループと債権者の間で協議解決するものとし、協議不調の場合のみ、破産清算プロセスに入ると規定した。(全 24 条)

2. 船舶衝突にかかる紛争案件の審理に関する若干問題に関する最高人民法院の規定 (法释〔2008〕7号, 2008年5月19日公布, 2008年5月23日施行)

本規定は、船舶同士の衝突事故に起因する損害賠償紛争、衝突事故を起こした船舶に積載されていた貨物の権利人と輸送を請け負っていた船舶の間の輸送契約にかかる紛争、衝突事故を起こした船舶に積載されていた貨物の権利人もしくは第三者と衝突した船舶の間の船舶衝突事故に起因する損害賠償紛争及び船舶衝突事故により死亡した場合の損害賠償紛争などを含む船舶衝突事故にかかる紛争案件を裁判所により審理する場合に適用されるが、河川における船舶同士の衝突事故には適用されない。

本規定は、法律の適用、責任の主体、衝突責任、船舶沈没及び貨物沈没にかかる処理・引上げ及び証拠の認定など 5 つの内容から構成される。「法律の適用」については、船舶の衝突事故にかかる紛争案件を審理する際の適用法律及び適用される法律の優先順序を明確にした。「責任の主体」については、海商法により規定される衝突事故を起こした船舶の賠償責任を責任者の賠償責任に転化するとの規定をした。「衝突責任」については、海商法第 169 条により確定される過失比率責任の原則に異なる解釈が存在するとの問題に対処すべく、衝突事故を起こした船舶に積載されていた貨物の権利人が如何に訴訟を起こすか、及び運送を請け負った船舶の衝突責任の負担に関する原則について、いずれも明確な規定をした。「船舶沈没及び貨物沈没にかかる処置・引上げ」について、海事賠償にかかる責任制限を享受することができるか否かについて、規定した。「証拠の認定」については、船舶の衝突事故にかかる案件では、証拠が非常に少ないことや、証拠が改ざんされやすいとの特徴を考慮し、船舶衝突案件について確立されている証拠の秘密保持及び供述を翻すことを禁止するなどを規

定している海事訴訟法の基本原則に則り、この種の案件における証拠提出の期限及び
主管機関による提出された証拠資料の効力等の問題についても規定した。(全 11 条)

制度情報

2008年6月～2008年7月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 海外部監修)

I 部門レベル

1. 商品輸出許可証にかかる管理弁法（改正）

(商務部 2008年6月7日公布、2008年7月1日施行)

資源を合理的に配置し、輸出経営の秩序を規範化し、公平かつ透明性の高い貿易環境を創造するとともに、中国が加入する国際公約及び条約を履行し、国の経済利益及び安全を保護するため、商務部は、2008年6月7日に、改正後の『商品輸出許可証にかかる管理弁法』（以下「本弁法」という）を公布した。本弁法は、2008年7月1日より施行され、元の『商品輸出許可証にかかる管理弁法』（商務部令 2004年第28号）は同時に廃止された。本弁法は、中国の輸出許可証に対する管理制度、申請・受領、証書交付の根拠、交付、例外ケースの処理、有効期間及び輸出許可証管理における検査及び処罰等について、明確な規定をした。

(1) 輸出許可証の管理制度に関して

本弁法には、①国が統一された商品輸出許可制度を実施すること、②国が輸出制限の対象となる商品について輸出許可証による管理を実施すること、③商務部が税関総署とともに、「輸出許可証管理商品目録」を制定・調整して公布すること、④「輸出許可証管理商品目録」及び「輸出許可証にかかる管理級別証書の交付目録」は、商務部が公告の形式にて公布することが規定されている。

本弁法は、輸出許可証の交付機関について、商務部より許可証の割当について授権された事務局（以下「許可証局」という）が、全国の証書発行機関による輸出許可証の交付を統一管理・指導し、許可証局は商務部に対して責任を負うと規定している。許可証局及び各地に駐在する商務部の特派員弁事処及び各省、自治区、直轄市、計画単列市（一部の大都市について、行政上は省と同レベルではないものの、经济管理に関して、省と同レベルの権限を持たせた都市を指す）及び商務部が授権したその他の省都の商務庁（局）、対外経済貿易委員会（庁、局）を、輸出許可証の交付機関とし、許可証局による統一管理の下、これらの交付機関が授権範囲において証書交付に責任

を持つとしている。

(2) 輸出許可証の申請・受領及び提出書類に関して

本弁法は、経営者が輸出許可証を申請・受領する場合、証書交付機関に対して、捺印済みの輸出許可証申請書1部及び関連する輸出商品割当額もしくはその他関連する批准書類を提出しなければならないと規定している。

(3) 輸出許可証の発行根拠に関して

本弁法によれば、証書交付各機関は、商務部が制定する「輸出許可証管理商品目録」及び「輸出許可証にかかる管理級別証書の交付目録」の範囲において証書を交付すると規定されている。

(4) 輸出許可証の交付に関して

本弁法は、証書交付各機関に対し、年度の「輸出許可証管理商品目録」及び「輸出許可証にかかる管理級別証書の交付目録」の要求に基づき、規定に合致する申請書を受け取ってから3業務日以内に、関連する輸出商品の輸出許可証を交付することを要求するとともに、規定に違反した証書の交付を禁じている。本弁法は、許可証局による証書発行範囲、各地に駐在する商務部の特派員弁事処による証書発行範囲及び指定された証書発行機関により証書の発行を受ける商品の範囲について規定をした。

(5) 輸出許可証の有効期間に関して

輸出許可証の有効期間に関して、輸出配当許可証と輸出許可証のそれぞれについて規定された。輸出配当許可証について、輸出配当の有効期間は、当年の12月31日まで(12月31日を含む)とし、別途に規定がある場合を除き、経営者は配当許可証の有効期間中に、証書交付機関に対して輸出許可証の申請・受領を行わなければならない。証書交付各機関は、当年12月10日より、商務部又は各地の商務主管部門が交付した次年度の輸出配当に照らして、次年度の輸出許可証を発行することができ、有効期間は次年度の1月1日よりとする。輸出許可証について、その有効期間は最長で6ヵ月を超えてはならず、なお且つ有効期間の最終日は当年12月31日を超えてはならない。

(全8章47条)

2. 企業内部統制基本規範

(財政部、証券監督管理委員会、会計検査署、銀行監督管理委員会及び保険監督管理

委員会 2008年6月28日公布、2009年7月1日施行)

5つの部門が共同で制定した『企業内部統制基本規範』(以下「本規範」という)は、上場会社に対して実施を義務付けるとともに、非上場企業である大中企業が実施することを奨励し、企業内部におけるリスク防止強化にかかる重要な措置として位置付けられている。

(1) 内部環境の改善

本規範でいう内部統制は、企業の董事会、監事会、経営陣及び全従業員に関わり、内部統制の目標は、企業の経営管理の適法性、資産の安全性、財務報告と関連情報の真実性・全面性を合理的に保証し、経営効率と効果を高め、企業の発展戦略の実現を促すことである。

企業の内部環境について、本規範は、企業に対し、国の関連する法律法規及び企業定款に照らし、規範化されたコーポレートガバナンス及び議事規則を確立し、意思決定、執行及び監督などの分野における株主大会、董事会、監事会及び経営陣の職責及び権限を明確にすることにより、科学的且つ有効な職責の分担制度及び均衡保持メカニズムを形成することを要求している。このうち、董事会は、内部統制の確立・健全化及び有効的な実施に責任を負い、監事会は、董事会の設立及び内部統制の実施に対する監督を行うほか、経営陣は、企業の内部統制にかかる日常的な運行を組織・実行することに責任を負うとされる。

また、企業に対し、内部監査を強化し、内部監査機構の設置、人員の配置及び業務の独立性を保証することを要求している。

このほか、企業に対し、法制教育を強化し、董事、監事、経営陣、その他高級管理職員及び従業員の法制観念を強化し、法に厳格に照らした意思決定、執務、監督を行い、健全な法律顧問制度及び重大な法律上の紛争が発生した場合の届出制度を確立することを要求している。

(2) リスク評価及び統制

本規範は、企業がリスク評価を行う場合、経営活動における統制目標の実現に関連する内部リスク及び外部リスクを正確に識別したうえで系統立った分析をし、相応のリスク受容能力を確定し、対応策を合理的に確定しなければならないと規定している。

本規範はさらに、相容れない職務の分離統制、授権審査批准にかかる統制、会計システム統制、財産保護にかかる統制、予算統制、運営分析にかかる統制及び業績考査

評価制度などを含む専門的な統制措置を列挙している。

(3) 反不当行為メカニズムの確立

本規範は、「企業は、反不正行為メカニズムを確立し、懲罰と予防を並存し、予防に重点を置くとの原則を堅持し、反不正行為の重点分野、重要なステップ及び反不正行為における関連機構の職責・権限を明確化し、不正行為にかかる案件の通報、調査、処理、報告及び救済措置を講じるプロセスを規範化しなければならない」と明確に要求している。

また、反不正行為メカニズムに付随して、企業に対し、通報・クレーム制度及び通報者の保護制度を確立し、通報ホットラインを設け、通報・クレームの処理にかかるプロセス、手続き期限及び手続き完了までの要求を明確にし、通報・クレームが企業にとって有効的に情報を掌握し得る重要ルートとなることを確実に保証しなければならないと要求している。

(全7章50条)

3. 大口農産物の輸入報告及び情報公布にかかる管理弁法（試行）

(商務部 2008年6月24日公布、2008年8月1日施行)

統一された、権威ある、且つ正確な農産物の輸入情報の公布ルートを確立し、企業に対し、全面的且つ正確な情報を提供するため、商務部は2008年第10号令『大口農産物の輸入報告及び情報公布にかかる管理弁法（試行）』（以下「本弁法」という）を公布した。

(1) 大口農産物の定義

大口農産物とは、生産量、消費量、貿易量及び運輸量などが比較的大きく、国家の経済と人民の生活に関係の深い農産物を指す。今回、輸入報告が義務付けられた商品は、大豆、菜種、豆粕、豆油、菜種油及びパーム油の6種類であるが、輸入報告による管理の対象となる農産物は、今後更に増加することが予想される。

(2) 企業に報告が義務付けられた情報

報告を必要とするのは、対外貿易経営者、連絡担当者、連絡方法、商品の名称、商品番号、貿易方式、貿易国（地区）、原産地国（地区）、契約番号、契約にて約定する商品の数量、約定出港日、船積港、目標港への予定到着時間、実際の出港日、船積み数量、輸入通関港、輸入数量及び実際の目標港到着時間などの情報である。

商務部は、企業から寄せられた情報を収集・整理し、予定の輸入数量、商品の目標港到着予定時間、実際の船積み時間、実際の船積み数量、船積み港、原産地国（地区）、主な港における輸入状況などの情報について、商務部のホームページに設けた「大口農産物の輸入にかかる情報公布」欄にて、半月（法定祝祭日にあたる場合、順延する）ごとに1度、情報を公布する。

(3) 規定違反をした企業に対する処罰

本弁法は、関連する企業に対し、輸入に関する情報を速やかに且つ正確に報告するとともに、報告内容の真実性について責任を負うことを要求しているほか、虚偽の報告、欺瞞、偽造、捏造、報告の遅延及び報告の拒否をすることを禁じている。

規定違反の企業について、商務部より国家統計局に通報し、国家統計局が『統計法』及び『統計法実施細則』の関連規定に基づいて、警告を与え、人民幣5万元以下の行政処罰を科すとされている。また、商務部により、規定に違反した対外貿易経営者が行政処罰の発効した日より1年以上3年以内に関連する対外貿易経営にかかる活動に従事することを禁止することもできるとした。

（全19条）

4. 出入国検疫検査における差押え、押収にかかる管理規定

（国家品質監督検疫検査総局 2008年6月25日公布、2008年10月1日施行）

出入国検疫検査における差押え、押収を規範化するため、国家品質検査局は2008年6月25日、第108号令として『出入国検疫検査における差押え、押収にかかる管理規定』（以下「本規定」という）を公布した。本規定は、差押え、押収の適用範囲及び管轄、差押え及び押収に対する監督等について具体的に規定している。

(1) 差押え、押収の適用範囲に関して

検疫検査機関は、次に掲げる状況の一がある場合に、差押え、押収を実施することができる。

① 法律により検査が義務付けられている輸出入商品について、書面による審査、現場での調査、官能試験法（Sensory Test）もしくは初期的検査測定を経て、人身・財産の安全、健康及び環境保護にかかる項目に不合格であることが証明された場合。

② 法律により検査が義務付けられていない輸出入商品について、抜き取り調査の結果、人身・財産の安全、健康及び環境保護にかかる項目に不合格となった場合。

③ 法律の要求に合致しない輸出入食品及び食用農産品など、人体の健康及び生命の安全に関わる製品、違法に使用した原料、補助材料、添加剤、農業投入品及び違法生産に使用した道具及び設備。

④ 輸出入食品及び食用農産物など、人体の健康及び生命の安全に関連する製品の生産経営場所に、人体の健康及び生命の安全に重大な問題が潜在している場合。

⑤ 輸出入食品及び食用農産物など、人体の健康及び生命の安全に関連する製品に関わる違法行為において、違法行為に関連する契約、証憑、帳簿及びその他関連資料が存在する場合。

本規定は、差押え及び押収について、一般的に、違法行為の発生地 of 検疫検査機構により、属地管轄の原則に照らして実施されると規定している。

(2) 差押え、押収のプロセスに関して

本規定によれば、差押え及び押収のプロセスには、証拠資料の収集、報告、審査認可、決定、送達及び実施等が含まれる。

差押え及び押収された輸出入商品又はその他の物品について、検疫検査機関は、30日以内に法により処理決定をしなければならない。状況が複雑である場合には、検疫検査機関の責任者の批准を受けて、期限を延長することができるが、延長する期間は30日を超えてはならない。品質保存期間が比較的短い商品又はその他の物品については、7日以内に処理決定をしなければならない。行政処罰に関わる場合の期限については、期限について法律に別段の定めがある場合を除き、関連する規定に照らして執行する。検疫検査機構が、差押え及び押収の期間内に処理決定をしない場合、差押え及び押収は自動的に解除される。この場合、押収された輸出入商品又はその他物品は、ただちに当事者に返還しなければならない。

(3) 差押え、押収に対する監督に関して

検疫検査機関が本規定に違反し、違法に差押え及び押収を執行した場合、また、差押え及び押収した財物を使用もしくは毀損したことにより、当事者に対し損失をもたらした場合、ただちに是正するとともに法により賠償しなければならない、事案が重大であり犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

(全5章30条)

5. 自動車登録規定 (改正)

(公安部 2008年5月27日公布、2008年10月1日施行)

新たに改正された『自動車登録規定』(以下「新规定」という)は、元の規定(2004年5月1日施行)(以下「旧規定」という)と比較すると、主に以下の点が変更されている。

(1) ボディカラーの変更等について事前申請を不要とした。

新规定では、既に登録済みの自動車に次に掲げる状況の一がある場合、自動車の所有者は登録地の車両管理所にて変更登録にかかる手続きを行わなければならないと規定された。①ボディカラーを変更した場合、②エンジンを交換した場合、③ボディ又はシャーシを交換した場合、④品質上の問題により、車両そのものを交換した場合、⑤営業用自動車を非営業用に変更したり、又は非営業用自動車を営業用に変更するなど車両の使用目的を変更した場合、⑥自動車の所有者の住所が、車両管理所の管轄区域から転出もしくは転入した場合。

これに関連して、登録変更の手続きにかかる事前の審査認可制度が取り消された。

(2) 臨時ナンバープレートの申請・受領範囲を拡大した。

新规定では、自動車に次に掲げる状況の一があり、臨時に道路を走行する必要がある場合、自動車の所有者は、車両管理所に対し、臨時ナンバープレートの受領を申請しなければならないと規定した。①未販売である場合、②購入、割当及び贈与などの方式にて自動車を獲得した後、登録手続きをしていない場合、③科学研究及び定型試験を実施する場合、④車軸荷、総質量及び外郭の寸法が国の定める基準を超えているために、登録手続きを受けられない特別な型式の自動車。

(3) 自動車ナンバープレートの重複使用を許可した。

新规定は、自動車の所有者の変更手続き又は登録抹消手続きをした後、元の自動車所有者が新たに購入した自動車の登録手続きをする場合、車両管理所に対して元の自動車ナンバープレートの使用を申請することができると規定している。当該規定は今回新たに規定された内容であり、ナンバープレートの再利用可能な範囲を拡大したと言える。

(4) 代行人は書面資料を提出しなければならないとした。

新规定では、代行人が自動車の登録及び業務についての申請をする場合、代行人の身分証明書及び自動車所有者による書面の委任状がなければならないことが規定された。これにより、代行人が手続きする際に提出を求められる資料が明確に示された。

ことになり、一部の犯罪者が法律の網を潜り抜けて詐欺や賄賂など不正な手段により自動車登録にかかる手続きを行うことを避ける効果が期待できる。

(5) 新車が交通事故を起こした場合、新たに安全検査を受けなければならないとした。

新規定では、安全技術検査を免除されている自動車に次に掲げる状況の一がある場合、安全技術検査を受けなければならないと規定した。(1) 国産自動車が工場から出荷された後2年間、登録を申請していない場合、(2) 税関を経て輸入された自動車が、輸入後2年間、登録を申請していない場合、(3) 登録の申請前に、交通事故を起こした場合。

(6) 差押え処分を受けている自動車に関する情報について、一般人による調査を可能とした。

新規定により、自動車の差押え登録日及び差押えの解除にかかる登録日について、一般人による調査が可能となった。

(7) 「法律責任」と題した章を追加した。

新たに追加された「法律責任」にかかる規定において、自動車の塗装、標識や車体広告を貼り付けたことにより、自動車の安全走行に影響を与えた場合、ボディカラーの変更、エンジン、ボディ又はシャーシを交換した場合、重型、中型トラック及びそのトレーラーのボディ又は車両後部に、規定とおりに車両ナンバーを拡大しナンバー塗装しなかったり、拡大して塗装したナンバーが不明瞭である場合、公安機関の交通部門により警告及び処罰を受けるとされた。

(全5章56条)

6. 建築施工企業の安全生産許可証にかかる動態的監督管理暫定弁法

(住宅・不動産及び都市・郷建設部 2008年6月30日公布、2008年6月30日施行)

建築施工企業の安全生産許可証に対する動態的監督を強化し、建築施工企業による安全生産条件の保持及び改善を促し、生産に関わる事故を防止・減少させるため都市・郷建設部は、本暫定弁法を制定した。

暫定弁法は、建設プロジェクトにて施工元請負を実施する場合、建築施工の元請負をする企業は、法によりプロジェクトを安全生産許可証を有する専門業務請負企業又は労務下請負企業に下請けさせなければならない、なお且つ請負企業の安全生産条件に

に対する監督・検査を強化しなければならない。

また、暫定弁法は、プロジェクト監理事業者に対し、プロジェクトを下請負する施工企業の安全生産許可証及び関連職員の安全生産にかかる考査合格証書の所持状況を再検査することを義務付け、職員の証書所持に関して規定違反があったり、施工現場の安全生産にかかる条件が低下していることを発見した場合、ただちに改善を要求しなければならないとしている。施工企業が改善を拒否した場合、プロジェクト監理事業者は、建設事業者に報告し、建設事業者より施工企業に対してただちに改善するよう命じなければならないとしている。

同時に、暫定弁法は、建築施工企業に対し、本企業及び請負プロジェクトの安全生産条件に対する日常的な動態検査を強化しなければならず、法律で定める安全生産にかかる条件に合致しないことを発見した場合、ただちに改善しなければならず、なお且つ自己調査と記録の改善をしっかりと行わなければならないとした。

規定違反行為が存在する企業に対して、暫定弁法は、安全生産許可証の暫時押収及び取消しという懲戒措置を講じることを定めている。

(全 23 条)

7. 駐中国外国大使館及び大使館職員による物品の中国国内への持込・中国国外への持出にかかる管理監督弁法

(税関総署 2008 年 6 月 5 日公布、2008 年 10 月 1 日施行)

本弁法は、主に以下の内容を含む。

(1) 弁法の適用に関して

大使館及び大使館職員が出入国する際の公用及び私用物品の持込・持出について本弁法を適用するとしている。本弁法により、大使館及び大使館職員が、公用及び私用物品を初めて中国国内へ持込み、もしくは初めて中国国外に持ち出す場合、関連資料を持って管轄を受ける税関にて届出手続きを受けなければならないとされた。

(2) 公用及び私用物品の持込・持出にかかる申告に関して

本弁法によると、大使館及び大使館職員が公用及び私用物品を中国国内に持ち込みもしくは中国国外へ持出す際、税関の規定する書面の方式もしくは口頭にて申告しなければならないとされている。外交代表が私用物品を携帯して出入国する場合、税関は検査を免じ、通関させる。本弁法が規定する免税範囲以外の物品及び中国政府が持

込・持出を禁ずるか、もしくは検疫法により規制されている物品が携帯品に含まれていると推定する重大な理由がある場合、税関は、これを検査する権利を有する。税関が検査を行う際には、外交代表又はこれが授権した者はその場にいないなければならない。

(3) 入国する物品に対する監督に関して

本弁法によると、大使館が煙草製品、アルコール飲料及び自動車車両など公用物品を持込む（国内の外交職員用免税店にて購入したもの、及び法により譲渡を受けたものを含む）煙草製品、アルコール飲料及び自動車車両等の公用品について、税関は、規定の数量の範囲内にて免税とする。外交代表が持込む（国内の外交職員用免税店にて購入したもの、及び法により譲渡を受けたものを含む）煙草製品、アルコール飲料及び自動車車両等の公用品について、税関は、規定の数量の範囲内にて免税とする。大使館及び大使館職員が自動車車両を持込む場合、税関より通関を許可された後 10 業務日以内に、税関に対し「中華人民共和国税関監督管理車両の持込・持出及びナンバープレートの受領・抹消にかかる通知書」を申請・受領し、自動車ナンバープレートの申請・受領手続きを行わなければならない。

(4) 出国する物品に対する監督に関して

本弁法によると、大使館及び大使館職員が、公用及び私用物品を持出す場合、「申告書」を記入のうえ、持込・持出書、インボイス、パッキングリスト及び身分証明書コピーなど関連証書資料を、管轄権を持つ税関に対して提出・申請しなければならない。このうち、自動車車両を持出す場合、大使館の照会状を提出しなければならない。管轄権を持つ税関は、申請を受け取った日より 10 業務日以内に、持出を許可するか否かの決定を行わなければならない。外交代表が私用物品を携帯して（同一の乗り物に搭載する場合を含む）国外へ持出す場合、税関に対し、口頭による申請をしなければならない。大使館及び大使館職員が、元々国外から持込んだ自動車車両を、再び国外へ持出す場合、管轄権を持つ税関の審査・批准を受けなければならない。

(5) 外交封印袋に対する監督に関して

本弁法によると、大使館が発送又は受取る外交封印袋について、外交文書又は公務用品を入れることを限度とし、なお且つ外交封印袋の重量及び体積等に関する中国の規定に合致したうえ、大使館が既に税関にて届出をしたことを示す標識を付さなければならない。外交伝書使が、外交封印袋を携帯して中国から出国する場合、派遣国の主管機関により発行された、身分及び携帯する外交封印袋の数を明記した伝書使証明

書を所持していなければならない。税関は、伝書使の提示した証明書に間違いがないことを確認のうえ、検査を免除し、税関を通過させる。

(6) 自動車車両に対する後続的な監督に関して

本弁法によると、大使館及び大使館職員が、当該弁法の規定により免税にて持込んだ自動車車両及び譲渡を受けた自動車車両は、税関による監督管理の対象車両となり、管轄権を持つ税関がこれら車両に対し、引き続き監督管理をする。公用目的にて持込んだ自動車車両の監督管理機関は、税関を通過した日から6年とし、私用目的にて持込んだ自動車車両については、税関を通過した日から3年とする。税関の批准を受けずに、税関による監督管理期間において、上述の自動車車両を譲渡したり、売却することはできない。大使館職員が、任期満了前に離任する場合を除き、大使館及び大使館職員が免税にて持込んだ自動車車両について、税関を通過した日から2年以内は、譲渡もしくは売却してはならないとされている。

1986年12月1日に、税関が公布した『駐中国外国大使館及び大使館職員による物品の中国国内への持込・中国国外への持出にかかる通関弁法』は、同時に廃止された。

(全6章34条)

8. 非居住者企業が小型薄利企業にかかる所得税優遇政策を享受しない問題に関する通知

(国家税務総局 2008年7月3日公布、施行)

本通知により、主に以下の内容が明確にされた。

(1) 企業所得税法第28条に規定される「小型薄利企業」とは、「企業の全ての生産経営活動により発生する所得についていずれも中国において企業所得税の納付義務を負う企業」を指すことを明確にした。非居住者企業とは、『企業所得税』における定義に照らし、外国（又は地区）の法律及び法規により設立され、且つ実際の管理機構が中国国内にないものの、中国国内に機構及び場所を設立させているか、もしくは中国国内に機構・場所を設立させているものの、中国国内をリソースとする所得がある企業を指す。例えば、中国にて代表処及びその分支機構などを設立させている外国企業がこれにあたる。

(2) 中国にリソースがある所得のみについて納税義務を負う非居住者企業について、企業所得税法に規定する、条件に合致する小型薄利企業については20%の税率にて企

業所得税を減免するとの政策を適用しない。

9. 輸出外貨受け取り・決済オンライン審査弁法

(国家外貨管理局、商務部、税関総署 2008年7月2日发布 2008年7月14日施行)

本弁法の主な内容は以下のとおりである。

(1) 適用範囲

対外貿易経営権を有する個人による輸出業務外貨収入及び対外貿易経営権を有する保税監督管理区域にある企業による非保税貨物の輸出業務外貨収入について、本弁法を適用する。

(2) 確認審査待ちの口座

本弁法では、企業による輸出業務外貨収入について、まず、銀行にて直接当該企業の名義にて輸出受け取り外貨審査待ち口座を開設しなければならないと規定すると同時に、審査待ち口座の収支範囲は、外貨局の規定によるとした。

また、銀行は、企業及び自らの操作人員の IC カードを使用して審査照合システムにログインし、企業の輸出業務外貨収入についてオンライン上で照合を行うことと規定されたほか、企業は相応の輸出業務外貨収入額において決算又は資金の振替え手続きをすると同時に、審査照合システムにてその対応する輸出業務外貨収入額を確認・減額するとされた。また、銀行は、確認照合システムにおける企業輸出業務外貨収入額を超えて、決済又は資金の振込み手続きをしてはならないとされた。

(3) 輸出業務外貨収入額の確定

一般貿易及び進料加工貿易又は国境における小額及び対外請負輸出などその他貿易項目にかかる輸出業務外貨収入額については、輸出貨物にかかる通関申告書の取引成立総価格の和に照らして確定する。来料加工貿易項目にかかる輸出業務外貨収入額については、輸出貨物にかかる通関申告書の取引成立総価格×為替収入の比例を累計した和により確定する。輸出前受け金項目にかかる輸出業務外貨収入額については、企業が関連する外債管理規定による前受け金の登録状況に照らし、企業の輸出業務外貨収入と、当該企業が所属する業界の特徴を総合的に考慮して確定するとした。輸出バイヤーズクレジットの項目にかかる企業による外貨の前受け金は、当該企業の前受け金項目にかかる外貨収入額に組み入れるとした。

(全 13 条)

10. 個人経営者、個人独資企業及びパートナー企業の個人所得税の税控除前における控除基準にかかる問題に関する通知

(財政部 国家税務総局 2008年6月3日公布)

本通知は、主に以下の内容を含む。

個人経営者、個人独資企業及びパートナー企業の投資者の生産経営所得について、法により個人所得税を徴収する際、個人経営者、個人独資企業及びパートナー企業の投資者本人の費用控除基準は、人民幣 24,000 元/年(2,000 元/月)とする。

個人経営者、個人独資企業及びパートナー企業が、その従業員に対して実際に支払う合理的な賃金、報酬にかかる支出については、納税前に事実に基づいて控除することを許可する。

個人経営者、個人独資企業及びパートナー企業が割当納付する労働組合経費、従業員の福利費用及び従業員の教育経費にかかる支出は、それぞれ賃金報酬の総額の 2%、14%及び 2.5%の基準の範囲にて事実に基づいて控除する。

個人経営者、個人独資企業及びパートナー企業について、1 納税年度ごとに発生する広告費用及び業務宣伝費用が当年の販売(営業)収入の 15%を超えない部分については、事実に基づいて控除する。超過する部分については、次の納税年度以降に繰越して控除することができる。

個人経営者、個人独資企業及びパートナー企業について、1 納税年度に発生する、自らの生産経営業務と直接関連する業務にかかる接待費用の支出については、発生した額の 60%に照らして控除するが、最高で当年の販売(営業)収入の 5%を超えないものとする。

11. 法により外商投資企業の解散及び清算手続きを行うことに関する商務部弁公庁の指導意見

(商務部 2008 年 5 月 5 日公布、施行)

中国の法律制度が整備されるに伴い、外資企業と内資企業に対する管理の一致性を図ろうとの動きが高まり、国務院が 2008 年 1 月 15 日に『外商投資企業清算弁法』(以下『弁法』という)を廃止したのを受けて、『弁法』廃止後における外商投資企業の

解散及び清算手続きを行うために、商務部弁公庁は、本指導意見を公布した。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 今後における外商投資企業の解散及び清算手続きは、『会社法』及び外商投資にかかる法律及び行政法規の関連規定に照らして行うことを要求する。外商投資にかかる法律及び行政法規に特別規定があり、会社法に詳細な規定がない場合、特別規定を適用する。

(2) 外商投資企業の一部の株主が、『会社法』第 183 条の規定により会社の解散を請求する場合、管轄権を有する人民法院に対して直接提起しなければならない。

(3) 清算グループは、清算期間中に企業の各税金を完納しなければならない。清算手続きの完了後、清算グループは清算報告を作成し、企業の権力機関による確認を受けて、審査認可機関に送付すると同時に審査認可機関に対し、批准証書を返納しなければならない。

(4) 『弁法』廃止前に、特別清算手続きが既に開始されている場合、そのまま続行できる。清算グループが法により作成した清算報告は、法律上の効力を有する。

本指導意見は、外商投資企業の解散及び清算手続きについて、今後は『弁法』を適用しないことを強調している。特に、『弁法』廃止前に特別清算手続きが開始されていた場合、そのまま続行できることとしたほか、『弁法』廃止前に清算グループが作成した清算報告は法律上の効力を有するとした点に注意が必要である。

II、地方レベル

1. 北京市における2008年都市居住者の社会保障に関する待遇基準の調整にかかる案

(北京市労働社会保障局 2008年6月28日公布、2008年7月1日施行)

昨年から引き続く物価の上昇を考慮し、北京市労働社会保障局により本案が制定された。本案に基づき、7月1日より、北京市特別手当(subsistence allowance system)、最低賃金基準、失業保険、労災保険及び基本年金など5項目の社会保障待遇基準がいずれも引き上げられた。

北京市における従業員の最低賃金基準について、「1月あたり730元を下回らず、1時間あたり4.36元を下回ってはならない」とされていた従来の基準を、「1月あたり800元を下回らず、1時間あたり4.6元を下回ってはならない」と改めたほか、最低生活保障基準は、1人あたり330元から60元引き上げられて390元に、失業保険金の

支給基準は、476 元から平均 80 元増の 556 元に、定年退職者の年金の最低基準は、675 元から 1 人あたり 1 月 100 元引き上げられて 775 元とするなど、いずれも現行の基準を上回る基準が新たに設けられた。

これに伴い、労務災害にかかる定期待遇の基準（傷害手当、看護手当及び扶養家族補助金）も引き上げられた。

2. 『労働紛争調停仲裁法』及び『労働契約法』の適用にかかる若干の問題に関する指導意見

（広東省高級人民法院、広東省労働紛争仲裁委員会 2008 年 7 月 7 日公布、施行）

これまで不統一であった裁判における審理基準を統一し、審理プロセスに瑕疵があるために審理の効率が低い等の重大な問題を解決するため、広東省高級人民法員及び広東省労働紛争仲裁委員会は、本指導意見を共同で制定した。主な内容は以下のとおりである。

（1）「勤続年数を零とする」契約を強制的に締結させた場合における無効認定

労働者の勤続年数及び締結した固定期間のある労働契約の回数は、引き続き連続計算されなければならない。指導意見の規定によれば、使用者が固定期間のない労働契約の締結を避けるために悪意を以って行った以下の行為は、無効行為と見なされる。

（一）労働者の勤続年数を零とするため、労働者を一旦辞職させた後、当該労働者に対し新たな労働契約の締結を強制した場合。（二）関連企業を設立するとの手段により、労働者と労働契約を締結する際に、使用者の名称を変更した場合。（三）違法な労務派遣を通じて労働者を採用した場合。（四）その他、誠実信用及び公平の原則に明らかに違反する、固定期間のない労働契約の締結を避ける目的を伴う行為。

（2）特殊な労使関係

定年退職者、外国人、外国企業代表機構など特殊な主体による従業員採用について、以下のとおり規定した。使用者が既に法律で定められた退職年齢に達しているものの、年金待遇もしくは退職金を享受していない場合、当該労使関係は労働関係として処理する。既に年金待遇もしくは退職金を享受している従業員と使用者との間に形成される労使関係は、雇用関係として処理する。外国人及び香港・マカオ・台湾地区の公民が中国国内にて就業することにより発生する労使関係は、労働関係として処理する。外国企業及び香港・マカオ・台湾地区の企業及びその常駐代表機構が中国人従業員を

直接雇用する場合、形成された労使関係は、雇用関係として処理する。

(3) 時間外勤務賃金の計算基数

本指導意見第 28 条の規定により、労働者の時間外勤務賃金の計算基数は、正常な勤務時間の賃金とされた。正常な勤務時間の賃金とは、労働者が法律で定められた勤務時間内に提供する正常な労働に対して、使用者が法により支払うべき労働報酬をいう。使用者と労働者が労働契約にて約定したり、もしくは使用者の規則制度において規定される賞与、手当及び補助などの項目は、正常な勤務時間の賃金にはあらず、約定もしくは規定に照らして執行する。

(4) 使用者が時間外勤務の事実を否認する場合における使用者側の举证責任

労働者が時間外勤務賃金の支払いを主張し、使用者が時間外勤務の事実を否認する場合、使用者側が「時間外勤務の事実はない」との証拠を挙げる責任を負う。

(5) 規則制度の効力についての認定

本指導意見により、使用者が『労働契約法』施行前に制定した規則制度について、『労働契約法』の規定する民主的プロセスを経ていないものの、その内容が法律、行政法規及び政策の規定に違反せず、なおかつ既に労働者に対し公示もしくは告知してある場合には、使用者による従業員管理の根拠とすることができる。『労働契約法』施行後において、労働者に密接な利益に関わる規則制度又は重大な事項について使用者が制定及び改正し、民主的プロセスを経ていない場合、原則として使用者による労働者管理の根拠とすることはできない。但し、規則制度又は重大な事項の内容が、法律、行政法規及び政策の規定に違反せず、不合理な状況が明らかに存在すると言えない場合、なお且つ既に労働者に対し公示もしくは告知してあり、労働者からの異議申し立てがない場合、労働仲裁及び人民法院にての裁判時に証拠とすることができる。

制度情報

2008年8月～2008年9月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 海外部監修)

一、 全人代レベル

中華人民共和国循環經濟促進法

(全国人民代表大会常務委員会 2008年8月29日公布、2009年1月1日施行)

資源の消耗を減らし、環境に対する影響を可能な限り減少させ、最大の経済効果を高めるとともに廃物の排出を最小限にとどめるため、本法により主に以下の規定がされた。

1、資源の浪費及び環境破壊につながる使い捨て消費品の生産及び販売を制限し、その具体的リストは国務院循環經濟發展綜合管理部門が国務院財政、環境保護など関連主管部門とともに制定する。2、過剰包装の問題については、製品包装物に対し製品包装基準を厳格に執行しなければならないと規定し、過剰包装による資源の浪費及び環境汚染を防止する。3、都市計画及び工事建設基準に合致し、合理的な使用寿命の範囲にある建物について、公共利益にかかる必要性がある場合を除き、都市の人民政府は撤去を決定してはならない。4、国の機関及び財政性資金を使用するその他組織は、節約を励行し、浪費を防止し、率先して省エネルギー、節水、土地節約、材料節約及び環境保護に有利となる製品、設備及び施設を使用し、事務用品の節約使用をしなければならない。5、企業は、国の規定に基づき、生産過程において発生するフライアッシュ、石炭脈石、尾鉱、廃石、廃料及び廃気など工業廃物を総合利用しなければならない。

中国の循環經濟發展はスタート段階にあり、実務経験に乏しいことから、同法の内容は原則的な規定にとどまり、制限性条項が若干少なく、規定される内容の多くは政府による指導や促進との性質を持つものが多い。したがって、本法の実際の効力を保障するため、今後さらに全国人民代表大会の関連機構より、国務院又は国務院の関連部門に対し本法の関連細則を早急に研究し制定するよう提言を行うことが予想される。

(全七章 58 条)

二、国務院レベル

1. 中華人民共和国労働契約法実施条例

(国務院 2008年9月18日公布、同日施行)

労働契約法の施行以来、同法の一部規定に対してある程度の意見相違が存在していた。これに鑑み、国務院より本実施条例が公布された。その内容は以下のとおりである。

1、労働者が使用者との間で書面による労働契約を締結しない場合。

労働契約法ではこのような状況について規定をしていなかったことを受け、本実施条例では、雇用の日から1ヵ月以内に、使用者の書面による通知を経て、労働者が使用者と書面による労働契約を締結しない場合、使用者は、書面により労働者に対し労働関係の終了を通知しなければならない、労働者に対し経済補償を支払う必要はない(第5条)と明確に規定した。

2、書面による労働契約を締結しないことにより2倍賃金を支払う起算日

労働契約法第82条の規定では、使用者は雇用の日から1ヶ月を超えて1年未満に労働者と書面による労働契約を締結しない場合、労働者に対し労働によって得るべき報酬の2倍の賃金を支給しなければならないとされているものの、2倍賃金の支払起算日について明確化されていなかったために、実務において様々な意見が存在していた。これを受け、本実施条例では、使用者が労働者に対し毎月支払う2倍賃金の起算日は、雇用の日から満1ヵ月経過した翌日とし、書面による労働契約を締結した日の前日までを支払の終了日とする(第6条)と明確に規定した。

3、従業員名簿に関して

使用者が作成する従業員名簿について、本実施条例では、労働者の氏名、性別、国民身分証番号、戸籍地及び現住所、連絡方法、雇用形態、雇用開始日及び労働契約の期間などの内容を含むことを規定した(第8条)。同時に、本実施条例では、従業員名簿作成にかかわる規定に違反した場合の懲戒措置を明確にした。

4、固定期間のない労働契約の解除問題に関して

固定期間のない労働契約が終身雇用制であるかのような労働者の誤解を打ち消すため、本実施条例では、労働契約法第36、39、40及び41条の、使用者が法に基づき固定期間のない労働契約を含む労働契約の解除にかかる14種類のケースについて整

理し、労働者が試用期間において採用条件に合致しないことが証明されたとき、労働者が使用者の規則制度に著しく違反したとき、労働者に著しい失職行為があり、私利私欲を謀り、使用者に重大な損害をもたらしたとき、労働者が訓練又は職位の調整を経てなお業務を全うできないとき及び企業の製品転換などの状況がある場合、法に基づき労働者との労働契約を解除することができる」と規定した（第 19 条）。

5、労働契約の終了及び解除にかかる証明に関して

労働契約の終了及び解除に関する内容について、本実施条例では、使用者が発行する労働契約の解除及び終了にかかる証明には、労働契約の期間、労働契約の解除及び終了の期日、職務職位及び本使用者における勤続年数を明記しなければならないと規定した（第 24 条）。

2. 外国企業常駐代表機構登記管理条例（意見聴取案）

（国務院法制弁公室）

本意見聴取案は、1983 年 3 月原国家工商局により公布・施行された『外国企業常駐代表機構の登記管理弁法』（以下「原弁法」という）と比較し、以下の内容が新たに修正及び追加されている。

1、代表機構の性質を明確にした。

本意見聴取案は、「外国企業常駐代表機構とは、外国企業が本条例の規定に従い中国国内に設立し、当該外国企業の業務活動に関連する非営利性活動に従事する事務機構を指し、営利性活動に従事してはならない。但し、中国が調印し、又は加盟している国際条約及び協定に別途規定がある場合、その規定による（第 2 条）」と規定している。当該規定により、特別な認可を経ているか又は条約及び協定などに基づき、営利性活動に従事できる代表機構の設立が可能となった。

2、首席代表及び代表の契約への署名権を明確にした。

本意見聴取案は、首席代表及び代表は、外国企業の書面による授権を経て、外国企業を代表し契約書に署名することができる（第 11 条）ことを規定した。当該規定により、首席代表及び代表は授権を経て外国企業を代表して経営にかかわる契約書に署名することが可能となった。

3、代表機構の業務範囲について詳細に規定した。

本意見聴取案は、代表機構が従事できる業務活動の範囲についても詳細に規定した。

その中には以下の内容が含まれる。①外国企業の製品又はサービスに関連する市場調査、展示、宣伝活動②外国企業製品の販売、サービス提供、国内仕入及び国内投資に関連する連絡活動③中国が調印し、又は加盟している国際条約及び協定に基づき従事できる業務活動④法律、行政法規又は国务院の規定に基づき代表機構が従事できる業務活動。

4、常駐代表機構の駐在期間に対する制限を取消した。

現在のところ実務においては、外国企業が北京にて常駐代表機構の設立を申請する場合、工商部門より認可される駐在期間は一般に10年を超えない（金融機関は6年）とされている。今回の意見聴取案では、常駐代表機構の駐在期間について新たな規定をし、その駐在期間は外国企業の存続期間を超えてはならない（第13条）とした。

5、登記事項を公衆の問い合わせに供することを規定した。

本意見聴取案では、登記機関は、代表機構の登記事項を代表機構登記簿に記載し、社会公衆による問合せ及び複製に供する（第18条）ことを規定するとともに、代表機構に対しても、登記証を代表機構の駐在場所の目立つ場所に置かなければならず（第30条）、代表機構を新たに設立したり、登記事項を変更する場合、外国企業は、登記機関が指定する媒体において社会に公告しなければならない（第29条）と規定した。

6、代表機構に対し年度報告の提出を要求した。

原弁法では、常駐代表機構は、登録機関に対し年度業務活動の状況報告を毎年提出しなければならないと規定していたものの、実際には空文化していた。本意見聴取案はこれについて、代表機構は、毎年3月1日から6月30日までに年度報告書を登記機関に提出しなければならない（第28条）と明確に規定した。年度報告書の内容には、外国企業の合法的な存続状況、代表機構による業務活動の展開状況、会計監査を経た費用収支の状況など関連情報が含まれるとされた。これを受けて、代表機構は今後、登記機関に対し年度報告書を毎年提出しなければならない可能性がある。

7、代表機構に会計帳簿の設置を義務付けた。

意見聴取案では、代表機構は、法に基づき会計帳簿を設置し、外国企業の経費の支払及び代表機構の費用収支状況を事実どおりに記載し、且つ代表機構の駐在場所に保管しなければならない（第33条）と規定した。これを受けて、会計帳簿を作成していないか、又は会計帳簿が不明瞭である代表機構は、新たに会計帳簿を作成し、収支

状況を明確に記載することが必要になると思われる。

本意見聴取案は、今後、「提起された意見に基づいて修正→国務院常務委員会にて審議→同意を得た後に公布」とのステップを経ることになるため、その動向を引き続き注目していく必要がある。

3. 中華人民共和国外貨管理条例（改正）

（国務院 2008年8月5日公布、同日施行）

『外貨管理条例』（以下「本条例」という）が1996年に公布、1997年に改正されて以来、中国経済の急速な発展及び国際的な経済情勢の大きな変化につれて、外貨管理の面で新たな状況及び新たな問題が発生した。この状況を受けて、国務院は本条例を改正した。今回の改正の主な内容は以下のとおりである。

- 1、原条例に規定されていた經常項目の外貨収入にかかる強制決済制度を取消し、外貨資金の出入りについて均衡の取れた管理を実施するとした。本条例では、經常的国際支払及び移転に対して、国は、これを制限しない（第5条）と明確に規定された。
- 2、国境を越えて流動する資金の監督管理を強化し、ホットマネーの流入を防ぎ、中国経済・金融の安全を制度面から保証した。また、本条例では、決済資金の使用及び口座変動状況に対して、外貨管理局が動的な監督検査を実施することを認めたため、監督管理の強化につながると見られる。
- 3、国際収支の緊急対応メカニズムを確立し、危機状況において迅速な対応するための制度作りをした。
- 4、人民幣の交換レート形成メカニズムをよりいっそう充実させ、人民幣の自由兌換制度の促進に向け、政策面からの準備をした。
- 5、対外直接投資にかかる外貨管理について、行政機関による審査認可手続きを簡略化した。本条例では、国外の主体による国内での資金調達、国内の主体による国外での証券投資や派生製品の取引、国内の主体による対外的な商業ローン提供などの取引項目に対する管理原則を新たに追加した。
- 6、公平競争のある市場環境を創造し、貿易投資の簡便化をよりいっそう促進した。本条例は、内資企業と外資企業、国有企業と民営企業、機構と個人との間の差別待遇を取消し、取引の性質に照らして監督するとしたため、貿易投資の簡便化の促進に有利となるとと思われる。本条例の公布施行により、外資投資企業と内資企業との待遇上

の格差が消失し、公平競争に有利となるとともに、外資投資企業に有利となる。

(全八章 54 条)

4. 対外請負工事管理条例

(国务院 2008 年 7 月 21 日公布、2008 年 9 月 1 日施行)

本条例の主な内容は以下のとおりである。

1、対外請負工事の促進メカニズム

本条例では、3つの方面から対外請負工事の促進メカニズムを規定した。1、国务院の関連部門は、対外請負工事を促進するための政策措置を制定し、よりいっそう充実させ、対外請負工事サービス体系及びリスクの保障メカニズムを確立し、健全化する。

2、国务院商務主管部門は、国务院関連部門とともに関連情報の収集及び通報制度を確立し、関連部門は貨物の通関及び人員の出入国などの方面にて、法に基づきサービスを提供する。3、対外請負工事に関する協会及び商会業界規範を制定し、各々の協調と自律作用を発揮させる。

2、対外請負工事にかかる資格制度

本条例では、対外請負工事にかかる資格制度を確立し、対外請負工事に従事する事業者は、本条例の規定に基づき対外請負工事にかかる資格を取得しなければならないとしたうえで、法人資格、資金、管理人員及び専門技術人員、事故防止能力、工事品質及び安全生産保障能力及び商業上の信用などの面から、対外請負工事にかかる資格を取得する事業者が備えるべき条件について規定した。

3、対外請負工事の工事品質及び安全生産統制

本条例は、これについて3つの面から規定した。1つは、対外請負工事に従事する事業者は工事品質及び安全生産管理を強化し、工事品質及び安全生産管理にかかわる規則制度を確立し、よりいっそう充実させ、これを厳格に執行する。2つめは、対外請負工事に従事する事業者は、下請事業者との間で専門的な工事品質及び安全生産管理協議を締結するか、又は下請契約において各自の工事品質及び安全生産管理責任を約定し、下請事業者の工事品質及び安全生産に対し、統一的に協調し、管理する。対外請負工事に従事する事業者が、国の規定する相応な資質を持たない国内の事業者又は工事プロジェクトの建築施工部分を法に基づいて安全生産許可証を取得していない国内の建設施行企業に工事プロジェクトを下請けさせてはならないと規定した。3

つめには、下請事業者が工事プロジェクトを再下請又はその一部を再下請することを明確に禁止した。

4、対外請負工事の安全保障

本条例では、対外請負工事に従事する事業者が安全保障の面において主体的に責任を負うことを明確に規定した。これには、専門的な安全管理機構及び人員が外部派遣人員の人身及び財産安全を保護すること、外部派遣人員に対して事故防止教育及び緊急時に対応するための知識訓練を実施すること等が含まれる。

5、外部派遣人員の合法権益の保護

対外請負工事における外部派遣人員の合法権益を保護するため、本条例は、国務院商務主管部門の許可を取得した外部派遣人員仲介派遣機構及び対外請負工事に従事する事業者は法に基づき自らが招聘する外部派遣人員との間で労働契約を締結し、海外傷害保険を購入するなど保護措置を採用しなければならないことを規定した。

(全五章 35 条)

5. 経営者の集中にかかる申告基準に関する国務院の規定

(国務院 2008 年 8 月 3 日公布、同日施行)

本規定の主な内容は以下のとおりである。

本規定は、経営者の集中について、2 つの申告基準を規定した。一つ目は、集中に参加する全ての経営者の前会計年度の全世界範囲内における営業額の合計が 100 億元人民幣を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 名の経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも 4 億元人民幣を超えるときで、二つ目は、集中に参加する全ての経営者の前会計年度の中国国内における営業額の合計が 20 億元人民幣を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 名の経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも 4 億元人民幣を超えるときである。経営者の集中がいずれか一つの基準に達した場合、国務院独占禁止執行機関に対して事前申告しなければならない(第 3 条)とした。

また、営業額の計算については、国務院の商務主管部門が国務院の関係部門と共同して具体的な弁法を制定するとしている。

さらに、申告基準の除外状況として、経営者の集中が上述した所定の申告標準に到達しないけれども、所定の手続に従い収集した事実及び証拠により、当該経営者の集

中が競争を排除し、又は制限する効果を有し、又は有するおそれのある旨が表明される場合には、国务院の商務主管部門は、法により調査をしなければならない（第4条）とし、商務主管部門に対し、一定の自由裁量権を付与した。

このほか、中国では現在のところ、独占禁止について、商務部が「独占禁止局」を設置して経営者の集中を審査し、国家工商総局が「独占禁止及び反不正競争法執行局」を設置して独占協議、市場における支配地位の濫用及び行政権限の濫用による競争の排除・制限（独占価格協議は除く）にかかる独占禁止に関する執行業務を担当し、国家発展改革委員会が「価格監督検査司」を設置して価格独占行為の取締りなど、3つの部門により管轄されていることにも注意が必要である。

（全5条）

6. 外商投資電信企業管理規定（改正）

（国务院 2008年9月10日公布、同日施行）

改正された新規定では、主に以下の内容について詳細に規定された。

1、登録資本について

原規定と比較して、新規定では外国投資家による中国国内の電信業界への投資にかかる登録資本に対する要求が明らかに緩和された。

(1) 外国投資家が中国において電信企業に投資し、全国的な、又は省、自治区もしくは直轄市の範囲にまたがる基礎電信業務を經營する場合には、その登録資本の最低限度は人民幣10億元とし（原規定では20億元とされていた）、付加価値電信業務を經營する場合には、その登録資本の最低限度は、人民幣1,000万元とする。

(2) 省、自治区又は直轄市の範囲内の基礎電信業務を經營する場合には、その登録資本の最低限度は人民幣1億元とし（原規定では2億元とされていた）、付加価値電信業務を經營する場合には、その登録資本の最低限度は、人民幣100万元とする。

2、主管部門について

外国投資家による電信業界への投資を主管する部門が明確に規定された。投資プロジェクトの審査認可権は、元々の国务院計画主管部門又は国务院經濟綜合管理部門から、国务院發展改革部門へと委譲された。

新規定では、外国投資家による電信業界への投資の際の持分比率問題について、依然として元来の規定を維持していることに留意が必要である。基礎電信業務を經營す

る外商投資電信企業について、外国側投資者の企業における出資比率は、最終的に依然として49%を超えることはできず、付加価値電信業務を経営する外商投資電信企業について、外国側出資者の企業における出資比率は、最終的に依然として50%を超えることはできない。

新規定では一定の範囲内で、外国投資家の中国電信業界への参入制限を緩和するものではあるが、現在のところ関連する政策が不明瞭であることから、外国投資者による電子業界参入については、操作可能性が相変わらず乏しいとも言える。

(全23条)

三、部門レベル

1. 企業労働組合主席選出弁法（試行）

(中華全国総労働組合 2008年7月25日公布、同日施行)

企業労働組合主席の選出メカニズムをより一層健全化かつ充実させ、労働組合の職責を的確に履行するため、中華全国総労働組合は本弁法を公布した。主な内容は以下のとおりである。

1、適用範囲

本弁法は、中華人民共和国国内企業、企業化管理を実行する事業団体及び民間非企業団体の労働組合主席に対し、本弁法を適用する（第2条）と明確に規定している。

2、選挙の原則

本弁法では、企業労働組合主席の選出について、共産党による幹部管理、法による規範化、民主的集中、組織秩序のある原則を堅持しなければならない（第3条）とし、上級の労働組合は、企業労働組合主席の選出を直接指導しなければならない（第4条）とするなど企業労働組合主席の選出にかかる基本原則を明確に規定した。

3、候補者の資格

本弁法では、企業行政責任者（行政副職を含む）、パートナー及びその近親族、人的資源部門の責任者及び外国籍従業員は、本企業の労働組合主席候補者としてはならない（第6条）と規定された。

4、候補者の確定

本弁法では、企業労働組合主席候補者は、労働組合分会又は労働組合グループを一単位として検討・推薦するか、もしくは組合員全体が無記名投票により推薦し、前期労

働組合委員会、上級の労働組合又は労働組合準備グループが、多数組合員の意見に基づき、候補者リストを提出する（第8条）ほか、企業労働組合主席候補者の数は、選出の定員より多くなければならないと規定された。また、企業労働組合主席の候補者を公示しなければならず、公示期間は7日間（第10条）とされた。さらに、企業労働組合主席の候補者について、企業共産党組織及び上級の労働組合に報告し審査認可を受ける（第11条）と規定した。

5、選挙のプロセス

本弁法では、企業労働組合主席は、組合員大会又は組合員代表大会の直接選挙により選出することができるほか、企業労働組合委員会の選挙により選出することもできる（第15条）とした。また、企業労働組合の活動の連続性を確実に保証するため、企業労働組合主席に欠員が生じた場合、3ヵ月以内に補充選挙を行わなければならない（第18条）と規定した。

6、企業労働組合主席の待遇問題

本弁法では、企業労働組合主席は、一般に、企業における副職級管理職員の条件に照らして配置するとともに、相応の待遇を受けなければならない（第19条）としたほか、会社制企業の労働組合主席は、法により董事会メンバーとならなければならない（同第18条）ことを規定した。

また、上級労働組合が推薦し、なお且つ民主選挙を経て選出された企業労働組合主席について、その賃金待遇、社会保険費用などは、企業より支払うか、上級労働組合又は上級労働組合及びその他により合理的に負担することができる（第23条）とした。

（全六章 26 条）

2. 外商投資株式会社及び企業の変更及び審査認可事項を下級部門に移転することに 関する商務部の通知

（商務部 2008年8月5日公布、2008年8月11日施行）

本通知の主な内容は以下のとおりである。

1、商務部（原対外経済貿易部）が認可した外商投資企業については、新たに増額して投資総額及び登録資本が限度額（「外商投資産業指導目録」の奨励類及び許可類は1億米ドルとし、制限類は5,000万米ドルとし、以下「限度額」という。）以下に属する場合には、省級の商務主管部門が審査認可に責任を負うと規定した（第1条）。

2、限度額以下の外商投資株式会社の設立及び当該会社の変更（限度額以下の外商投資上場会社のその他の関係する変更を含む。）については、一般的に省級の商務主管部門が審査認可に責任を負うと規定した（第2条）。

3、外商投資につき特別規定のある業種並びに特定産業政策及びマクロ調整コントロールに係る業種については、引き続き現行の規定に従い取り扱う。外国投資家が上場会社に対し戦略投資をする場合には、なお関係規定に従い商務部に報告し審査を受けると規定した（第3条）。

さらに、各地の外資審査認可部門は、厳格に国の関係する法律法規の規定及び関連する政策の要求に従い審査認可をし、かつ、遅滞なく商務部に届け出なければならないと規定した（第4条）。

本通知は、商務部が条件に合致する一部の外商投資株式会社に対する審査認可権を、省級商務主管部門に移転することを規定したものである。審査認可権を下級部門に移転することは、外商による国内投資にかかる審査認可手続を簡素化する一方で、政府の職務機能を転換させることを通じて、各級商務主管部門の作業効率を向上させる狙いがあると思われる。

3. 工商行政管理機関の持分に対する質権設定登記弁法

（国家工商行政管理総局 2008年9月1日公布、2008年10月1日施行）

持分に対する質権設定にかかる工商行政管理部門による登記行為をさらに規範化し、会社、株主、質権者及びその他利害関係者の權益をよりよく保護するため、持分に対する質権設定について国家工商総局が本弁法を公布した。本弁法の主な内容は以下のとおりである。

1、調整の範囲に関して。『物権法』の規定及び全国人民代表大会常務委員会法律工作委员会の解釈によれば、本弁法の適用範囲は、一般的に有限責任会社と株式有限会社の持分であるとされる。

2、登記管轄に関して。本弁法により、持分に対する質権設定をする会社の登記を主管する工商行政管理総局は持分に対する質権設定登記機関であり、各級工商行政管理機関の企業登記機構は持分に対する質権設定登記機構であるとされた（第3条）。

3、質権設定登記を申請する持分に関して。本弁法により、質権設定登記を申請する持分は、法による譲渡及び質権設定が可能な持分でなければならず、既に人民法院に

て凍結された持分については、凍結解除前において、持分に対する質権設定登記を申請してはならず、外商投資会社の持分を持って質権設定する場合、元の会社設立審査認可機関の認可を受けた後、質権設定登記を行うことができるとされた（第5条）。

4、申請者の責任に関して。本弁法では、申請者は申請資料の真実性、質権契約の合法性、有効性、質権設定された持分の権限の完全性に対して法律上の責任を負わなければならないと規定した（第6条）。

5、登記手続きの原則及び期限に関して。持分に対する質権設定は民事行為であるため、当事者の意思自治ならびに当事者がその結果について法律上の責任を負うことを基本原則とする。本弁法の規定により、登記機関は登記申請があった場合にはその場で登記手続きをし、登記通知書を交付しなければならないとされた。

6、持分に対する質権設定登記の申請において提出が必要となる資料に関して。本弁法では、持分に対する質権設定登記の手続をする場合、以下の資料を提出しなければならないとされた。

(1) 申請者が署名又は捺印した「持分に対する質権設定登記申請書」。

(2) 質権設定者氏名（名称）及びその出資額の記載のある有限責任公司株主名簿コピー又は質権設定者が所有する株式会社の株券コピー（いずれも会社公印の捺印を必要とする）。

(3) 質権契約。

(4) 質権設定者、質権者の主体資格証明又は自然人身分証明コピー（質権設定者、質権者が自然人である場合は本人の署名、法人である場合は法人の公印を捺印する。以下同じ。）

(5) 国家工商行政管理総局が提出を要求するその他資料（第7条）。

代表を指定するか、又は代理人を共同委託して手続を行う場合、申請者が指定する代表又は共同委託代理人にかかる証明書を提出しなければならない。

（全17条）

4. 外商投資株式有限会社の非上場外資株をB株に転じて流通することにかかる問題に関する通知

（商務部 2008年7月30日公布、同日施行）

国内証券市場の健全な発展を促進するため、国の関係部門は株式上場以前に中外合

資企業に属していたB株会社の非上場外資株の株式上場流通にかかる申請の審査認可プロセスを調整した。これを受け、関連する政策及びプロセスの調整後における作業を円滑に行うため、商務部は本通知を公布した。主な内容は以下のとおりである。

1、法により認可され設立した外商投資株式有限公司の非上場外資株を B 株市場に転じて流通することについて、株式上場に関する国の要求を満たさなければならないほか、次に掲げる条件に合致しなければならない。

(1) 申請者は、規定及びプロセスに照らして設立された外商投資株式有限公司とする。

(2) 申請者は外商投資産業政策に合致していなければならない。

(3) B 株に転じて流通しようとする非上場外資株を保有する株主は、申請者の定款、株主協議及びその他法律文書及び法律法規により特別な義務及び責任を負うことを要求される場合（株主ローンの提供、ローン担保の提供、技術譲渡及び商標許可などを含むがこれらに限らない）、これら義務及び責任を履行した後、非上場外資株を B 株に転じて流通することを申請できる。

(4) 申請者が申請より 2 年以内にいずれも外商投資企業聯合年度検査に合格し、かつ営業許可証に記載される経営範囲に照らし正常な生産経営活動に従事し、会社株式の取引が正常であること。

(5) B 株に転じて流通しようとする非上場外資株を保有する株主が当該非上場外資株を保有する期間が 1 年を超えること。

(6) 非上場外資株を流通株に転じた後、その原株主が引き続き保有する期間が 1 年を超えること（第 3 条）。

2、手続のプロセスについて、以下のとおりとされた。まず、申請者が所在地の省級商務主管部門に対し申請を行い、省級商務主管部門は申請の日から 15 日以内に初期審査を終了しなければならない、審査の結果同意する場合、商務部に転送して商務部の審査を受ける。商務部は申請資料を受取った日より 30 日以内に審査認可意見を書面形式により省級商務部門に通知する。商務部が審査の結果同意する場合、申請者は関連する広告を發布し、ならびに取引所にて関連する手続をしたのちに、商務部にて「外商投資企業認可証書」を交換受領しなければならない、交換受領の日から 30 日以内に工商行政管理部門にて変更登録手続を申請しなければならない（第 4 条）。

3、提出が必要となる資料について。通常、商務部門に対し次に掲げる資料を提出す

る必要があるとされている。

(1) 非上場外資株を B 株に転じて流通することに関する申請者の申請書。

(2) 非上場外資株を B 株に転じて流通すること及び定款修正に関する申請者株主大会の決議。

(3) 申請者の董事会決議。

(4) 申請者定款の改正草案（正本）及び原定款（コピー）。

(5) B 株に転じて流通しようとする非上場外資株を保有する株主が特別な義務及び責任を負うか否かに関する書面による声明。特別な義務及び責任を負う場合には、書面により履行状況を説明するか、又は関連義務及び責任を引き続き履行することを書面により承諾したもの。

(6) 申請より 2 年以内の申請者の聯合年度検査証明。

(7) 申請者が発行した、B 株に転じて流通しようとする非上場外資株を保有する株主が当該非上場外資株を保有する期間が 1 年を超えたことの書面による証明。

(8) B 株に転じて流通しようとする非上場外資株を保有する株主が発行した、非上場外資株が流通株に転じた後引き続き 1 年以上保有していることを書面により承諾したもの。

(9) 申請者の「外商投資企業認可証書」及び「営業許可証」コピー（第 5 条）。

本通知の公布施行後、『非上場外資株を B 株に転じて流通する問題に関する補足通知』（外経貿資一函〔2002〕902 号）は、同時に廃止された。

（全 6 条）

5. 「2009年における非国営貿易企業による精製石油の輸入許可量にかかる申請受領条件、分配根拠及び申請プロセス」に関する商務部の公告

（商務部 2008 年 8 月 22 日公布）

今回の公告の主な内容は以下のとおりである。

1、申請受領条件

本公告により、非国営貿易企業が精製石油の輸入許可量を申請受領する場合、次に掲げる条件に合致しなければならないと規定された。

(1) 輸出入経営資格を獲得し、又は対外貿易経営者の届出登記手続きをし、又は外商投資企業認可証書を獲得しているかのいずれに当てはまり、独立した法人資格を有

し、登録資本が人民幣 5,000 万元を下回らないこと。

(2) 1 万トンを下回らない精製石油の輸入埠頭、精製石油パイプライン及び鉄道専用ラインなど引渡し・荷卸施設の所有権又は使用权を擁すること。

(3) タンク容量が 5 万立方メートルを下回らない精製石油貯蔵タンク又は石油タンクの所有権又は使用权を擁すること。

(4) 与信が良好で、銀行信用等級が A 級以上に達していること。

(5) 銀行の与信限度額が 2,000 米ドル以上であること。

(6) 外商投資企業については、聯合年度検査に合格していること。

(7) 国の法律法規に違反する行為がないこと。

(8) その他考慮する必要がある要素（第 1 条）。

2、分配の根拠

本公告により、2009 年における非国営貿易による精製石油の輸入許可量にかかる分配の根拠は以下のとおりとされた。

(1) 申請企業の過去 3 年間における税関での輸入実績。

(2) 企業が申請する数量。

(3) 新たな輸入経営者の申請状況。

(4) その他考慮する必要がある要素（第 3 条）。

3、申請プロセス

本公告により、各省、自治区、直轄市、計画単列市における重要工業製品の輸入管理機構は、管轄地にある企業の申請資料の受理に責任を負い、商務部は各省級輸入管理部門より送付された申請の受理に責任を負うとともに、中国五鉱化工輸出入商会に委託して、一部の審査作業を行うとされた。

このほか、各地で申請する企業は、本公告の要求に照らし、所在地の省級輸入管理部門に対し申請資料を要求し、各省級輸入管理機構は、2008 年 10 月 10 日までに条件に合致する企業リスト及び関連資料を商務部に送付することが規定された。

6. 道路交通事故の処理プロセスにかかる規定

（公安部 2008 年 8 月 17 日公布、2009 年 1 月 1 日施行）

道路交通事故の処理活動をよりいっそう規範的なものとし、案件処理のレベルを向上し、当事者の合法的な利益を保護するため、公安部交通管理局は 2004 年 5 月 1 日

より施行された『交通事故処理プロセスにかかる規定』を改正した。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 規定の名称を『交通事故処理プロセスにかかる規定』を『道路交通事故処理プロセスにかかる規定』に改め、航空、鉄道及び水上などにかかる交通事故と明確に区分した。

(2) 交通事故に対する簡易プロセスの適用範囲を拡大した。当事者による示談処理プロセスを規範化し、道路交通事故の処理効率を向上し、道路交通事故による交通渋滞及び交通の遅れを減少させるとした。まず、所有財産の損失にかかる事故について簡易プロセスを適用して処理することができることを明確に規定した。また、当事者が示談により事故処理をする場合、車両を移動できる状況においては、ただちに車両を交通の妨げにならない場所に移動させて協議しなければならないが、現場から立退かなかつたことにより交通渋滞の原因となった場合には、運転者に対し200円の罰金を科するとした。

(3) 調査による証拠取得プロセスをよりいっそう規範化した。まず、当事者が飲酒又は国が規制する精神薬品及び麻酔薬品の検査プロセスを明確に規定した。特に、運転者が即死した場合、血液中のアルコール含有量に対する検査を必ず実施することを要求した。また、証拠公開プロセスを追加し、死亡事故が発生した場合、道路交通事故認定書を作成する前に、各当事者に対し調査により取得した証拠を公開しなければならないと規定したが、これにより、道路交通事故の認定に対する当事者の承認を受けやすくなり、法執行人員の証拠重視意識及びプロセス重視意識の強化を促進することに有利となった。さらに、検査鑑定に委託する期間を短縮し、検査鑑定に委託する期限を従来の5日から3日とすると同時に、検査及び鑑定報告の内容を規範化した。

(4) 道路交通事故の認定にかかる再審査プロセスを新たに設け、当事者が事故認定を不服とする場合、上級公安交通管理部門に対し再審査を申請することができると規定するとともに、再審査のプロセスを規定した。これは実務において道路交通事故の処理に関する内部監督を追加したものであり、当事者の合法的権利の保護に有利となる。

(5) 『行政案件の手続きプロセスに関する公安機関の規定』に基づき関連内容に対し相応の調整をし、「衛生行政主管部門が許可した医療機構における業務従事資格のある医師が発行した診断証明について、公安交通管理部門はこれを人身障害程度の認定

根拠とすることができる」と明確に規定し、事故による障害認定の周期が長くコストが高いとの問題の解決を図った。

(6) 外国人の関わる道路交通事故の処理に関する規定をよりいっそう詳細に規定した。1 つは、外国人に対する調査の際に通訳者を提供することを明確に規定した。2 つめは、外国人が道路交通事故を起こした場合、当該外国人が出国することにより被害者が賠償を受けられない事態の発生を防止するため、道路交通事故の処理が完了する前において、公安機関は法により当該外国人の出国を禁じることができると規定した。

(全十一章 87 条)

四、司法解釈

民事事件を審理する際の訴訟時効制度適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定

(最高人民法院 2008年8月21日公布、2008年9月1日施行)

主な内容は以下のとおりである。

1、訴訟時効制度の適用にあたらぬケース

本規定では、次に掲げる債権請求権に対し訴訟時効の抗弁を申し立てる場合には、人民法院は、これを支持しないとした。

(1) 預金の元金及び利息支払いの請求権、(2) 国債、金融債券及び不特定の対象に対し発行した企業債券の元利支払いの請求権、(3) 投資関係に基づき生じた出資払込みの請求権、(4) 法により訴訟時効規定を適用しないその他の債権請求権 (第 1 条)。

2、人民法院が自発的に訴訟時効の規定を適用及び釈明して裁判を行うことの禁止

本規定では、当事者が訴訟時効の抗弁を申し立てない場合には、人民法院は、訴訟時効の問題について釈明をせず、及び訴訟時効の規定を自発的に適用して裁判をしてはならないと明確に規定した (第 3 条)。

3、訴訟時効にかかる抗弁権の行使段階

本規定では、原則として、義務を負う者が訴訟時効の抗弁を行う場合、1 審にて提起しなければならず、2 審にて提出した場合、人民法院はこれを支持しないとする一方で除外規定も規定した。即ち、義務を負う者が 2 審期間中に新たな証拠に基づき、相手側当事者の請求権が既に訴訟時効期間を経過している旨を証明することができ

る場合には、人民法院はこれを支持するとした。また、人民法院は、当事者が訴訟時効抗弁権に基づいて再審を申請する場合、これを支持してはならないと規定すると同時に、当事者がその他再審事由に基づいて支持を獲得して再審プロセスに入った後、再審の過程で訴訟時効の抗弁を申し立てる場合には、人民法院は、これを支持してはならないと規定した（第4条）。

4、権利人が訴訟提起したことにより訴訟時効期間が中断する問題。

本規定では、当事者の一方が人民法院に訴状を提出し、又は口頭で訴えを提起した場合には、訴訟時効は、訴状提出又は口頭による訴えの提起の日から中断すると規定した（第12条）。

「訴訟提起」には、訴訟時効期間を中断させる効力があるが、当事者が人民法院に対し提起した訴訟について、権利人が義務人に対して既に紛争にかかる権利を主張したと人民法院より認定されることが前提条件となることにご注意が必要である。

（全24条）

制度情報

2008年10月～2008年11月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 海外部監修)

一、 全人代レベル

1、 中華人民共和国国有資産法

(全国人民代表大会常務委員会 2008年10月28日公布 2009年5月1日施行)

本法の主な規定は以下のとおりである。

(1) 国家出資企業が享受する経営自主権及びその他合法權益は、法律の保護を受ける。国家出資企業は、その動産、不動産及びその他財産について、法律、行政法規及び企業定款に基づき、これを占有する、使用する、これによりもたらされる収益を獲得する及びこれを処分する権利を享受する。

(2) 国有独資企業、国有独資会社及び国有持分会社の主要責任者は、法により任期經濟責任に対する審査を受けなければならない。また、国有企業の高級管理職員は、許可を受けずに他の企業にて随意に兼職したり、監事を兼任してはならず、董事長は經理を兼任してはならない。

(3) 出資人職責の履行機構は、本級人民政府に対して責任を負い、本級人民政府に対して出資人職責の履行状況を報告し、本級人民政府の監督及び考課を受けなければならない。このほか、国有資産の価値保存・増値に対して責任を負う。このほか、企業改組、関係会社間取引、資産評価及び国有資産の譲渡など各方面にわたり詳細な制限が規定された。

(4) 本法は、従業員の民主的管理、民主的監督の権利についても専門規定を設けている。国家出資企業は法律の規定に基づき、従業員代表大会又はその他の形式により、民主管理を実行するとされた。

(全9章77条)

2、 中華人民共和国消防法

(全国人民代表大会常務委員会 2008年10月28日公布 2009年5月1日施行)

今回の消防法の改正により、消防安全管理制度がよりいっそう健全化され、政府に

よる統一指揮、法に基づく部門による監督管理、事業者が全面的に責任を持ち、公衆が積極的に消防活動に参加する活動システムが確立された。また、農村消防、公安消防チームによる救援などの内容を充実させ、法律責任を細分化した。改正後の消防法には、以下のように多くの際立った変化が見られる。

1、新たな消防活動原則を確立した。

新消防法は、これまでの消防法を発展・継承させたものである。総則において「消防活動は予防を主とし、防止・消火を結合させる方針に則り、政府の統一指揮、法に基づく部門による監督管理、事業者による全面的な責任請負、公衆参加の原則に遵い、消防安全責任制度を実施し、社会全体による健全な消防活動ネットワークを確立し、消防活動の方針、原則及び責任制度を確立したと言える。

2、消防安全管理制度の修正及び充実が図られた。

- (1) 建設工事における消防設計に対する審査制度を改革した。
- (2) 建設工事における確認・引渡しの重点を明確にした。
- (3) 消防製品に対する監督管理をよりいっそう強化した。
- (4) 農村における消防活動の内容をよりいっそう充実させた。

3、消防責任主体の義務及び責任に関する規定をよりいっそう充実したものとした。

- (1) 火災予防及び消火救援などの方面における地方人民政府の職責をよりいっそう明確にした。
- (2) 消防安全教育及び消防安全検査などの方面における政府の関連部門及び団体の職責をよりいっそう明確にした。
- (3) 公安派出所に対して消防管理にかかる職責を賦与した。
- (4) 消防安全の保障方面における社会組織の具体的な義務について、これをよりいっそう強化した。
- (5) 消防チームの緊急救援機能をよりいっそう充実させた。

4、消防にかかる法律執行監督制度を修正し、その充実を図った。

- (1) 火災の危険性に対する公安機関消防機構の調査処理にかかる執行力を強化した。
- (2) 公安機関消防機構の法による職責履行に対する監督を強化した。
- (3) 行政許可事項を減少させ、一般大衆の便宜を図るため、新消防法では、建設工事にかかる消防監督管理制度を改革し、大型の群衆参加型活動にかかる消防安全活動を、『大型群衆参加型活動にかかる安全管理条例』に規定する治安行政許可の申請内

容に組入れた。

新消防法はさらに、消防製品の強制認証制度及び消防製品に対する監督管理制度を明確に規定した。

5、消防安全にかかる法律責任を修正し、その充実を図った。

(1) 規定違反した場合、消防処罰に処すとの規定を追加した。

(2) 罰金処罰を充実させた。15 種類の違法行為を追加し、消防法律執行の実務に基づき、臨時差押え措置に関する規定を追加した。

(全 7 章 74 条)

二、国務院レベル

1、中華人民共和国増値税暫定条例（改正）

(国務院 2008 年 11 月 10 日公布 2009 年 1 月 1 日施行)

二重課税を防止し、企業の設備投資にかかる税収負担を軽減し、企業の技術向上を奨励し、産業構造を調整するため、国務院は、1993 年 12 月 13 日に公布した『増値税暫定条例』に修正を行った。修正の主なポイントは以下のとおりである。

(1) 固定資産仕入れ税額を控除することが許可された。修正前の旧条例によれば、固定資産の購入にかかる仕入れ税額は、売上税額から控除してはならないとされていた。即ち、生産型増値税が実行されていたため、企業が機械設備を購入する際の税負担が若干大きかったと言える。企業の負担を軽減するため、本条例では、「固定資産の購入にかかる仕入れ税額を控除できない」との規定を削除し、納税者が固定資産を購入する場合の仕入れ税額の控除を認めたため、生産型増値税から消費型増値税への転換が実現した。

(2) 企業の技術革新に関係がなく、なおかつ個人消費と混同しやすい自家用消費物品（例えば、小型乗用車及び遊覧船など）に含まれる仕入れ税額については、控除することができない（第 10 条）とされた。

(3) 小規模納税者と一般納税者との間の税負担の均衡を図り、中小企業の発展及び就業拡大を図るため、小規模納税者に対する課税率が引き下げられた。また、実際の経済活動において、小規模納税者が複数の業界を跨いで経営活動を行なうことも多く、徴収管理の過程で工業小規模納税者と商業小規模納税者とを明確に区別することができないことを考慮し、本条例では、小規模納税者について工業小規模納税者及び商

業小規模納税者との2とおりの徴収率を設定せず、徴収率を統一して3%に引き下げる（第12条）とした。

(4) 増値税にかかる現行政策を修正後の条例に盛り込んだ。主に、農業製品及び運輸費用の控除率を補足し、増値税一般納税者に対する資格認定などの規定を盛り込んだほか、既に執行しないことになっている来料加工、来料組立及び補償貿易に必要な輸入設備にかかる免税規定を削除した。

(5) 徴収管理の実践に基づき、納税者の納税申告に便宜を図るため、納税申告期間を10日から15日まで延長された。また、国外の納税者について、代理控除代理納付の義務を誰が負うのか、代理控除代理納付義務の発生時間、場所及び期限について明確に規定している（第22条）。

（全27条）

2、中華人民共和国營業稅暫定條例（改正）

（國務院 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行）

本条例は、1993年12月13日に公布された旧条例に修正を加えたものである。主な内容は以下のとおりである。

(1) 本条例では、納税地にかかる表記方式が調整された。実務において、課税役務の発生地が確定が困難であるとの問題を解決するため、課税役務の発生地の多くは使用者の所在地と一致していることや、課税役務の納税地が現行政策により既に使用者所在地と規定されていることを考慮し、營業稅納税者が課税役務を提供する納税地について、これまでの「役務発生地」とする原則から、「使用者の所在地又は居住地」を原則とするという調整が図られた。

(2) 營業稅の各税目の具体徴収範囲を全面的に列挙することは難しいことを考慮し、營業稅条例に付されている税目税率表にあった徴収範囲に関する表記を削除し、具体的な範囲については、財政部及び国家稅務總局により規定するとした。

(3) 増値稅条例の内容に呼応するため、本条例では、納税申告期間を10日から15日に延長した。また、国外の納税者について、代理控除代理納付の義務を誰が負うのか、代理控除代理納付義務の発生時間、場所及び期限について明確に規定している。

（全17条）

3、中華人民共和国消費税暫定条例（改正）

（国務院 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行）

消費税は、全ての商品に対して普遍的に徴収される増値税以外に、一部の消費物品に対して課税される。従って、消費税納税者は増値税納税者でもある。消費税と増値税との関連性が高いため、増値税改革に歩調を合わせるため、国務院は消費税暫定条例を修正した。今回の修正は、1993年12月13日の公布された条例のうえに行われたものである。その主な内容は以下のとおりである。

（1）本条例は、1994年以降に公布された消費税政策調整を集約したものである。本条例により、一部の商品の消費税の徴収段階、税目及び税率が変更された。例えば、金銀装飾品、プラチナ装飾品、ダイヤモンド及びダイヤモンド装飾品の消費税について、これまで生産販売段階で消費税を徴収していたが、小売段階で徴収すると変更したほか、税率についても10%から5%に引き下げた。タバコ及び白酒については、これまでは一律に従価定率法（従価定率法により計算する課税額＝販売額×比例税率）を採用してきたが、今後は複合課税法（複合課税法により計算する課税額＝販売額×比例税率＋販売数量×定額税率）を併用した消費税徴収を実施するとした。

（2）増値税条例に呼応させるため、本条例は、申告期間を10日から15日に延長し、消費税の納税地等について調整を加えた。

（全17条）

4、中華人民共和国外国常駐メディア機構及び外国記者取材条例

（国務院 2008年10月17日公布 2008年10月17日施行）

中国国内における外国常駐メディア機構及び外国記者の法に基づく取材報道に便宜を図り、国際間の交流及び情報伝達を促進するために、国務院により本条例が制定された。

1、本条例では、対外開放は中国の基本的な国策であり、法により外国常駐メディア機構及び外国記者の合法的權益を保障し、これらが法に基づいて取材報道するために便宜を図るとしている。

2、外国メディア機構が中国国内にて常駐メディア機構を設立したり、常駐記者を中国に派遣する場合、外国部による批准を受け、関連する資料を提出しなければならない（第6条）。

3、外国記者が中国国内にて取材する場合、取材対象となる事業者及び個人の承諾を得なければならない。外国記者は取材時に外国常駐記者証又は短期取材記者ビザを携帯し、これを提示しなければならない。

4、外国常駐メディア機構及び外国記者は、対外服務機関を通じて中国国民を採用して補助業務に従事させることができる。対外服務機関は、外交部又は外交部が委託した地方人民政府の外事部門により指定する（第 18 条）。

5、外国常駐メディア機構及び外国記者は、取材報道上の必要性がある場合、法に基づいて報告批准手続きを行ったのち、無線通信設備を臨時輸入し、設置・使用することができる。対外服務機関を通じて中国国民を採用して補助業務に従事させることができる（第 19 条）。

6、1990 年 1 月 19 日に国務院が公布した『外国記者及び外国常駐メディア機構管理条例』を廃止する。

（全 23 条）

5、乳製品品質安全監督管理条例

（国務院 2008 年 10 月 9 日公布 2008 年 10 月 9 日施行）

乳製品の品質安全にかかる管理制度をよりいっそう充実させ、乳牛の飼育、フレッシュミルクの買付けから乳製品の生産販売など全過程における品質安全管理を強化し、公衆の身体健康及び生命の安全をより良く保障するため、本条例が制定された。主な内容は以下のとおりである。

一、監督管理部門の職責及び法律責任を明確にした。

1、監督管理部門の職責を明確に分け、監督管理部門の監督検査にかかる職責に対して厳格な要求をした。監督管理部門は乳製品に対して定期的に監督サンプリング調査を実施し、通報方法及び監督管理情報を公表するとともに、違法な生産経営者について「ブラックリスト」制度を確立する。

2、従製品の品質安全にかかる事故が発生し、重大な影響をもたらした場合、これに関連する人民政府、関連部門の責任者について、法によりその責任を追及する。

3、管理監督部門が職責を履行しない場合の法律責任を明確にした。

二、乳製品の品質安全にかかる国家基準を定めた。

乳製品の品質安全にかかる国家基準に関して、本条例は、以下の 3 つの分野におい

て規定した。

1、基準の制定部門を明確にした。本条例によれば、フレッシュミルク及び乳製品は、乳製品品質安全にかかる国家基準に合致しなければならないとされた。

2、基準のタイムリーな改善及び修正について規範化した。衛生部は、疾病情報及び監督管理部門による監督管理情報などに基づいて、非食品用化学物質及びその他人体に危害を及ぼす可能性のある物質が乳製品に添加されているか又は添加されている可能性があることを発見した場合、ただちにリスク評価を計画実行し、測定及び検査措置を講じるとともに、リスク監督測定及びリスク評価の結果に基づいて速やかに基準を修正しなければならないとした。

3、基準の内容を規範化した。

本条例により、乳製品の品質安全にかかる国家基準には、乳製品中の病原微生物、残留農薬、残留する動物用薬品、重金属及びその他人体に危害を及ぼす可能性のある物質の含有量にかかる制限規定、乳製品の生産経営過程に対する衛生上の要求、一般的な乳製品にかかる検査検疫の方法及びその規程、乳製品の安全に関連する品質上の要求及びその他制定を必要とする乳製品の品質安全にかかる国家基準の内容を含むことが規定された。

三、規定違反行為にかかる法律責任を明確にした。

本条例では特に、乳幼児用粉ミルクの生産過程において、非食品化学物質及びその他人体に危害を及ぼす可能性のある物質を用いた場合、重く罰することを規定している。

四、乳幼児用粉ミルクの品質安全を確保するとした。

乳幼児用粉ミルクの品質安全を確実に保証するため、本条例は、以下の3つの分野において規定した。

1、乳幼児用粉ミルクの品質安全にかかる基準に対する明確な要求を示した。本条例により、乳幼児用粉ミルクの品質安全にかかる国家基準が制定され、乳幼児の身体特徴及び発育の必要性を考慮して、乳幼児の発育に必要な栄養素を含むことを保証しなければならないとされた。

2、乳幼児用粉ミルクの生産プロセスにおける監督管理を強化した。

3、乳幼児用粉ミルクのリコール及び販売禁止に対する特別制度を規定した。本条例により、乳製品に乳幼児の身体健康又は成長発育に危害を及ぼす可能性があることを発

見した場合、乳製品メーカーはただちにこれをリコールしなければならず、販売者はただちに販売を停止しなければならないとされた。

五、このほか、乳牛の飼育、フレッシュミルクの買付け、乳製品の生産及び販売プロセスについて明確に規定し、乳製品の安全を保証するとした。

(全2章18条)

三、部門レベル

1、外商投資広告企業管理規定

(国家工商総局、商務部 2008年9月公布 2008年10月1日施行)

本規定の主な内容は以下のとおりである。

本規定に基づき、規定する条件に合致する外商投資広告企業は、批准を経て、国内外の各種広告の設計、制作、発布及び代理業務を経営することができ、その具体的な経営範囲については、工商総局又はこれが授権する省級工商行政管理局が法により確定する(第5条)。

本規定により、中外合営広告企業、外商投資広告企業、中外合営広告企業及び外商投資広告企業が分支機構を設立する場合の手続きプロセス及び満たすことを必要とする条件について、詳細に規定された。

例えば、外商投資広告企業の設立を申請する場合、省級商務主管部門に対して以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 外商投資広告企業の設立にかかる申請書
- (2) 国家工商行政管理総局又はこれが授権する省級工商行政管理局が発行した「外商投資広告企業プロジェクト審査認定意見書」
- (3) 投資者が作成したプロジェクト提案書及びフィージビリティスタディ
- (4) 投資者の登記登録証明書
- (5) 投資者の与信証明書
- (6) 設立する外商投資広告企業の定款(第15条)

外商投資広告企業の設立を申請する場合、国家工商行政管理総局又はこれが授権する省級工商行政管理部門に対して以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 外商投資広告企業の設立にかかる申請書
- (2) 投資者株主会(董事会)決議

- (3) 投資者が作成したプロジェクト提案書及びフィージビリティスタディ
- (4) 投資者の登記登録証明書
- (5) 投資者の与信証明
- (6) 企業名称事前審査批准通知書（第 14 条）

2004 年 3 月 2 日に公布された『外商投資広告企業管理規程』に盛り込まれていた「外国企業が中外合営広告企業において多くの持分を有することを許可するが、持分比率は最高で 70%を超えてはならない」との規定が本規定においては削除されたことに注意が必要である。

本規定の施行日から、2004 年 3 月 2 日に工商総局及び商務部が公布した『外商広告企業管理規定』は失効する。

（全 24 条）

2、一部商品の輸出税還付率の引上げに関する通知

（財政部、国家税務総局 2008年10月21日公布 2008年11月1日施行）

今回行われた輸出税還付率の調整には、主に 2 つの内容が含まれる。1 つは、紡績品、衣服及び玩具など労働集約型商品の輸出税還付率を適切に引き上げることであり、もう 1 つは、抗エイズ薬物など技術含有量が高く、附加価値の高い商品の輸出税還付率を引き上げることである。

具体的な調整は以下のとおりである。

- (1) 一部の紡績品、衣服及び玩具について、輸出税還付率を 14%まで引上げる。
- (2) 日用セラミック及びアートセラミック商品について、輸出税還付率を 11%まで引上げる。
- (3) 一部のプラスチック製品について、輸出税還付率を 9%まで引上げる。
- (4) 一部の家具について、輸出税還付率を 11%又は 13%まで引上げる。
- (5) エイズ薬物、遺伝子組換え人インシュリン冷凍パウダー、キサントガム、鋼化安全ガラス、コンデンサー用タンタルワイヤー、船舶用錨チェーン、ミシン、扇風機、デジタル制御プレス硬質合金刀、一部の書籍及びノートなどの商品の輸出税還付率を 9%、11%もしくは 13%に引上げる。

以上の調整は、2008 年 11 月 1 日より施行される。具体的な執行時間については、「輸出商品通関書（輸出税還付専用）」中に税関が明記した期日を規準とする。

(全6条)

3、非居住企業の企業所得税徴収にかかる問題に関する財政部及び国家税務総局の通知

(財政部、国家税務総局 2008年9月25日公布 2008年1月1日施行)

本通知によれば、非居住者企業が株式利息、配当など権益性投資利益及び利息、賃借料、特許権使用費所得及び財産譲渡所得を取得した場合、「非居住者企業が支払者から徴収する代金全額及び価格外費用」を以って、企業所得税法の関連規定に基づいて企業所得税を計算し、徴収しなければならない。上述の所得以外のその他所得に対して税費支出を控除してはならない。

4、国内の区外商品が税関特殊監督管理区域に進入することに関する国家税務総局の通知

(国家税務総局 2008年9月24日公布 2008年2月15日施行)

2008年2月2日、税関総署は、『国内買付材料が輸出加工区など税関の特別監督管理区域に進入することにかかる税金還付政策の適用に関する財政部、税関総署及び国家税務総局の通知』(財税[2008]10号、以下「10号文書」という)を公布し、国内にて買付け、既に輸出税還付を取消されている材料が輸出加工区など税関の特別監督管理区域に進入する際に、税金還付政策を適用することについて明確に示した。当該文書に対応する形で国家税務総局は本通知を公布し、関係する問題について解釈を示した。

本通知により、10号文書第1条に規定する国内の区外から区内に進入する税関特別監督管理区域内にある企業の工場建物などインフラ建設に用いられよう建築物資について、輸出通関書を発行しないとされた。また、区外の企業が区内向けに販売する上述の商品について、税務機関は規定に照らして税を徴収しなければならない。輸出税還付をしないとされた。

本通知によれば、10号文書第2条に規定する税金還付を受けた商品の区内進入を許可するとき、税関が発行した輸出商品通関書(輸出税還付専用)の備考欄に中華人民共和国税関総署公告2008年第34号に付されている「税関特別監督管理区域にて輸出関税非課税及び税金還付を受ける商品の審査批准表」番号があることとされている。

また、区外の企業は、税関が発行した上述規定に合致した輸出商品通関書（輸出税還付専用）及びその他現行規定にある輸出税還付（免税）証憑を以って、税務機関に対して税金還付（免税）にかかる手続きを行うことができるとした。税務機関は、これを審査確認した後、増値税にかかる法定課税率に照らして税金還付をするとした。さらに、区外の企業が増値税小規模納税者にあたる場合、区外の企業が販売する商品については、現行規定に照らして免税弁法を適用するとした。

本通知により、区内の生産加工企業は、四半期ごとに「税関の特殊監督管理区域における輸出関税非課税及び税金還付にかかる商品審査批准書」（コピー、企業の公印捺印を必要とする）を管轄の国家税務局に送付し、半年に一度（7月10日以前及び1月10日以前）、本通知の第2条の規定に基づき、税金還付（免税）商品の使用状況を現地の国家税務局に報告しなければならないとされた。また、上述の税金還付（免税）商品について、税務機関は区内の企業への立入り検査をする権利を有するとした。

本通知でいう税関特別監督管理区域には、保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税港区、総合保税区、珠海越境工業園区、コルガス辺境合作区、保税物流センター(A型)及び保税物流センター(B型)を含む。

(全6条)

5、国外個人の外貨購入管理に関する国家外貨管理局総合司の通知

(国家外貨管理局総合司 2008年10月7日公布 2008年10月18日施行)

北京オリンピック終了後における国外個人による外貨購入に対する管理を規範化し、国外個人による外貨購入に対する管理を強化するため、本通知は、主に以下の内容を規定した。

本通知により、2008年10月18日より、北京オリンピック期間中に執行されていた国外個人の等価5万米ドルの外貨購入制限が終了された。これを受け、各銀行は、『個人外貨管理弁法』（中国人民銀行令〔2006〕第3号）及び「個人外貨管理弁法実施細則」（匯発〔2007〕1号）の関連規定に基づいて国外個人のために外貨購入業務を行うとされた。それによると、①国外個人が国内にて経常項目にかかる合法的な人民幣収入を取得する場合、本人の有効な身分証明書及び取引額のある関連証明資料（税務証憑を含む）を証憑として外貨購入にかかる手続きをする②国外個人が換金したものの使い切れなかった人民幣を外貨に再換金する場合、本人の有効な身分証明書及び元の換

金証明書を証憑として手続きを行い、元の換金証明書の有効期間は換金日から24ヵ月とする③当日の換金累計が500米ドル（500米ドルを含む）を超えないか、又は中国からの出国手続きを終了したのちに免税店など免税エリアにおける消費額累計が1,000米ドル（1,000米ドルを含む）を超えない換金については、本人の有効な身分証明書を証憑として再換金の手続きを行うことができるとした。

本通知ではさらに、銀行は引き続き、個人の外貨売買管理情報システムを通じて、国外個人のために経常項目にかかる外貨購入業務の手続きをしなければならないと規定した。国外個人の経常項目にかかる外貨購入情報を、取引毎に個人の外貨売買管理情報システムの「外貨購入取引」モジュールにある「国外個人の経常項目にかかる外貨購入」及び「国外個人の再換金」欄に組入れるとともに、タイムリーで正確かつ完全なデータの入力を確実に保証しなければならないとした。

また、本通知は、国外個人の外貨購入に対して銀行により審査を実施することを規定し、国家外貨管理局分局が管轄内の個人外貨収支及び外貨売買業務に対して遠隔管理を実施することを規定した。

（全3条）

6、企業の資産処置による所得税の処理問題に関する国家税務局の通知

（国家税務総局 2008年10月9日公布 2008年1月1日施行）

『中華人民共和国企業所得税实施条例』第25条に規定される、企業による資産処分が「販売と見なされる」との特別な状況について、本通知は詳細に規定した。

1、販売と見なさない場合の収入確認

以下の状況の資産処分が企業に発生した場合、資産を国外に移転する以外、資産の所有権には形式上変更が発生しないことから、資産の内部処分として、確認収入の販売と見なさず、資産に関する税計算を基礎に、継続して計算する。

- (1) 資産を別の製品の生産、製造及び加工に用いる。
- (2) 資産の形状、構造又は機能を変える。
- (3) 資産の用途を変える（例えば、自己建設の商品建物を自家用又は経営に転用する）。
- (4) 総機構及びその分支機構の間における資産の移転
- (5) 上記の2種類以上の状況が同時には存在する場合

(6) その他資産の所有権の用途を変更した場合

2、販売と見なされる場合の収入確認

企業が資産を他者に移転する場合、資産の所有権に既に変更が発生しているために資産の内部処分にあたらぬ場合、規定に基づき確定収入の販売と見なされなければならない。

- (1) 市場 PR 又は販売に用いる。
- (2) 交際費に用いる。
- (3) 従業員に対する奨励又は福利に用いる。
- (4) 株式利息の配当に用いる。
- (5) 対外的な募金・贈与に用いる。
- (6) その他資産の所有権の変更という用途に用いる。

3、販売収入の確定

本通知にある「確定収入の販売と見なされる」6つの状況が企業に発生した場合、企業自製の資産については、企業の同類資産の同期における対外販売価格に照らして販売収入を確定しなければならない一方、対外購入した資産については、購入時の価格に照らして販売収入を確定するとした。

4、遡及効

本通知によれば、この政策は2008年1月1日より施行される。2008年1月1日前に発生した資産処分について、2008年1月1日以降に依然として税務処理を実施していない場合には、当該通知の規定により取扱うとされた。

(全4条)

7、政府制定価格公聴弁法

(国家発展改革委員会 2008年10月15日公布 2008年12月1日施行)

政府制定価格に対する公聴行為を規範化し、政府による価格決定をより民主的かつ合理的に行い、その透明度を高めるため、国家発展改革委員会は、原国家計画委員会が公布した『政府による価格決定にかかる公聴弁法』を改正した。新弁法の主な内容は以下のとおりである。

1、新弁法により、定価機関が大衆の利益に密接な公共事業にかかる価格、公益性サービス価格及び自然独占経営にかかる商品価格など政府指導価格及び政府定価を制

定する場合、定価公聴会を開催しなければならないとされた。

2、新弁法により、公聴会は公開にて開催されなければならない、傍聴及びマスコミ報道を許可し、さらに定価機関が定価決定した後、政府の公式ウェブサイト及びマスメディアを通じて定価決定を公布し、公聴会出席者の主な意見の採用状況及び理由を公表するとされた。

3、新弁法により、公聴会の手配、プロセス及び規定に違反した場合の法律責任が規定された。また、定価機関が政府定価公聴目録商品及びサービス価格を制定するとし、公聴会を行う場合、本級人民政府又は上級の政府価格主管部門により定価の無効を宣言し、是正を命じるとしたほか、直接責任を負う責任者及びその他の直接責任者についても法により行政処分を行うとした。

(全 37 条)

8、中華人民共和國税関化学分析管理弁法

(税関総署 2008 年 10 月 13 日公布 2008 年 12 月 1 日施行)

税関による化学分析作業を規範化するため、本弁法を制定した。主な内容は以下のとおりである。

1、本弁法は、税関による化学分析を定義づけた。それによると、税関による化学分析とは「税関が輸出商品の属性、成分、含有量、構造、品質及び規格などに対して検査分析し、『中華人民共和國輸出入税則』及び『輸出入税則商品及び品目注釈』など関連規定に基づき、鑑定結果を提出する活動」を指すとしている(第 2 条)。

2、本弁法により、税関は、輸出入商品の属性、成分、含有量、構造、品質及び規格について確認できない場合、化学分析をすることができるとされた。また、税関が化学分析を行う場合、商品サンプルを取得しなければならない(第 8 条)とされた。

このほか、本弁法では、税関がサンプルを取得する場合、商品の発送人・受取人又はその代理人が現場に行き協力し、商品の移送、商品パッケージの開封及び再包装に責任を負わなければならない、『中華人民共和國輸出入商品化学分析サンプル取得記録書』を署名により確認しなければならない(第 9 条)。

税関は、関連操作規範に基づいてサンプルを取得し、その場でサンプルを封印するとともに「サンプル取得記録書」を記入しなければならない。サンプルは一式 2 個とし、1 個は税関化学分析センターに送るか、又は化学分析機構に委託して化学分析を

行い、もう1個は税関にて封印保管し、検査に備える（第11条）。

3、税関による化学分析に必要となる時間について、本弁法によれば、税関化学分析センター及び化学分析の委託機構は、サンプルを受取った日から15日以内に鑑定結論を提出しなければならないと規定されている。また、本弁法は、税関化学分析センター及び化学分析の委託機構の鑑定結果を税関による法律執行の根拠とし、これら2つの鑑定結果が一致しない場合には、税関の鑑定結果を鑑定結論とすることを規定した（第16条）。

4、また、本弁法では、商品発送人又はその代理人が鑑定結果に異議ある場合、鑑定結論が公表された日から15日以内に、化学分析を行った税関に対して理由を述べたうえで再検査を申請することができることと規定された。化学分析を行った税関側が異議ある場合にも、再検査を申請することができる。どちらが申請する場合でも、同一サンプルに対して1回のみ再検査を申請することができる。税関化学分析センターは再検査の申請を受けた日から15日以内にサンプルに対して新たな化学分析を行わなければならない。

（全21条）

四、司法解釈

1、『中華人民共和國民事訴訟法』を適用する執行プロセスにかかる若干問題に関する最高人民法院の解釈

（最高人民法院 2008年11月3日公布 2009年1月1日施行）

本司法解釈により、違法執行行為に対する審査の規範化程度が向上した。執行過程において、当事者及び利害関係者が執行法院の執行行為が法律規定に違反する場合、民事訴訟法の規定に基づいて異議を提出することができることとされた。執行法院は、執行に対する異議申立の審査処理にあたり、書面による異議申立を受取った後15日以内に裁定を下さなければならない（第5条）とされた。

執行異議申立てに関して、本司法解釈によれば、執行異議申立てにかかる審査及び再議期間においては、執行を停止しないとされた。被執行人及び利害関係者が充分かつ有効な担保を提出し、相応の処分措置を停止する請求をした場合、人民法院はこれを許可することができる。ただし、執行申請人が充分かつ有効な担保を提出して継続執行を請求する場合、引き続き執行しなければならない（第10条）。

執行の過程において、案件の第三者が異議申立てをする可能性もあるが、本司法解釈によれば、案件の第三者の異議申立てにかかる審査期間について、人民法院は執行目的物を処分してはならないとされた。案件の第三者が人民法院に対して充分かつ有効な担保を提供して異議申立ての目的物の仮差押、差押え及び凍結を請求する場合、人民法院はこれを許可することができる。但し、執行申請人が充分かつ有効な担保を提供して継続執行を請求する場合、引き続き執行しなければならない。また、案件の第三者が担保を提供して解除した仮差押、差押え及び凍結に誤りがあったことにより、当該目的物の執行が不可能となった場合、人民法院は担保財産に対して直接執行することができる。執行申請人が担保を提供して継続執行を請求したことに誤りがあったことにより、相手側に損失をもたらした場合、賠償しなければならない（第 16 条）。

このほか、案件の第三者が執行に対する異議申立てをする場合、専門の訴訟ルートを通じて解決することができることとされた。本司法解釈によれば、案件の第三者が、民事訴訟法の規定に基づいて訴訟を起こし、執行目的物に対して実体権利を主張し、なおかつ執行目的物に対して執行停止を請求する場合、執行申請人を被告としなければならない。被執行人が案件第三者の執行目的物に対する実体権利の主張に反対する場合、執行申請人及び被執行人を共同被告としなければならない（第 17 条）とされた。

多くの債権者が存在するケースについて、本司法解釈によれば、多くの債権者が同一の被執行人に対して財産の執行を申立るか、又は執行財産に対して配分を申立てる場合、執行法院は財産配分案を作成し、各債権者及び被執行人に送達しなければならないとされた。また、債権者又は被執行人が、配分案に異議ある場合、配分案を受取ってから 15 日以内に執行法院に対して書面による異議申立てを提出しなければならない（第 25 条）とされた。

本司法解釈は同時に、執行中止及び執行中断のケースについても規定した。執行申請の時効期間の最後の 6 ヶ月以内において、不可抗力又はその他の障害があり、請求権の行使ができなくなった場合、執行申請の時効は中止される。時効中止の原因が消滅した日より、執行申請の時効期間を継続して計算する（第 27 条）と規定された。また、執行申請の時効が、執行申請や、当事者双方が和解協議に合意したり、当事者の一方が履行要求を提出したり若しくは履行義務に同意したことにより、中断された場合の執行申請の時効期間は、中断時から新たに計算する（第 28 条）とされた。

被執行人が法律文書に確定された義務を履行せず、なおかつ財産の隠匿及び移転の

可能性があり、ただちに強制執行の措置を講じることができる場合、本司法解釈によれば、執行員は強制執行と同時もしくは強制執行措置を採用した日から3日以内に執行通知書を発送することができることとされた。

(計40条)

制度情報

2008年12月～2009年1月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 海外部監修)

一、 全人代レベル

1、 中華人民共和國特許法（改正）

(全国人民代表大会常務委員会 2008年12月27日公布 2009年10月1日施行)

1992年及び2000年の2度にわたる『特許法』(以下「旧法」という)の修正以降、全国人民代表大会は、『特許法』(以下「新法」という)を再度改正した。今回の改正の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 新法は、「発明」、「実用新案」及び「意匠」の概念を明確にした。旧法ではこれら3つの概念は規定されておらず、『特許法実施細則』にて規定されていたが、今回の改正によりこれら3つの概念が明確にされた。新法によれば、「発明」とは、製品、方法又はそれらの改良につき提出される新たな技術方案をいう。「実用新案」とは、製品の形状、構造又はそれらの結合につき提出される実用に適する新たな技術方案をいう。「意匠」とは、製品の形状、図案又はそれらの結合及び色彩と形状若しくは図案との結合につき作り出される美感に富み、かつ、工業応用に適する新デザインをいう。(第2条)

(2) 旧法と比べ、新法では「同様の発明創造について、1つの特許権のみを授与できる。但し、同一の出願者が同日に同様の発明創造について実用新案特許と発明特許の両方を出願し、先に獲得した実用新案特許権が終了しておらず、かつ、出願者が当該実用新案特許権の放棄を声明している場合、発明特許権を授与することができる」との規定を追加している。当該規定によれば、同一の出願者による実用新案特許及び発明特許のいずれの条件にも合致する発明創造について、同時に2種類の特許権を出願することができ、まず、実用新案特許を獲得することを保証し、発明特許の出願が審査を経て条件に合致したときに、実用新案特許を放棄して発明特許を獲得することができることになる。これにより、特許出願者に対する最大限の保障が可能となったと言える(第9条)。

(3) 新法では、特許実施許諾契約の書面形式に対する要求が取消された。特許権譲

渡契約と特許出願権譲渡契約を比較すると、実施許諾契約には権利主体の変更が発生していないことから、権利の帰属が変わらない状況下では、契約形式について厳格に要求しないとした（第12条）。

(4) 新法では、特許出願権及び特許権共有を規範化する法律規定が追加された。特許出願権及び特許権の共有に関して、共有者による約定を優先するとの原則を規定し、共有者間に約定がない場合には、共有者は、単独実施又は普通許諾行為を実施することができ、ならびに普通許諾について収受する使用費については、共有者間にて分配しなければならないならず、その他の権利行使行為は、全体の同意原則に則るものと規定した（第15条）。

(5) 新法では、「国務院の特許行政部門の指定する特許代理機構」に関する規定が取消された。「中国に常時居住場所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他組織が中国にて特許出願及びその他特許事務を行う場合、法律により設立された特許代理機構に委託して手続きをしなければならない」と新たに規定されたことにより、「国務院特許行政部門が指定する特許代理機構により、外国主体の特許事務を行う」という旧法での要求が取消された（第19条）。

(6) 新法では、薬品にかかる強制許可との概念が初めて提起された。国民の健康衛生の観点から、特許権を取得した薬品について、国務院特許行政部門は、その製造及び中華人民共和国が参加する国際条約に規定される国又は地域への輸出について強制許可を与えることができるとされた（第50条）。

(7) 権利侵害にかかる賠償の範囲について、新法では、「賠償金額には、権利人が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含まなければならない」との規定を新たに追加した（第65条）

（全8章76条）

二、国務院レベル

1、2009年の一部祝祭日の日程に関する国務院弁公庁の通知

（国務院 2008年12月4日公布 2009年1月1日施行）

2009年の元旦、春節、清明節、メーデー、端午節、中秋節及び国慶節の休暇期間について、国務院は以下のとおり具体的な日程を発表した。

(1) 元旦。1月1日から3日まで合計3日。

(2) 春節。1月25日（日曜日、旧暦大晦日）から31日（土曜日）まで合計7日。そのうち、1月25日、1月26日（月曜日、旧暦正月元日）、1月27日（火曜日、旧暦正月2日）を法定祝祭日とし、1月31日（土曜日）は通常とおりの休日とする。1月25日（日曜日）の休日を1月28日（水曜日）に振替え、1月24日（土曜日）及び2月1日（日曜日）の2休日を1月29日（木曜日）及び1月30日（金曜日）に振替える。

(3) 清明節。4月4日から6日まで合計3日。そのうち、4月4日（土曜日、旧暦清明節当日）を法定祝祭日とする。4月5日（日曜日）は通常とおりの休日とする。4月4日（土曜日）の休日を4月6日（月曜日）に振替える。

(4) メーデー。5月1日から3日まで合計3日。そのうち、5月1日（金曜日、メーデー）を法定祝祭日とする。5月2日（土曜日）及び5月3日（日曜日）は通常とおりの休日とする。

(5) 端午節。5月28日から30日まで合計3日とする。そのうち、5月28日（木曜日、旧暦端午節当日）を法定祝祭日とし、5月30日（土曜日）を通常とおりの休日とする。5月31日（日曜日）の休日を5月29日（金曜日）に振替える。

(6) 国慶節及び中秋節。10月1日から8日までの合計8日。そのうち、10月1日（木曜日）、10月2日（金曜日）及び10月3日（土曜日）を国慶節の法定祝祭日とする。10月4日（日曜日）は通常とおりの休日とする。10月3日（土曜日）の休日及び中秋節は、それぞれ10月5日（月曜日）及び10月6日（火曜日）に振替え、9月27日（日曜日）及び10月10日（土曜日）の休日を10月7日（水曜日）及び10月8日（木曜日）に振替える。9月27日（日曜日）及び10月10日（土曜日）は勤務日とする。

各企業及び代表機構は、本通知の規定を参照し、適切に業務手配を行なう必要がある。

2、完成油の価格及び税収改革の実施に関する国務院の通知

（国務院 2008年12月18日公布 2009年1月1日施行）

中国国内の石油需要の増加に伴い、税込み価格や負担格差などの問題がますます顕著となったため、完成油の価格及び交通税制システムを早急に調整する必要に迫られた。この状況を受けて、国務院は本通知を公布し、完成油の価格及び税収について改革を実施した。

今回の完成油の価格及び税収改革の主な内容は以下のとおりである。

(1) 公共道路使用料、航路使用料、公共道路運送管理費、公共道路客運貨物運送附加費、水路運送管理費及び水路運送客運貨物運送附加費など6項目を今後は徴収しない。

(2) 実施案及び中央財政よりの補助政策を制定し、政府が借款により建設した二級公共道路での費用徴収を段階的になくす。

(3) 完成油の消費税税額を上げた。ガソリン消費税税額を0.2元/リットルから1元/リットルに0.8元引き上げられ、ディーゼル消費税税額を0.1元/リットルから0.8元/リットルに0.7元引き上げられたほか、これに相応してその他の完成油の消費税率も引き上げられた。

(4) 完成油の消費税は中央税であり、国家税務局により統一して徴収される（輸入については、引き続き、税関による代理徴収を行う）。完成油の消費税納税者は中国国内において完成油の生産、委託加工及び輸入を行う事業者及び個人とする。完成油の納税については、生産者が行う（完成油の委託加工については委託加工を委託する側、完成油の輸入については、輸入側が納税する）。完成油の消費税の計算徴収方式について、従量定額を実施し、内税とする。即ち、引き上げられた消費税は、現行の完成油の価格に含まれるため、内税にあたり、価格外に外税として課せられるのではない。

また、本通知は、国务院が今後、消費税制度を完全化し、適切な時期に、消費税の課税を卸売段階に移し、「内税方式」を「外税方式」に改めるための条件作りを進めることを規定している。

(5) 今回、完成油の消費税税額を上げた後、輸入ナフサについて消費税の課税を復活させた。2010年12月31日までは、国産エチレン、芳香族炭化水素製品の原料として用いるナフサについては、消費税を免税し、輸入エチレン、芳香族炭化水素製品の原料として用いるナフサについて既に消費税を納付している場合には還付する。航空機燃料については、消費税の課税を暫時見合わせる。

また、上述の各事項が今後において有効かつ徹底して実施されることを保証するため、完成油の価格決定システムの充実化についても規定した。国内完成油の工場出荷価格は、国際市場の原油価格を基礎とし、国内の平均加工コスト、税金及び適切な利益を加味して確定する。一定期間における国際市場における原油平均価格が一定のレベルを超えた場合、相応して国内の完成油の価格を調整する。ガソリン及びディー

ゼル価格については、引き続き政府による定価確定及び政府による指導価格を実施する。国際市場における原油価格が値上がりを続けたり、価格の変動が激しい場合には、その国内市場への影響を軽減するため、引き続き、ガソリン及びディーゼル価格に対し適切な調整を加える。

また、各改革のスムーズな実施を保証するため、完成油の価格に関する規定及び今回の改革に関連する可能性のある問題について規定する。

三、部門レベル

1、中華人民共和国増値税暫定条例実施細則

(財政部 2008年12月15日公布 2009年1月1日施行)

昨今の経済情勢に鑑み、増値税の転換改革に基づき、企業による投資拡大及び内需拡大を奨励し、二重課税を避け、企業による設備投資にかかる税収上の負担を軽減するため、本実施細則が公布された。原実施細則と比べると、以下の点が改正された。

(1) 「財貨の販売」の範囲に対する解釈が規範化された。それによると、「財貨の販売」には、財貨を他の事業者を引き渡し、代理販売を委託する行為、代理販売財貨を販売する行為のほか、自ら生産し、又は委託加工した財貨を非増値税課税項目に用いる行為や、自ら生産し、委託加工し、又は購入した財貨を株主又は投資家に配当として分配する行為などを含む(第4条)とされる。

(2) 売上額の決済換算率に関する規定が調整された。本実施細則により、納税者が人民幣以外の貨幣に従い売上額を決済する場合、その売上額の人民幣換算率は、売上額が発生した当日又は当月1日の人民幣為替レートの仲値を選択することができるとされた。これにより、換算率を「仲値」とすることが明確にされ、「原則として仲値とする」と曖昧であった原実施細則の規定が修正された。また、納税者は、どの種の換算率を採用するかを事前に確定しなければならず、確定後1年以内において変更してはならないとされた(第15条)。

(3) 建設仮勘定については仕入れ税額を控除してはならないとされた。また、建設仮勘定の概念についても明確にし、納税者が不動産を新築し、改築し、増築し、修繕し、又は内外装をすることは、いずれも建設仮勘定に属すると規定した(第23条)。

(4) 増値税小規模納税者の基準及び関連規定について相応の調整が行われた。主として以下の2つが挙げられる。

A 工業及び商業小規模納税者の売上額基準について、現行の人民幣 100 万元及び 180 万元からそれぞれ人民幣 50 万元及び 80 万元に引き下げた（第 28 条）。

B 「年の課税売上額が小規模納税者基準を超える個人、非企業性事業者及び課税行為が常時発生しない企業については、いずれも小規模納税者に照らして納税する」との現行規定を、「年の課税売上額が小規模納税者の基準を超えるその他の個人（自然人）は引き続き小規模納税者として納税し、非企業性事業者及び経常的には課税行為が発生しない企業は小規模納税者として納税するか否かを自ら選択することができる」と改めた（第 29 条）。

(5) 企業売上額が小規模納税者の基準を超えているものの一般納税者にかかる認定手続きを行っていない場合には、仕入れ税額を控除してはならず、増値税専用インボイスを使用してもならないとした。即ち、「売上額が小規模納税者の基準を超える場合には、一般納税者資格の申請手続きをしなければならない」とされた。

上述した規定の調整及び追加部分について、関連する企業は、自らの状況に照らして、相応の調整をするか又は相応の対策を取る必要があると思われる。

（全 37 条）

2、中華人民共和国營業稅暫定條例實施細則

（財政部 2008年12月15日公布 2009年1月1日施行）

新たに公布された『營業稅暫定條例』の施行に合わせ、財政部は本實施細則を施行した。原實施細則と比べると、以下の点が改正された。

(1) 本實施細則は、「販売と見なす」範囲を拡大し、不動産及び土地使用権の無償贈与及び企業が建物を建設した後に販売するという行為等をも課税範囲に組入れた。また、2009年1月1日より、個人の不動産又は土地使用権を他者に無償贈与する行為について、營業稅を課税するとした。このほか、原實施細則の「不動産の有限財産権又は永久使用権を譲渡した場合、不動産の販売と見なす」との規定を削除した（第 5 条）。

(2) 本實施細則は、「価格外費用」に含まれる内容を追加し、価格外費用の範囲を拡大した。原實施細則と比べ、価格外費用の範囲として、「手当、返還利益、奨励費用、違約金、滞納金、延払利息、賠償金及び遅延利息」などの内容が追加された。このように規定したのは、増値稅及び消費稅暫定條例實施細則との一致性を図るとともに、

実務において「価格外費用」に対する納税者と所轄税務機関の理解の違いをなくし、認識の統一を図り、操作実行性を増強するためであると思われる。また、本実施細則では、以下の3つの条件を同時に満たす場合には、価格外費用にはあらず、営業税を納付する必要はないと規定した。

A 国務院又は財政部の認可を受けて設立した政府性基金或いは国務院又は省級人民政府及びその財政価格主管部門の認可を受けて設けられた行政事業性の徴収費用。

B 收受の際に発行した省級以上の財政部門より作成の財政証憑

C 收受した全額を財政に納付する（第13条）。

(3) 建築工事設備にかかる課税政策を調整した。本実施細則によれば、建設主体が設備の代金を提供する場合、営業税を納付する必要はないが、施工者が自ら購入した設備代金については営業税を納付する必要があるとされた（第16条）。これは、財政部と国家税務総局が公布した『営業税にかかる若干の政策問題に関する通知』（財税〔2003〕16号文）の規定とは一致しない。『営業税にかかる若干の政策問題に関する通知』には、建築据付工事の課税売上額には、設備価値を含むべきではなく、具体的な設備リストについては、省級地方税務機関が各自の実情に応じて列挙することができる規定されている。即ち、省級地方税務機関が列挙する設備リストに記載された建築工事設備については、建設主体が提供するか施工者が自ら購入するかに関わらず、いずれも営業税を納付しないことができる。これについて、関連する企業は注意が必要となると思われる。

本実施細則により、建築工事設備の課税問題に変化が発生していることから、営業税を余分に納付するリスクを避けるため、不動産企業及び建築企業は、建築工事設備の供給方式を検討する必要があると思われる。

(4) 「合法的かつ有効的な証憑」に対する定義付けをした。本実施細則は『営業税暫定条例』に規定されている「合法的かつ有効的な証憑」について、以下のとおり明確に規定した。

A 国内事業者又は個人に支払う代金であり、なお且つ当該事業者又は個人に発生する行為が営業税又は増値税の課税範囲である場合、当該事業者又は個人が発行したインボイスを「合法的かつ有効的な証憑」とする。

B 支払った行政事業性の徴収費用又は政府性基金については、発行した財政インボイ

スを「合法的かつ有効的な証憑」とする。

C 国外事業者又は個人に支払った代金については、当該事業者又は個人の収受サインのある証憑を「合法的かつ有効的な証憑」とし、税務機関が収受サインのある証憑に疑義を持つ場合には、国外公証機構による確認証明を提供するよう、当該事業者又は個人に要求することができる。

D 国家税務総局の規定するその他合法的かつ有効的な証憑（第19条）

(5) 納税者の取引価格が明らかに低すぎ、なお且つ正当な理由なく若しくは本実施細則第5条に規定される「課税行為が発生すると見なされる」ものの売上額がない場合には、本実施細則の規定により、売上額を確定する方法については、その他の納税者に最近発生した同類の課税行為の平均価格に照らして査定する。この規定により、正当な理由なく納税者の取引価格が明らかに低すぎる場合に査定を行うとの規定を厳格にし、納税者自身に最近同類の課税行為が発生していない場合、その他納税者に最近発生した同類の課税行為の平均価格に照らして査定するとされた。

(6) 営業税の課税下限を調整した。

原実施細則に規定される営業税の課税下限は、1993年に制定されたものである。当時と比べ、中国の経済発展は大きく変化しているため、今回、本実施細則により営業税の課税下限が調整されたと見られる。

A 期間ごとに納税する場合、原実施細則では月売上額200元から800元と規定されていたのを、1,000元から5,000元に調整した。

B 一回ごとに納税する場合、原実施細則では一回（日）あたりの売上額50元と規定されていたのを、100元に調整した。

（全28条）

3、中華人民共和国消費税暫定条例実施細則

（財政部 2008年12月15日公布 2009年1月1日施行）

新たに公布された『消費税暫定実施条例』の施行に合わせ、財政部は本実施細則を施行した。原実施細則と比べると、以下の点が改正された。

(1) 新たに5つの石油製品を消費税の課税対象とした。『消費税政策の調整及び充実化に関する財政部国家税務総局の通知』（財税〔2006〕33号）に従い、5つの石油製品が完成油の消費税課税細目として追加された。これら5つの完成油は、リットル単位

で消費税を課税することから、本実施細則にてこれら5つの完成油の計量換算基準を以下のとおり追加した。

- A 航空機燃料 1トン=1,246リットル
- B ナフサ 1トン=1,385リットル
- C 溶剤油 1トン=1,282リットル
- D 潤滑油 1トン=1,126リットル
- E 燃料油 1トン=1,015リットル (第10条)

(2) 価格外費用の内容について更に明確化した。「延べ払い利息」を「違約金」の中から独立させたほか、「奨励金」、「滞納金」及び「賠償金」、「容器・通い箱リース料金」などの内容を追加した。このほか、「条件に合致する代理徴収する政府性基金又は行政事業性徴収費用は、価格外費用に含まれない」との規定を追加した(第14条)。

(3) 原実施細則は消費税の補足納付申告をする場所についての規定が明確でなかったことに鑑み、本実施細則では、「輸出する課税消費物品について税額還付が行われた後、通関戻しとなり、または国外からの返品輸入時に免税とされるものにつき、輸出申告者は、ただちに所在地又は居住地の所轄税務機関に、すでに還付を受けた消費税税額の申告返納をしなければならない」と明確に規定した(第22条)。

(全25条)

4、増値税一般納税者の認定問題に関する通知

(国家税務総局 2008年12月31日公布 2009年1月1日施行)

新たに改正された『増値税暫定条例実施条例』により、小規模納税者の認定基準が引き下げられ(以下「新基準」という)、2009年1月1日から施行される。

現在のところ、税務総局は、増値税一般納税者の認定にかかる管理弁法を制定中であるが、関連弁法が公布される前において、増値税一般納税者の認定については、以下の原則に基づいて取扱う。

(1) 現行の増値税一般納税者の認定に関する規定は、引き続き執行する。

(2) 2008年の課税販売額が新しい基準を超える小規模納税者が主管税務機関にて一般納税者資格の認定を申請した場合、主管税務機関は、現行規定に基づき、一般納税者の資格認定手続きをしなければならず、即ち、工業一般納税者の販売額基準は人民幣50万元とし、商業一般納税者の販売額基準は人民幣80万元とする。

(3) 2009年の課税販売額が新しい基準を超える小規模納税者は、『中華人民共和国増値税暫定条例』及びその実施細則の関連規定に基づき、主管税務機関にて一般納税者の資格認定手続きをしなければならない。一般納税者の資格認定手続きにかかる申請をしていない場合、販売額に基づいた増値税税率に照らして課税額を計算し、仕入れ税額を控除してはならず、増値税専用インボイスを使用してもならない。

(4) 年間課税販売額が新しい基準を超えない小規模納税者は、現行規定に基づき、主管税務機関にて一般納税者の資格認定を申請することができる。

一般納税者の資格認定について各地区の国税機関からの認定要求が異なることから、一般納税者の資格認定を申請する必要がある企業は、企業国税専門担当官に確認することが必要があると思われる。

5、労働人事紛争仲裁手続きに関する規則

(人力資源社会保障部 2009年1月1日公布 2009年1月1日施行)

仲裁手続きを規範化するため、人力資源社会保障部は『労働紛争調停仲裁法』及び関連する法律法規及び規定に基づき、本規則を制定する。主な内容は以下のとおり。

(1) 仲裁の対象となる紛争の範囲を明確に規定した。その内容は以下のとおり。①企業と労働者との間において、労働関係の確認、労働契約の締結、履行、変更、解除及び終了、勤務時間、休憩休息、社会保険、研修及び労働保護、労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金などについて発生した紛争。②社会団体とその職員との間において、除名、解雇、辞職及び離職など人事関係の解除及び採用契約の履行などについて発生した紛争（第2条）。

(2) 仲裁時効の中断に関して、本規則では、次に掲げる状況の1つがある場合には、仲裁時効の期間を改めて計算するとした。

A 当事者の一方が、協議、調停の申立てなどにより相手側当事者に対し権利を主張した場合。

B 当事者の一方が、関連部門に苦情を申立て、仲裁委員会に仲裁を申立てるか、又は人民法院に対し訴訟を起こすか、もしくは人民法院に対し支払い命令を申請するなどした場合。

C 相手側当事者が義務の履行に同意した場合（第10条）。

(3) 仲裁時効の中止に関して、本規則では、不可抗力又は民事行為無能力者又は民

事行為制限者である労働者の法定代理人が未確定である等その他の正当な理由により、当事者が規定の仲裁時効期間中に仲裁申立てをすることができない場合、仲裁時効は中止する。時効中止の原因が消滅した日から、仲裁時効期間を引き続き計算する（第11条）とした。

(4) 仲裁過程における挙証責任について、本規則では、当事者は自らの主張について証拠を提供する責任を有するとした。また、紛争事項に関連する証拠について、これが使用者により掌握され、管理されている場合、使用者が提供しなければならないとし、使用者が提供しない場合には、使用者はこれによりもたらされる不利な結果について責任を負わなければならないとした。一般的に、労働者の勤務時間記録カードや賃金支払い帳簿及び労働規則制度などはいずれも使用者が掌握していることから、本規則では、使用者が提供しなければならないとし、使用者が提供しない場合には、使用者はこれによりもたらされる不利な結果について責任を負わなければならないとした。これについて、企業側は、労働仲裁案件に遭遇した場合、労働仲裁部門に対し関連する証拠資料を自発的に提供しなければならないことに注意が必要と思われる。

(5) 仲裁申立書の内容に関して、本規則によれば、以下の事項を含まなければならないとされた。

A 労働者の氏名、性別、年齢、職業、勤め先、住所、連絡先住所及び連絡先電話ならびに勤務先の名称、住所、連絡先住所、連絡先電話及び法定代表者又は主要責任者の氏名及び職務名。

B 仲裁申立及びその根拠となる事実及び理由

C 証拠及び証拠リソース、証人の氏名及び住所

(6) 被申立人は、仲裁申立書副本を受け取った後、10日以内に仲裁委員会に対し答弁書を提出しなければならない。このようなケースに遭遇した場合、企業側としては、より良い仲裁結果を勝ち取るためにも、規定の期限までに答弁書を提出することが大切である。

(7) 仲裁廷の仲裁期限に関して、本規則では、仲裁委員会は仲裁申立を受理した日から45日以内を期限とするとした。案件の状況が複雑であるために仲裁期限の延長を必要とする場合には、仲裁委員会主任の認可を経て、延期するとともに書面により当事者に通知することができるが、15日を超える日数を延長してはならない。即ち、仲

裁案件については、一般的に、仲裁委員会が仲裁申立を受理した日から45日以内に仲裁判断を下さなければならないとされる。但し、仲裁における実務では、労働仲裁機構が受理案件を多く抱えているなどの原因により、当該期限を超えて仲裁判断が下される可能性もあると言える。

(8) 労働報酬、労災医療費用、経済補償又は賠償金の支払いを求める案件について、次に掲げる条件に合致する場合、当事者の申請に基づき、仲裁廷は、先行執行との判断を下し、人民法院に移行して執行することができる。

A 当事者間の権利義務関係が明確である。

B 先行執行をしないと申立人の生活に重大な影響をもたらす。

また、更に、労働者が先行執行を申立てた場合、担保を提供する必要はないと規定した（第50条）。

6、企業研究開発費用の税引き前控除管理弁法（試行）

（国家税務総局 2008年12月10日公布 2008年1月1日施行）

企業による研究開発活動を奨励し、研究開発費用の税引き前控除及び関連する税収上の優遇政策の執行を規範化するため、国家税務総局は本弁法を制定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 本弁法の適用対象に関して、本弁法では、財務採算が健全で、なお且つ研究開発費用を正確に列挙することのできる居住者企業とするとした。所謂「居住者企業」とは、『企業所得税法』第2条の規定に基づき、「法により中国国内において成立し、又は外国（地区）の法律により成立するけれども実際管理機構が中国国内にある企業」を言う。即ち、中国国内に機構及び場所を設立しているか、又は中国国内に機構及び場所を設立していないものの、中国国内をリソースとする所得がある非居住者企業については、本弁法は適用されず、税引き前に研究開発費用を控除することはできない。

(2) 「研究開発活動」の概念に関して、本弁法では、「企業が、科学と技術（人文及び社会科学を含まない）にかかる新知識を獲得し、科学技術の新知識を創造的に運用するか又は技術、工芸及び製品（サービス）を実質的に改善するために持続的に行う、明確な目標のある研究開発活動を指す」とした。上記の3条件に合致する研究開発活動のみが加算して控除することができることとされているため、企業が従事する「研究開発活動」が上記の条件に合致しない場合には、2008年以降は加算して控除することを

申告することはできなくなる可能性がある。

(3) 研究開発活動プロジェクト及び費用支出の加算控除に関して、本弁法では、『国が重点的に支えるハイテク分野』及び国家発展改革委員会などの部門が公布した『目下優先的な発展を図るハイテク産業重点分野ガイドライン（2007年度）』の規定するプロジェクトの研究開発活動でなければならないとした。加算控除が認められる研究開発活動の費用支出には、主として以下を含む。

- A 新製品の設計費用、新工芸規程の制定及び研究開発に直接関係する技術図書資料費用及び資料翻訳費用
- B 研究開発活動への従事のために直接消耗する材料、燃料及び動力費用
- C 研究開発に直接従事する在職者の賃金、賞与、補助及び手当
- D 研究開発活動のために用いる器械及び設備の減価償却費用又は借入れ費用
- E 研究開発活動のために用いるソフト、特許権及び非特許技術など無形資産にかかる償却費用
- F 中間試験及び製品の試作のために用いる金型及び工芸装備の開発・製造費用
- G 探査開発技術の現場試験費用
- H 研究開発成果の論証、評価審査、検査引渡費用（第4条）

(4) 企業がその他の事業者へ委託して開発し、本弁法の規定する条件に合致する研究開発費用について、委託側は規定される計算方式に照らして加算控除の計算をすることができ、なお且つ当該研究開発プロジェクトの支出にかかる明細状況を提供しなければならない。さもなければ、当該委託開発プロジェクトの費用支出について加算控除を実行してはならない。また、受託側は更なる加算控除をしてはならない（第6条）。

(5) 専門の研究開発機構を設立していない企業又は研究開発機構が同時に生産経営任務を負う企業に関して、本弁法では、研究開発費用と生産経営費用とを分けて計算し、各研究開発費用の支出を正確かつ合理的に計算しなければならない。さもなければ、研究開発費用を加算して控除することはできないとした（第9条）。

(6) 企業が、研究開発費用の加算控除を申請する場合、主管税務機関に送付する資料に関して、本弁法では、次に掲げる資料を送付する必要があるとした。

- A 自主、委託、合作研究開発プロジェクトの計画書及び研究開発費予算
- B 自主、委託、合作研究開発専門機構又はプロジェクトチームの編成状況及び専門職員の名簿

- C 自主、委託、合作研究開発プロジェクトについて当年における研究開発費用の発生状況を記載した文書
- D 自主、委託、合作研究開発プロジェクトにかかる企業総経理事務会又は董事会の決議文書
- E 委託及び合作研究開発プロジェクトにかかる契約もしくは協議
- F 研究開発プロジェクトの効用状況にかかる説明及び研究成果報告などの資料（第11条）

(7) 企業が年度の間企業所得税を予納する状況に関して、本弁法では、企業に実際に発生した研究開発費用について、年度の間企業所得税を予納する場合、事実に基づいて控除することを認め、年度末に所得税の申告及び集計・計算して清算・納付する際に、本弁法の規定に基づき、計算し、控除する（第12条）とした。

本弁法がこれまでの研究開発費用にかかる税引き前控除のやり方に調整を加えていることに鑑み、関連する企業は、本弁法の要求に基づいた対応をすることが必要である。

四、司法解釈

1、『民事訴訟証拠に関する若干規定』中の挙証期限に関する規定の適用に関する通知』

（最高人民法院 2008年12月11日公布 2008年12月11日施行）

これまで地方により異なっていた『民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干規定』（2002年4月1日施行）中の挙証期限に対する認識を統一するため、最高人民法院は、本通知を公布した。主な内容は以下のとおり。

(1) 挙証期限の概念を明確にした。「挙証期限」とは、一審の普通手続きを適用して民事案件を審理する際に、当事者が自らの主張する基礎事実を証明する証拠について、人民法院より指定された提出期限を指し、当該期間は30日を下回ってはならない。また、本通知では、双方当事者が同意した場合には、人民法院の指定する挙証期間は、30日を下回ることができることを強調している。

(2) 簡易手続きを適用して案件審理する場合の挙証期限について、本通知では、30日を下回ることができるとした。

(3) 当事者が管轄権の異議申立てをする場合の挙証期限に関して、本通知では、一

審の答弁期間内に申立て、なお且つ人民法院より退けられた場合には、人民法院は、30日を下回らない挙証期間を新たに指定しなければならない。

(4) 当事者を追加するケースにおける挙証期限に関して、人民法院が当事者の追加又は独立した請求権のある第三者の訴訟への参加に同意する場合、新たに訴訟に参加する当事者について挙証期限を指定しなければならない。

(5) 二審期間における挙証期限に関して、二審の人民法院による審理過程で、当事者が新たな証拠の提供を申請する場合、人民法院が指定する挙証期限は、「30日を下回ってはならない」との制限を受けない。即ち、30日を下回ることができる。

2、商業賄賂刑事案件の適用法律にかかる若干問題に関する意見

(最高人民法院 最高人民検察院 2008年11月20日公布 2008年11月20日施行)

商業賄賂刑事案件の法律適用問題について、最高人民法院及び最高人民検察院は、本意見を制定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 商業賄賂犯罪に関わる刑法規定の8つの罪名を明確にした。それぞれ以下のとおり。非国家公務員の収賄罪、非国家公務員に対する贈賄罪、収賄罪、事業者の収賄罪、贈賄罪、事業者に対する贈賄罪、賄賂紹介罪及び事業者の贈賄罪。

(2) 医療機関の職員に関連する規定

医療機関の国家公務員について、薬品、医療機器及び医療用衛生材料など医薬製品の買付において、職務上の権限を利用して、販売者に対し金品の提供を要求するか又は販売者の金品を違法に收受し、販売者のために利益獲得を図り、その行為が犯罪を構成する場合、収賄罪として処罰する。医療機関の非国家公務員に前項の行為があり、なお且つ金額が大きい場合には、非国家公務員の収賄罪として処罰する。

医療機関の医務職員が処方を発行するとの職務権限を利用して、様々な名目で違法に薬品、医療機器及び医療用衛生材料など医薬製品を收受し、医薬製品の販売者のために利益獲得を図り、なお且つ金額が大きい場合には、非国家公務員の収賄罪として処罰する。

(3) 教育機関の職員に関連する規定

学校及びその他の教育機関の教師が、教育活動における職務権限を利用して、様々な名目で違法に教材、教具、制服又はその他物品販売者の金品を收受し、物品販売者のために利益獲得を図り、なお且つ金額が大きい場合には、非国家公務員の収賄罪と

して処罰する。

(4) 商業賄賂における「金品」の範囲について、本意見では、金銭及び実物を含むほか、不動産の内装、金額が含まれている会員カード、商品カード（商品券）及び旅行費用など、金銭で金額を計算できる財産性の利益をも含むとした。また、賄賂の具体的な金額を認定する場合、実際に支払った金額を基準とした。

(5) 本意見では更に、銀行のキャッシュカードを収受した場合、収賄側が実際にその現金を引き出したか又は消費に使用したか否かに関わらず、カード内の預入れ金額の全額を収賄金額と認定するとした。銀行キャッシュカードを使用してローンを借入れたケースについて、カードを提供した側がローン返済責任を負う場合には、ローン借入れ金額も収賄金額として認定するとした。

制度情報

2008年2月～2009年3月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 海外部監修)

一、 全人代レベル

1、 中華人民共和国食品安全法

(全国人民代表大会常務委員会 2009年2月28日公布 2009年6月1日施行)

本法では、食品安全基準、食品生産経営、食品検査検疫、食品輸出入、食品安全事故処理、監督管理及び法律責任などの面から、中国の食品安全制度について明確に規定した。

(1) 食品安全基準について

A、食品安全基準は強制的な執行基準であり、これを除き、食品にかかるその他の強制的基準を制定してはならないことを規定した。

B、食品安全にかかる国家基準は、国務院衛生行政部門により制定、公布し、国務院標準化行政部門により国家標準番号を提供することを明確に規定した。

C、食品安全にかかる地方基準及び企業基準の地位を明確にした。本法では、食品安全にかかる国家基準がない場合には、食品安全にかかる地方基準を制定することができるとした。また、企業が生産する製品に食品安全にかかる国家基準又は地方基準がない場合、生産の根拠とするために企業基準を制定しなければならないとしたほか、国は、食品生産企業が、食品安全にかかる国家基準又は地方基準より厳格な企業基準を制定することを奨励するとした。

(2) 食品生産経営について

A、食品生産加工を行う小規模工場及び食品販売店に対する管理を強化するとした。

B、食品生産経営企業が最新の管理システムを採用することを奨励し、企業の負担を軽減するとした。

C、出荷証書・インボイスの要求制度及び台帳制度などを確立することを企業に求めた。

D、特別な保健効能を謳った食品に対し厳格な管理をするとした。

E、食品のリコール制度及び経営停止制度を確立した。食品生産者が自らの生産する

食品が食品安全基準に合致しないことを発見した場合、生産をただちに停止し、既に市場販売されている食品をリコールして、関連する生産経営者及び消費者に通知するとともに、リコール及び通知の状況を記録しなければならないとした。また、食品生産者がリコールすべきと認識した場合、ただちにリコールしなければならないとした。

F、食品広告に対し厳格な管理をすとした。本法では食品広告の内容について、真実且つ合法でなければならず、虚偽及び誇大された内容を含んではならず、疾病予防や治療効能を謳ってはならないと規定した。また、食品安全管理部門又は食品検査検疫職責を担う機構、食品業界協会及び消費者協会は、広告又はその他形式にて消費者に食品を推薦してはならないとした。社会团体又はその他組織、個人が虚偽広告にて消費者に食品を推薦したことにより、消費者の合法的權益を損ねた場合には、食品生産経営者とともに連帯責任を負わなければならないとした。

(3) 食品検査検疫について

食品検査について、食品検査機構の指定する検査者が独自に行うとした。また、食品安全監督管理部門は、食品に対する検査を免除してはならないとした。抜き取り検査をする場合、抜き取るサンプルを購入しなければならず、検査費用ならびに如何なる費用も収受してはならないとした。

(4) 食品輸出入について

輸入する食品、食品添加物及び食品に関連する製品は、中国の食品安全国家基準に合致しなければならないとした。食品安全国家基準がない食品を輸入する場合、又は食品添加物の新種、食品関連製品の新種を初めて輸入する場合、輸入業者は、国务院衛生行政部門に対し申請をするとともに、関連する安全性評価資料を提出しなければならないとした。この場合、国务院衛生行政部門は、法により許可するか否かを決定するとともに、速やかに相応の食品安全国家基準を制定しなければならないとした。また、国外において発生した食品安全事件が中国国内に影響をもたらす可能性がある場合、又は輸入食品に食品安全問題が存在することを発見した場合、国家輸出入検査検疫部門は、リスク警報を発するか若しくは統制措置を講じ、国务院衛生行政、農業行政、工商行政管理及び国家食品薬品監督管理部門に通報しなければならないと規定した。

(5) 食品安全事故処理について

食品安全事故に対する緊急対応策及び食品安全事故に関する報告制度を制定した。

また、県級以上の衛生行政部門による食品安全事故の処置方法を規定した。

(6) 監督管理について

本法第8章「監督管理」において、同一の違法行為について罰金を科す行政処罰を二回以上与えてはならないと規定された。

(7) 法律責任について

食品安全基準に合致しない食品を生産したり、又は食品安全基準に合致しない食品であることを明らかに知りながら販売した場合、消費者は損害賠償を請求する以外に、生産者又は販売者に対し当該食品代金の10倍にあたる金額を賠償金として支払を要求することができるとした。本法の規定に違反した場合、民事賠償責任を負うとともに料料、罰金を支払わなければならない、違反者の財産がこれら全ての支払いに不足する場合には、民事賠償責任を先ず負わなければならないとした。

2、中華人民共和国保険法

(全国人民代表大会常務委員会 2009年2月28日公布 2009年10月1日施行)

改正後の保険法は、保険業界の特徴を踏まえ、保険加入者及び被保険者の合法的權益を保護する規定を追加した。主として以下の内容が規定された。

(1) 保険加入者が法による事実とおりの告知義務を履行しない場合に、保険者が一定の条件下において契約を解除する権利について、以下のように、更に制限を加えた。

①保険加入者が事実とおりに告知していないが、保険契約を締結した時に、保険者が既に「保険加入者が事実とおりに告知していない」ことを知っていた場合、保険者は契約を解除することはできず、保険事故が発生した場合には、保険責任を負わなければならない。②保険加入者が法に基づき事実とおりに告知する義務を履行していない場合、保険者は、法に基づき解除権を行使することができるが、契約成立の日から2年以内に、当該権利を行使しない場合には、行使してはならない。即ち、契約解除にかかる保険者の抗弁権の期限は、2年とする。

(2) 公平原則に則り、保険者が提供する保険条項の内容を規範化した。保険契約の多くは、保険者が一方的に起草したフォーマット条項即ち定型契約であるとの特徴から、保険者が契約において自らが法により負わなければならない義務を免除したり、保険加入者、被保険者の責任を加重し、保険加入者や被保険者の利益を損害することを防止するため、これらの契約において、保険者が法により負わなければならない義

務を免除する条項が含まれていたり、保険加入者や被保険者の責任を加重したり、又は保険加入者、被保険者及び受益者が法に基づいて享受する権利を排除する条項が含まれている場合には、当該条項を無効とする。

(3) フォーマット条項を採用して保険契約を締結した保険者について、契約締結時に尽くす義務について更に厳格に規定した。①保険者は、契約に対して全ての説明義務を履行しなければならない。②保険加入者が契約の全ての内容を理解し、保険加入をするか否かを決定することができるように、保険加入者に提供する保険証書は、フォーマット付の条項でなければならない。③保険者は、保険契約においてその責任免除にかかる条項を提示しなければならない。提示義務とは、契約における全部又は一部の免除を含むすべての免除責任にかかる条項のことをいう。

(4) 保険事故の発生後、保険加入者らが通知義務を速やかに履行しなかった場合、保険者は一定の条件下において賠償責任を負わなくともよいとの規定に制限条件を追加するとした。即ち、保険事故の発生後、保険加入者、被保険者又は受益者が通知義務を速やかに履行していないが、保険者がその他のルートを通じて、事故の発生を既に知っているか若しくは知り得たはずである場合、保険者は賠償責任を負わなければならないとした。一部の重大保険事故について、保険者がメディアなどのルートにより、事故の発生をすぐに知ることができ、なお且つ現場調査を速やかに行うことができる場合、このような状況下では、関連当事者が保険者に速やかに通知することができなかったとしても、保険者の保険責任は免除されるべきではないとした。

(5) 保険金支払いのプロセス及び期限をより一層明確にし、保険金支払いに関する難題を以下のように解決した。①保険者が被保険者に対し、保険金支払いに必要な資料の補足を要求する行為を制限した。保険者による保険金の支払い引延ばしを防止するため、保険者は、被保険者などが提供する保険金支払いに関する証明及び資料に不備があると認める場合、「速やかに、一括して、書面により」補足提出をするよう被保険者に通知しなければならないとした。②賠償審査期限及び通知義務を明確にした。保険者は、被保険者から保険金支払いの請求を受けた後、速やかに賠償審査をして決定しなければならないとした。保険会社による速やかな保険金支払い請求の受理を督促し、速やかに責任を審査確定するために、「状況が複雑である場合には、30日以内に賠償審査をして決定しなければならないが、契約に別途約定のある場合を除く」とし、「保険者は審査決定の結果を書面により」被保険者又は受益者に通知しな

なければならないとした。③保険責任に属さない場合、保険者は保険金支払い拒否の理由を説明しなければならないとした。

(6) 保険の標的物の譲渡に関する現行保険法の規定について、修正を加えた。①財産保険契約の保険標的物の譲渡について、その相応する保険権利・義務は、譲受人が自然と継承し、保険契約は引き続き有効であることを明確にした。②保険者の権利を制限するため、保険の標的物の譲渡後において、その危険レベルが著しく増加する場合に限り、保険者は保険掛け金の増加又は契約の解除を要求することができるとした。

(7) 人身保険についても、以下の改正をした。①原保険法では、受益者が故意に被保険人の死亡・傷害又は疾病をもたらした場合、保険者は保険金の支払い責任を負わないと規定されていた。このような規定は、罪のない被保険者にとって不公平であることから、新保険法では、違法行為を実施した受益者は受益権を喪失するが、これにより保険者は保険責任を免除されず、被保険者の利益は依然として保護を受けるとした。②現実において、一部の企業保険加入者が、団体保険を利用して違法利益を獲得する現象が存在するが、これを避けるため、新保険法では、人身保険利益の範囲を拡大し、保険加入者が自らと労働関係のある労働者に保険利益がある場合、当該労働者のために保険加入をすることができるとした。また、このような状況下で、保険契約は、被保険者及びその近親者以外の者を受益者と指定してはならないとした。受益人の指定範囲を制限したことにより、労働者など被保険者の利益を保護したものである。③原保険法には規定されていなかった被保険者と受益者が同一の事件にて死亡し、なお且つ死亡した順序を確定できない場合に如何に処理するかという問題について、新保険法では、上記の状況が発生した後、受益人の死亡を先、被保険者の死亡を後とすると規定し、立法の空白部分を補った。

3、中華人民共和国刑法改正案（七）

（全国人民代表大会常務委員会 2009年2月28日公布 同日施行）

本修正案は、社会主義市場経済秩序の破壊にかかる犯罪、国民の権利に対する侵害にかかる犯罪、汚職賄賂罪などの内容に関わる。

(1) 社会主義市場経済秩序の破壊にかかる犯罪

A、脱税罪に関して

本修正案第3条は、刑法第201条に対し、以下のように修正した。①脱税罪の犯罪

決定・量刑基準について、今後は具体的な金額を規定しない。②脱税罪について、税務機関が法に基づいて追徴通知を送達した後、納付すべき税金を納め、滞納金を納付し、既に行政処罰を受けている場合には、刑事責任を追及しない。

B. マルチ商法への従事という罪名を追加した。

益々重大化を増すマルチ商法犯罪活動を打撃するため、勧誘、脅迫によりマルチ商法に参加させたり、財務上の詐欺行為を行った場合、事案の軽重に照らして、拘留、有期懲役に処する。

(2) 国民の権利に対する侵害という犯罪

A、違法に国民の個人情報をも漏洩する犯罪に関して

本修正案では、国家機関又は金融、電信、交通、教育及び医療などの事業者又はその職員が国の規定に違反して、国民の個人情報を売却したり、違法に提供した場合で事案が重大である行為について、これを犯罪とすると規定したほか、窃盗又はその他の方法により、違法にこれらの情報を獲得する行為についても刑事責任を追及するとした。

B、誘拐罪に関して

本修正案は、刑法第 239 条の規定に対し相応の修正を加え、刑罰を追加し、「事案が軽微であるもの」については、5 年以上 10 年以下の有期懲役とし、罰金を併科するとした。ここでいう「事案が軽微であるもの」とは、主として、誘拐意図を自発的に放棄し、誘拐被害者の人身自由を回復し、なお且つ人身傷害や財産の損失などの結果をもたらしていない場合を指す。

(3) 汚職賄賂罪に関して

本修正案は、腐敗犯罪を懲らしめるため、以下の規定を追加した。①国家公務員の近親者及びその他これと関係の密接な者が、国家公務員としての影響力を利用して、依頼人のために不当な利益を図り、自らもまた依頼人から賄賂を収受することに関する規定。②巨額財産の由来不明にかかる刑罰を重くし、これまで 5 年の有期懲役とされていた当該犯罪に対する最高刑を、10 年の有期懲役に上げた。

二、国務院レベル

1、廃棄電子製品回収処理管理条例

(国務院 2009 年 2 月 25 日公布 2011 年 1 月 1 日施行)

本条例は、総則、関係者責任、監督管理、法律責任及び附則から成り計 35 条計 5 章から成り立っている。本条例は、以下の内容を明確にした。

(1) 本条例の調整範囲

本条例は、「廃棄電器電子製品回収処理目録」（以下「目録」という）に列せられた廃棄電器電子製品の回収処理及び関連活動に適用される。

(2) 廃棄電器電子製品について複数のルートによる回収及び集中処理制度を実施。

本条例では、廃棄電器電子製品の処理について資格許可制度が設定し、電器電子製品の処理資格を取得した企業により、廃棄電器電子製品の分解、原材料の取出し及び環境保護の要求に照らした最終的な処置を行うこと即ち集中処理制度を規定した。処理企業資格については、区を設置した市級人民政府の環境保護主管部門が審査認可するとし、審査認可の具体的条件として、①充実した廃棄電器電子処理施設を有すること、②完全に処理することができない廃棄電器電子製品の適切な利用又は処置案を有すること、③処理する廃棄電器電子製品に相応するピッキング、パッケージ及びその他設備を有すること、④安全、品質及び環境保護に関する専門技術人員を有すること等を規定した。また、本条例によれば、省級人民政府の認可を経て、廃棄電器電子製品の集中処理場を設立することができるとされた。

(3) 廃棄電器電子製品の処理特別基金を設立。

本条例により、国は廃棄電器電子製品処理基金を確立し、廃棄電器電子製品回収処理費用の補助に用いると規定された。また、電器電子製品の生産者、輸入電器電子正本の荷受人又はその代理人は、規定に基づいて納入義務を履行しなければならないとした。さらに、廃棄電器電子製品処理特別基金の徴収及び使用についての公平性及び透明度を高めるため、本条例では、廃棄電器電子製品処理基金の徴収基準及び補助基準の制定にあたっては、電器電子製品の生産企業、処理企業、関連する業界協会及び専門家の意見を十分に聴取しなければならないと規定した。

(4) 生産者、販売者、回収経営者及び処理企業が各自負うべき責任。

電器電子製品生産者の責任について。本条例によれば、生産者、輸入電器電子製品の荷受人又はその代理人が生産、輸入する電器電子製品は、国家の電器電子製品の汚染コントロールに関する規定に合致しなければならず、資源の総合利用及び無害化処理に有利となる設計案を採用し、無毒無害又は低毒で害の低い、回収利用しやすい材料を採用しなければならないとされた。また、電器電子製品上もしくは製品説明書中

に、規定に基づき関連する有毒有害物質の含有量、回収処理にかかる注意事項の説明などの情報を提供しなければならないとした。

電器電子製品の販売者、メンテナンス機構及びアフターサービス機構の責任について。本条例により、電器電子製品の販売者、メンテナンス機構、アフターサービス機構は、その営業場所の顕著な位置に、廃棄電器電子製品の回収処理にかかる注意事項の説明情報を示さなければならないと規定された。また、回収された廃棄電器電子製品は、資格を有する処理企業により処理しなければならないとした。

廃棄電器電子製品の回収経営者の責任について。本条例では、廃棄電器電子製品の回収経営者が回収した廃棄電器電子製品を処理する場合、本条例の規定に基づき、処理資格を取得しなければならないとした。また、処理資格を取得しない場合、回収した廃棄電器電子製品を処理資格のある企業に依頼して処理しなければならないとした。回収した電器電子製品を修復した後に販売する場合、人体の健康及び人身、財産安全など国家技術規範の強制要求に合致しなければならず、顕著な位置に中古商品であることを表示しなければならないとし、具体的な管理方法については、国务院商務主管部門により制定されるとした。

処理企業の責任について、本条例では以下の内容を規定した。①廃棄電気電子製品の処理活動に従事する場合、廃棄電気電子製品の処理資格を取得しなければならない。②廃棄電器電子製品の処理をする場合、国の資源综合利用、環境保護、労働安全及び人体健康の保障に関する要求に合致しなければならず、国が淘汰すると法律にて明確に定めている技術及び工芸を用いて廃棄電器電子製品の処理を行ってはならない。③処理企業は、廃棄電器電子製品の処理に関する日常的な環境監督測定制度を確立しなければならない。④処理企業は、電器電子製品のデータ情報管理システムを確立しなければならない。規定に基づき、所在地の環境保護主管部門に対して基本データ及び関連状況を報告送付し、基本データの保存期間は、3年を下回ってはならない。

2、旅行社条例

(国务院 2009年2月20日公布 2009年5月1日施行)

本条例は、原『旅行者管理条例』に対する全面的な改正であり、その主な内容は以下のとおりである。

(1) 外商投資旅行社に対する新たな規定をした。本条例は、中国のWTO加盟時の承

諾に基づき、外商投資旅行社の登録資本金最低限度額及び投資者条件に対する特別な要求を削除し、外商投資旅行社は分支機構を設立してはならないとする制限を取消し、外国投資者は中外合弁、中外合作による旅行社を設立することができるほか、独資旅行社を設立することもできるとした。外商投資旅行社の設立にあたり、投資者は國務院旅行行政主管部門において申請し、主管部門が 30 日以内に審査を完了する。設立に同意する場合、主管部門は外商投資旅行社の業務許可審査認定意見書を交付し、申請者は当該意見書、定款及び契約などを持って商務部門に行き、外商投資企業認可証書の交付申請をする。設立に同意する場合、商務部門は申請者に対し、國務院旅行行政主管部門にて旅行社業務經營許可証を受領し、營業許可証にかかる手続きをするよう通知する。

(2) 外国観光客の中国国内旅行関連業務に従事する条件を改正した。本条例では、外国観光客の中国国内旅行関連業務に従事するために必要となる登録資本金の最低限度を人民幣 150 万元から 30 万元に減額したため、外国観光客の中国国内旅行市場への参入のハードルが大幅に下げられたと言える。

(3) 品質保証金制度をより一層完全なものとした。それによると、①旅行社は、指定の銀行に品質保証金専用口座を開設して現金を預入れることもできるし、納めるべき品質保証金の金額を下回らない銀行担保を監督管理部門に対して提供することができるとした。②品質保証金を納付した後、旅行社が連続して 3 年間、旅行者の合法的權益を侵害したことにより行政機関から罰金以上の処罰を受けていない場合、監督管理部門は、旅行社の品質保証金を 50%減免すると規定した。③旅行社は旅行行政管理部門が品質保証金を使用して旅行者の損失を賠償したり、又は法により品質保証金を減額した後、旅行者の合法的權益を侵害したことにより行政機関から罰金以上の処罰を受けた場合、品質保証金を補足納付しなければならない。

(4) ツアー組織会社が引受けた業務を他の旅行社に委託するケースに対する要求をした。本条例では、ツアー組織会社が引受けた業務を他の旅行社に委託する場合、旅行者の同意を得なければならないと規定した。委託する場合、相応の資質を有する旅行者を選択し、現地受入旅行社との間で旅行者の受入について委託契約を締結し、旅行社の各種サービス手配及びその基準を明確にし、委託双方間の権利及び義務を約定しなければならないとした。

(5) 旅行の過程において旅行者の合法的權益に損害をもたらした場合、ツアー組織

会社と現地受入旅行社のいずれが損害賠償をするのか、明確に規定した。委託を接受した旅行社の違約により旅行者の合法的權益に損害をもたらした場合、委託した側の旅行社は相応の賠償責任を負わなければならない。委託した側の旅行社は、賠償をした後、受託旅行社に対して求償することができる。但し、受託旅行社の故意又は重大な過失により旅行者の合法的權益に損害をもたらした場合、受託旅行社とともに旅行者に対する連帯責任を負わなければならないと規定した。

3、現在の経済状況下における就業活動を行なうことに関する国務院の通知

(国務院 2009年2月3日公布)

本通知により主として規定された内容は以下のとおりである。

(1) より一層積極的な就業政策を実施し、就業率の向上を促進し、就業の安定化を図る。政府投資及び重大な建設プロジェクトによる就業機会の増加を図り、産業構造のブレードアップと創業に対するサポートとの協調を推し進める。

(2) 企業による人員削減行為を規範化し、労働者の合法的な權益を確実に保障する。企業が20人以上の人員削減、または削減人員が20人に満たないものの企業の従業員総数の10%以上である場合、30日前に人員削減の理由を労働組合又は従業員全体に通知し、労働組合又は従業員の意見を聴取した後、現地の人的資源社会保障行政部門に対し人員削減案を報告しなければならない。

(3) 労働監督活動に力を入れ、企業に対する監督管理を強化し、一部の企業主による賃金不払い、社会保険費用の未払い後における資金移転、工場を閉鎖して逃げ隠れするなどの行為について、これを積極的に防止し、厳格に調査するとともに、この類の問題により発生する従業員の集団行動を適切に処理し、労働者の合法的權益の保護に努める。

(4) 政策によるサポート力のより一層の強化を明確に要求し、労働者が多くのルートにより就業する事を奨励する。重点対象者の就業活動を確実にを行い、公共就業サービスを強化する。特別就業養成計画を実施し、より多くの労働者の職業技能向上に協力する。

(5) 労働者が自ら就業先を探し、自ら創業することを奨励する。企業による雇用を奨励し、企業が就業困難者を雇用する場合の社会保険補助政策を確実に実施する。就業困難者の再就職をサポートし、就業者ゼロ家庭の撲滅を促進する。臨機応変な就業

形態をとる労働者の安定性を促進する。

三、部門レベル

1、中華人民共和国技術輸出入契約登記管理弁法

(商務部 2009年2月1日公布 公布日から30日後に施行)

本法により、商務主管部門は、技術輸出入契約の登記管理部門であるとされた。具体的には、「政府の認可する投資プロジェクト目録」及び政府投資プロジェクト中における國務院又は國務院投資主管部門により承認又は認可されるプロジェクトにかかる技術輸入契約についての登記管理は、商務部が担当し、これ以外の自由な輸出入技術契約についての登記管理は、各省、自治区、直轄市及び計画単列市の商務主管部門により担当するとした。

技術輸出入契約には、特許権譲渡契約、特許申請権譲渡契約、特許実施許諾契約、技術秘密許可契約、技術サービス契約及び技術輸出入を含むその他契約を含むとされた。

商務部は、全国の技術輸出入状況について統計を取り、統計データを定期的な発布について責任を負うとした。また、各級商務主管部門は、管轄区域内の技術輸出状況について統計を取ることに責任を負うとした。

本弁法は、公布の日から30日後に施行される。2002年1月1日に施行された『技術輸出入契約登記管理弁法』(対外貿易經濟合作部 2001年第17号令)は本弁法の施行と同時に廃止された。

2、輸入禁止・輸入制限技術管理弁法

(商務部 2009年2月1日公布 公布日から30日後に施行)

新管理弁法により、『中国における輸入禁止・輸入制限技術目録』に列せられている輸入禁止技術はいずれも、輸入してはならないとされた。国は輸入制限技術について許可証管理制度を実施し、『中国における輸入禁止・輸入制限技術目録』中に輸入制限技術として列せられているものを輸入する場合、輸入許可手続きを履行しなければならないとされた。各省区市商務主管部門は、輸入制限技術の審査機関であり、管轄行政区域内における輸入制限技術の許可作業を担当する。中央管理企業は、属地原則に基づいて、地方の商務主管部門にて許可手続きを行う。

輸入制限技術にかかる貿易審査について、以下の内容を含む。①中国の対外貿易政策に合致し、対外経済技術提携の発展に有利であるか否か、②中国が対外的に承諾した義務に合致するか否か、③中国国内の特定産業の建設又は早急な建設に不利な影響をもたらさないかどうか。

輸入制限技術にかかる技術審査内容には、①国家安全、社会公共利益又は公共道徳に危害を及ぼさないかどうか、②人間の健康又は安全及び動物、植物の生命又は健康に危害を及ぼさないかどうか、③環境を破壊しないかどうか、④国の産業政策及び経済社会の発展戦略に合致し、中国の技術進歩及び産業のグレードアップの推進に有利であるか、中国の経済技術権益の保護に有利であるか否かがある。

本弁法施行と同時に、2002年1月1日に施行された『輸入禁止・輸入制限技術管理弁法』(対外貿易経済合作部 国家経済貿易委員会 2001年第18号令)は廃止された。

3、外商投資による投資性会社の設立にかかる審査認可権限の下級移行に関する商務部の通知

(商務部 2009年3月6日公布 同日施行)

本通知は、主として以下の点について規定したものである。

(1) 外商投資による投資性会社の設立にかかる審査認可権限を下級に移行する。外国投資者が登録資本1億米ドル及びそれ以下の投資性会社を設立するか、若しくはこれについて変更する場合(一回の増資が1億米ドルを超える場合を除く)、投資性会社の登録地の省級商務主管部門により審査認可する。商務部が設立認可した投資性会社の後続の変更事項(一回の増資が1億米ドルを超え、投資者に変更がある場合を除く)について、省級商務主管部門により審査認可する。

(2) 投資性会社の投資範囲は、外商投資分野の制限及び禁止類及びマクロ調整の対象となる業界に及んではならない。投資範囲が外商投資専門規定による許可類業界に及ぶ場合、省級商務主管部門は、関連規定のプロセスに照らして国家業界主管部門の同意を得なければならない。

(3) 投資性会社の投資する企業、又はその他投資者と共同で投資する企業について、外国側(投資性会社及びその他国外投資者)の外貨による投資比率が被投資企業登録資本の25%を下回らない場合、外商投資企業待遇を享受することができる。

4、外商投資にかかる審査認可のより一層の改善に関する商務部の通知

(商務部 2009年3月5日公布)

本通知の主な内容は以下のとおりである。

(1) 外商投資企業の設備輸入にかかる監督管理の事前解除にかかる審査認可を取消し、外商投資企業による国内分公司（審査認可を要するとの明確な特別規定がある場合を除く）の設立について届出管理に改め、企業が登録地地方商務主管部門にて届出手続きを直接することができるとした。

(2) これまで商務部の審査認可権限にあった奨励類でなお且つ国の総合的な均衡を必要としない外商投資企業（株式会社を含む）の設立、増資、契約/定款及びその変更事項について、いずれも省級商務主管部門及び国家経済技術開発区により審査承認するとした。外商投資企業が国外分支機構を設立する場合、企業登録地の省級商務主管部門又は省人民政府から授権を受けた地級市商務主管部門により審査認可し、中国の駐外大使館（領事館）経商処（室）の書面による同意を受けなければならないとした。

(3) 「自動車産業発展政策」の関連規定に基づき、現有の外商投資による自動車、農業用運搬車及び自動車用エンジン生産企業が、同類製品の生産能力の拡大及び品種増加（異なる地において同類製品を生産する独立法人生産会社を新設する）により増資する場合、現有の外商投資オートバイ生産企業が、オートバイ及びそのエンジン生産能力を増加することにより増資する場合、現有の外商投資による自動車、農業用運搬車及びオートバイ部品生産企業が部品生産企業を新規設立する場合、外商投資によりオートバイ生産企業又は自動車、農業用運搬車及びオートバイ部品の生産能力を拡大して増資する場合、地方商務主管部門により審査認可するとした。地方商務主管部門の認可前において、地方人民政府の関連部門はプロジェクトの審査認可及び届出手続きを完成しなければならないとした。

(4) 商務部の認可を受けて設立した外商投資企業について、国家発展改革委員会の認可を受けた限度額以上の増資事項ならびに持分のマジョリティが中国側から外国側に転移する持分譲渡事項が発生する場合を除き、その他の変更事項についてはいずれも地方商務主管部門により審査認可する。

(5) 外国投資者及び外商投資企業による国内企業買収について、奨励類及び許可類の買収取引額が1億米ドル以下である場合、ならびに制限類の買収取引額が5,000万米

ドル以下である場合には、地方商務主管部門が工商、税務、外貨など関連する部門とともに関連する法律法規の規定ならびに『外国投資者による国内企業買収に関する規定』に基づいて審査する。

本規定により、これまで地方、省級及び中央という3つの級の商務部門による審査認可を必要としていたプロジェクトについて、地方でのワンストップ式の審査認可により完成することができるようになったため、審査認可の期間が短縮されるなど、外資による投資に便宜が図られたと言える。

5、外商投資商業領域管理弁法補足規定（四）

（商務部 2009年2月5日公布 同日施行）

本規定は、『外商投資領域管理弁法』（商務部令[2004]年第8号）に基づいた補足規定であり、その主な内容は以下のとおりである。

（1）香港及びマカオの同一のサービス提供者が内地に開設する店舗が30店舗を超える場合で、その経営する商品に薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、植物油、食用砂糖及び綿花などの商品を含み、なお且つ、これらの商品が異なるブランドに属し、異なるサプライヤーより供給される場合、香港及びマカオのサービス提供者が独資形式にて経営することを許可するとした。

（2）本規定における香港及びマカオのサービス提供者は、『より一層緊密な経済貿易関係を確立することにかかる内地と香港の手配』及び『より一層緊密な経済貿易関係を確立することにかかる内地とマカオの手配』における「サービス提供者」の定義ならびに関連規定の要求にそれぞれ合致しなければならないとした。

（3）香港、マカオのサービス提供者が内地において商業領域以外のその他に投資する場合もまた、『外商投資商業領域管理弁法』に基づいて執行するとした。

6、 国外投資管理弁法

（商務部 2009年3月16日公布 2009年5月1日施行）

本弁法は、2009年5月1日から施行され、現行の『国外投資による企業設立にかかる審査認可事項に関する規定』及び『「内地企業が香港、マカオ特別行政区に投資して企業を設立することにかかる審査認可事項に関する規定」の公布に関する商務部及び国务院香港マカオ弁公室の通知』は同時に廃止された。

現行規定に比べ、本弁法では商務部の権限として、一部の重大な国外投資に対する審査認可権限のみを残し、対外投資の審査認可プロセスを大幅に簡素化し、要求に合致する申請については、3日以内に「企業国外投資証書」を取得することができるとした。

(1) 本弁法にいう国外投資とは、中国にて法により設立した企業（以下「企業」という）が、新設及び買収合併などの方式により国外に非金融企業を設立するか又は既存の金融企業の所有権、支配権及び経営管理権など権益を取得する行為を指す。

(2) 本弁法は、企業が以下の状況において国外投資をする場合には商務部の認可を受けなければならないと規定した。①中国と国交のない国への投資、②特定の国又は地区にかかる国外投資（具体的なリストは、商務部が外交部など関係機関とともに確定する）、③中国側の投資額が1億米ドル及びそれ以上となる国外投資、④複数の国（地域）の利益に関わる国外投資、⑤国外に特殊目的会社を設立する場合。

(3) 地方企業が以下の状況において国外投資をする場合には省級商務主管部門の認可を受けなければならないと規定した。①中国側の投資額が1,000万米ドル及びそれ以上、1億米ドル以下の国外投資、②エネルギー、鉱産類にかかる国外投資、③国内にて商業誘致する必要のある国外投資。

四、司法解釈

船荷証券正本がなく商品を引渡した案件の審理の適用法律にかかる若干問題に関する最高人民法院の規定

（最高人民法院 2009年2月26日公布 2009年3月5日施行）

本司法解釈は主として、記名のある船荷証券及び合法的な譲渡を経た船積指示書正本及び無記名船荷証券正本を所持する荷受人に適用され、運送請負者が船荷証券がなく商品を引渡したことにより損失がもたらされた紛争案件について、荷受人が運送請負者に対し提起する訴訟ならびに荷受人が船荷証券正本がなく商品を引出したことにより提起された訴訟に適用される。船荷証券正本がなく商品を引渡した案件は、海上商品運輸にかかる紛争であり、海商法の適用範囲であるとされた。

本司法解釈により、以下の点が規定された。

(1) 運送請負者が船荷証券正本がなく商品を引渡したことにより民事責任を負う場合には、海商法第56条の賠償責任の制限に関する規定を適用しない。

(2) 船荷証券正本の所持者は、船荷証券正本がなく商品を引渡した輸送請負者ならびに船荷証券正本がなく商品を引出した者に対し連帯賠償責任を負うよう要求することができる。

(3) 輸送請負者が船荷証券正本によらず商品を引渡した後、船荷証券正本の所持者が、船荷証券正本がなく商品を引出した者との間で、商品代金の支払について合意に達し、協議にかかる代金が賠償支払いされない場合、船荷証券正本所持者が自らの被った損失について、輸送請負人に対し船荷証券正本がなく商品を引渡したことにかかる民事責任を負うよう要求することができる。

(4) 船荷証券正本の所持人による訴訟時効及び時効中断については、海商法を適用する。

企业内部控制基本规范

第一章 总 则

第一条 为了加强和规范企业内部控制，提高企业经营管理水平和风险防范能力，促进企业可持续发展，维护社会主义市场经济秩序和社会公众利益，根据《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国证券法》、《中华人民共和国会计法》和其他有关法律法规，制定本规范。

第二条 本规范适用于中华人民共和国境内设立的大中型企业。
小微企业和其他单位可以参照本规范建立与实施内部控制。
大中型企业和小企业的划分标准根据国家有关规定执行。

第三条 本规范所称内部控制，是由企业董事会、监事会、经理层和全体员工实施的、旨在实现控制目标的过程。

内部控制的目标是合理保证企业经营管理合法合规、资产安全、财务报告及相关信息真实完整，提高经营效率和效果，促进企业实现发展战略。

第四条 企业建立与实施内部控制，应当遵循下列原则：

- (一) 全面性原则。内部控制应当贯穿决策、执行和监督全过程，覆盖企业及其所属单位的各种业务和事项。
- (二) 重要性原则。内部控制应当在全面控制的基础上，关注重要

企業内部統制基本規範

第一章 総 則

第1条 企業の内部統制を強化及び規範化し、企業の経営管理レベル及びリスク防止能力を向上させ、企業の持続的発展を促進し、社会主義市場経済秩序及び社会公衆の利益を維持・保護するため、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国証券法』、『中華人民共和国會計法』及びその他関連する法律法規に基づき、本規範を制定する。

第2条 本規範は、中華人民共和国国内において設立された大中型企業に適用する。
小企業及びその他事業者は、本規範を参照して内部統制を確立及び実施することができる。
大中型企業と小企業の区分基準は、国の関連規定に基づき執行する。

第3条 本規範でいう内部統制とは、企業の董事会、监事会、経営者層及び従業員全体が実施する、統制目標の実現を趣旨とする過程である。
内部統制の目標は、企業の経営管理の適法性、資産の安全、財務報告と関連情報の真実性及び完全性を合理的に保証し、経営効率と効果を高め、企業の発展戦略の実現を促進することである。

第4条 企業は、内部統制を確立し実施する場合には、次の各号に掲げる原則を遵守しなければならない。

- (1) 全面性の原則。内部統制は、政策決定、執行・監督の全過程を貫き、企業及びこれに所属する事業者の各種業務及び事項を網

业务事项和高风险领域。

(三) 制衡性原则。内部控制应当在治理结构、机构设置及权责分配、业务流程等方面形成相互制约、相互监督，同时兼顾运营效率。

(四) 适应性原则。内部控制应当与企业经营规模、业务范围、竞争状况和风险水平等相适应，并随着情况的变化及时加以调整。

(五) 成本效益原则。内部控制应当权衡实施成本与预期效益，以适当的成本实现有效控制。

第五条 企业建立与实施有效的内部控制，应当包括下列要素：

(一) 内部环境。内部环境是企业实施内部控制的基础，一般包括治理结构、机构设置及权责分配、内部审计、人力资源政策、企业文化等。

(二) 风险评估。风险评估是企业及时识别、系统分析经营活动中与实现内部控制目标相关的风险，合理确定风险应对策略。

(三) 控制活动。控制活动是企业根据风险评估结果，采用相应的控制措施，将风险控制在可承受度之内。

(四) 信息与沟通。信息与沟通是企业及时、准确地收集、传递与内部控制相关的信息，确保信息在企业内部、企业与外部之间进行有效沟通。

羅しなければならない。

(2) 重要性の原則。内部統制は、全面的に統制することを基礎とし、重要な業務に事項及びハイリスク分野に注意を払わなければならない。

(3) 抑制均衡の原則。内部統制は、コーポレートガバナンス、機構設置及び権限・責任の分配、業務フローなどの面において、相互抑制、相互監督し、同時に、運営効率を考慮しなければならない。

(4) 適応性の原則。内部統制は、企業の経営規模、業務範囲、競争状況及びリスクレベルなどに適応し、状況の変化に応じて遅滞なく調整されなければならない。

(5) コスト対効果原則。内部統制は、実施コストと予期される効果を比較考慮し、適切なコストにより有効な統制を実現しなければならない。

第5条 企業による有効な内部統制の確立・実施には、次の各号に掲げる要素を含まなければならない。

(1) 内部環境。内部環境とは、企業が内部統制を実施する基礎であり、一般にコーポレートガバナンス、機構設置及び権限・責任の分配、モニタリング、人的資源政策及び企業文化などが含まれる。

(2) リスク評価。リスク評価とは、企業が経営活動における内部統制目標の実現に関わるリスクを、遅滞なく識別し、系統的に分析し、リスクに対応する策略を合理的に確定することである。

(3) 統制活動。統制活動とは、企業がリスク評価の結果に基づき、相応の統制措置を講じ、リスクを許容度内に抑えることである。

(五) 内部監督。内部監督是企业对内部控制建立与实施情况进行监督检查，评价内部控制的有效性，发现内部控制缺陷，应当及时加以改进。

第六条 企业应当根据有关法律法规、本规范及其配套办法，制定本企业的内部控制制度并组织实施。

第七条 企业应当运用信息技术加强内部控制，建立与经营管理相适应的信息系统，促进内部控制流程与信息系统的有机结合，实现对业务和事项的自动控制，减少或消除人为操纵因素。

第八条 企业应当建立内部控制实施的激励约束机制，将各责任单位和全体员工实施内部控制的情况纳入绩效考评体系，促进内部控制的有效实施。

第九条 国务院有关部门可以根据法律法规、本规范及其配套办法，明确贯彻实施本规范的具体要求，对企业建立与实施内部控制的情况进行监督检查。

(4) 情報と伝達。情報と伝達とは、企業がタイムリーかつ正確に、内部統制に関する情報を収集・伝達し、情報が企業内部、企業と外部の間において有効に伝達されることである。

(5) モニタリング。モニタリングとは、企業が内部統制の確立及び実施の状況に対し監督・検査し、内部統制の有効性を評価することであり、内部統制欠陥を発見した場合には、遅滞なく改善を図らなければならない。

第6条 企業は、関連する法律法規、本規範及びその附属弁法に基づき、当該企業の内部統制制度を制定し、かつ、実施を組織しなければならない。

第7条 企業は、情報技術を運用して内部統制を強化し、経営管理に適応する情報システムを確立し、内部統制のフローと情報システムの効果的な結合を促進し、業務及び事項に対する自動統制を実現し、人為的な操縦の要素を減少させ、又は除去しなければならない。

第8条 企業は、内部統制を実施するインセンティブ・制約メカニズム（incentive and constraint mechanism）を確立し、各責任事業者および従業員全体による内部統制の実施状況を勤務評定システムに組み入れ、内部統制の有効的な実施を促進しなければならない。

第9条 国务院の関連部門は、法律法規、本規範及びその附属弁法に基づき、本規範の実施を貫徹することにかかわる具体的な要求を明確にし、企業による内部統制の確立・実施の状況に対し監督・検査をすることができる。

第十条 接受企业委托从事内部控制审计的会计师事务所，应当根据本规范及其配套办法和相关执业准则，对企业内部控制的有效性进行审计，出具审计报告。会计师事务所及其签字的从业人员应当对发表的内部控制审计意见负责。

为企业内部控制提供咨询的会计师事务所，不得同时为同一企业提供内部控制审计服务。

第二章 内部环境

第十一条 企业应当根据国家有关法律法规和企业章程，建立规范的公司治理结构和议事规则，明确决策、执行、监督等方面的职责权限，形成科学有效的职责分工和制衡机制。

股东（大）会享有法律法规和企业章程规定的合法权利，依法行使企业经营方针、筹资、投资、利润分配等重大事项的表决权。

董事会对股东（大）会负责，依法行使企业的经营决策权。

监事会对股东（大）会负责，监督企业董事、经理和其他高级管理人员依法履行职责。

经理层负责组织实施股东（大）会、董事会决议事项，主持企业的生产经营管理工作。

第10条 企業の委託を受け、内部統制監査に従事する会計士事務所は、本規範、その附属弁法及び関連する業務執行準則に基づき、企業の内部統制の有効性に対して監査を実施し、監査報告を発行しなければならない。会計士事務所及び署名した業務従事者は、発表した内部統制監査意見に対する責任を負わなければならない。

企業の内部統制のためにコンサルティングサービスを提供する会計士事務所は、同時に同一の企業のために内部統制監査サービスを提供してはならない。

第二章 内部環境

第11条 企業は、国の関連する法律法規及び企業定款に基づき、規範化されたコーポレートガバナンス及び議事規則を確立し、政策決定、執行及び監督などの分野における職責権限を明確にし、科学的かつ有効な職責分掌及び均衡抑制メカニズムを形成しなければならない。

株主（総）会は、法律法規及び企業定款に規定される合法的な権利を享受し、法により企業の経営方針、資金調達、投資及び利益配当など重大な事項にかかわる表決権を行使する。

董事会は、株主（総）会に対し責任を負い、法により企業の経営政策決定権を行使する。

監事会は、株主（総）会に対し責任を負い、企業の董事、経理及びその他高級管理職員による法に基づく職責の履行を監督する。

経営者層は、株主（総）会及び董事会の決議事項の実施を組織し、企業の生産経営管理にかかわる業務を主管することに責任を負う。

第十二条 董事会负责内部控制的建立健全和有效实施。监事会对董事会建立与实施内部控制进行监督。经理层负责组织领导企业内部控制的日常运行。
企业应当成立专门机构或者指定适当的机构具体负责组织协调内部控制的建立实施及日常工作。

第十三条 企业应当在董事会下设立审计委员会。审计委员会负责审查企业内部控制，监督内部控制的有效实施和内部控制自我评价情况，协调内部控制审计及其他相关事宜等。

审计委员会负责人应当具备相应的独立性、良好的职业操守和专业胜任能力。

第十四条 企业应当结合业务特点和内部控制要求设置内部机构，明确职责权限，将权利与责任落实到各责任单位。

企业应当通过编制内部管理手册，使全体员工掌握内部机构设置、岗位职责、业务流程等情况，明确权责分配，正确行使职权。

第十五条 企业应当加强内部审计工作，保证内部审计机构设置、人员配备和工作的独立性。

内部审计机构应当结合内部审计监督，对内部控制的有效性进行监督检查。内部审计机构对监督检查中发现的内部控制缺陷，应当按照企

第12条 董事会は、内部統制の確立・健全化及びその有効的な実施に責任を負う。監事会は、董事会による内部統制の確立及び実施に対し監督をする。経営者層は、企業内部統制の日常的な運営を組織及び指導することに責任を負う。

企業は、専門機構を設立するか、又は適当な機構を指定して、内部統制の確立・実施及び日常業務を組織、調整することに具体的に責任を負わなければならない。

第13条 企業は、董事会の下に監査委員会を設置しなければならない。監査委員会は、企業の内部統制審査に対し責任を負い、内部統制の有効な実施及び内部統制の自己評価状況を監督し、内部統制の監査及びその他関連事項を調整することなどに責任を負う。

監査委員会の責任者は、相応する独立性、良好な職業倫理及び専門業務に堪える能力を具備しなければならない。

第14条 企業は、業務の特徴及び内部統制の要求を考慮して内部機構を設置し、職責・権限を明確にし、権利及び責任を各責任部門において履行させなければならない。

企業は、内部管理手帳の制定を通じて、従業員全体に内部機構の設置、職務上の職責及び業務フローなどの状況を掌握させ、権限職責の分配を明確にさせ、職権を正確に行使させなければならない。

第15条 企業は、モニタリング業務を強化し、モニタリング機構の設置、人員の配置及び業務の独立性を保証しなければならない。

内部監査機構は、内部監査を考慮し、内部統制の有効性に対し監督検査をしなければならない。内部監査機構は、監督検査の過程で発見

业内部审计工作程序进行报告；对监督检查中发现的内部控制重大缺陷，有权直接向董事会及其审计委员会、监事会报告。

第十六条 企业应当制定和实施有利于企业可持续发展的人力资源政策。人力资源政策应当包括下列内容：

- （一）员工的聘用、培训、辞退与辞职。
- （二）员工的薪酬、考核、晋升与奖惩。
- （三）关键岗位员工的强制休假制度和定期岗位轮换制度。
- （四）掌握国家秘密或重要商业秘密的员工离岗的限制性规定。
- （五）有关人力资源管理的其他政策。

第十七条 企业应当将职业道德修养和专业胜任能力作为选拔和聘用员工的重要标准，切实加强员工培训和继续教育，不断提升员工素质。

第十八条 企业应当加强文化建设，培育积极向上的价值观和社会责任感，倡导诚实守信、爱岗敬业、开拓创新和团队协作精神，树立现代管理理念，强化风险意识。

董事、监事、经理及其他高级管理人员应当在企业文化建设中发挥主导作用。

した内部統制欠陥について、企業内部監査業務の手続きに従い報告をしなければならず、監督検査の過程で発見した内部統制の重大な欠陥については、董事会、監査委員会及び監事会に直接報告する権限を有する。

第16条 企業は、企業の持続可能な発展に有力な人的資源政策を制定及び実施しなければならない。人的資源政策には、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- （1）従業員の採用、養成訓練、解雇及び辞職。
- （2）従業員の賃金報酬、考査、昇進及び賞罰。
- （3）基幹職位にある従業員にかかわる強制的な休暇制度及び定期的な職位交替制度。
- （4）国家秘密又は重要な商業秘密を掌握する従業員の職位離脱にかかわる制限性規定。
- （5）人的資源管理にかかわるその他政策。

第17条 企業は、職業道德の修養及び専門的業務に堪える能力を、従業員の選抜及び採用にかかわる重要な基準とし、従業員に対する研修及び継続した教育を確実に強化し、従業員の素質向上に弛まず努めなければならない。

第18条 企業は、企業カルチャーの創造を強化し、積極的かつ向上するという価値観及び社会的責任感を育成し、信義誠実、職場への熱意と業務への専念、開拓とイノベーション及びチームワークを尊ぶ精神を提唱し、現代的な管理理念を確立するとともに、リスク意識を強化しなければならない。

企业员工应当遵守员工行为守则，认真履行岗位职责。

第十九条 企业应当加强法制教育，增强董事、监事、经理及其他高级管理人员和员工的法制观念，严格依法决策、依法办事、依法监督，建立健全法律顾问制度和重大法律纠纷案件备案制度。

第三章 风险评估

第二十条 企业应当根据设定的控制目标，全面系统持续地收集相关信息，结合实际情况，及时进行风险评估。

第二十一条 企业开展风险评估，应当准确识别与实现控制目标相关的内部风险和外部风险，确定相应的风险承受度。

风险承受度是企业能够承担的风险限度，包括整体风险承受能力和业务层面的可接受风险水平。

第二十二条 企业识别内部风险，应当关注下列因素：

（一）董事、监事、经理及其他高级管理人员的职业操守、员工专业胜任能力等人力资源因素。

董事、監事、経営者層及びその他高級管理職員は、企業カルチャーの創造において主導作用を発揮しなければならない。

企業従業員は、従業員行動規則を遵守し、職位職責を誠実に履行しなければならない。

第19条 企業は、法制教育を強化し、董事、監事、経営者層その他高級管理職員及び従業員の法制観念を強化し、法に厳格に則って政策決定をし、法により執務し、法により監督し、法律顧問制度及び重大な法律上の紛争事件の届出制度を確立して健全化しなければならない。

第三章 リスク評価

第20条 企業は、設定した統制目標に基づき、全面的、系統的かつ持続的に関連情報を収集し、実際の状況に応じ、遅滞なくリスク評価をしなければならない。

第21条 企業がリスク評価を展開する場合、統制目標の実現に関連する内部リスク及び外部リスクを正しく識別し、相応するリスク許容度を確定しなければならない。

リスク許容度とは、企業が許容し得るリスクの限度であり、これには全体的なリスク許容能力及び業務レベルのリスク受入可能なレベルまで含まれる。

第22条 企業は、内部リスクを識別する場合には、次に各号に掲げる要素に注意しなければならない。

（1） 董事、監事、経営者層及びその他高級管理職員の職業倫理なら

- (二) 组织机构、经营方式、资产管理、业务流程等管理因素。
- (三) 研究开发、技术投入、信息技术运用等自主创新因素。
- (四) 财务状况、经营成果、现金流量等财务因素。
- (五) 营运安全、员工健康、环境保护等安全环保因素。
- (六) 其他有关内部风险因素。

第二十三条 企业识别外部风险，应当关注下列因素：

- (一) 经济形势、产业政策、融资环境、市场竞争、资源供给等经济因素。
- (二) 法律法规、监管要求等法律因素。
- (三) 安全稳定、文化传统、社会信用、教育水平、消费者行为等社会因素。
- (四) 技术进步、工艺改进等科学技术因素。
- (五) 自然灾害、环境状况等自然环境因素。
- (六) 其他有关外部风险因素。

第二十四条 企业应当采用定性与定量相结合的方法，按照风险发生的可能性及其影响程度等，对识别的风险进行分析和排序，确定关注重点和优先控制的风险。

企业进行风险分析，应当充分吸收专业人员，组成风险分析团队，按照严格规范的程序开展工作，确保风险分析结果的准确性。

- びに従業員の専門的業務に堪える能力などの人的資源要素。
- (2) 組織機構、経営方式、資産管理及び業務フローなど管理要素。
- (3) 研究開発、技術投入、情報技術の運用など自主的なイノベーション要素。
- (4) 財務状況、経営の成果及びキャッシュフローなど財務要素。
- (5) 運営安全、従業員の健康及び環境保護など環境保護要素。
- (6) 内部リスクにかかわるその他の要素。

第23条 企業が外部リスクを識別する場合には、次の各号に掲げる要素に注意しなければならない。

- (1) 経済情勢、産業政策、融資環境、市場競争及び資源供給など経済要素。
- (2) 法律法規及び監督管理上の要求など、法律要素。
- (3) 安全安定、文化伝統、社会的信用、教育レベル及び消費者としての行為など社会的要素。
- (4) 技術進歩及び技術の改善など科学技術要素。
- (5) 自然災害及び環境状況など自然環境要素。
- (6) 外部リスクにかかわるその他の要素。

第24条 企業は、定性与定量を結合させる方法を採用して、リスク発生の可能性及びその影響の程度などに応じ、識別したリスクに対する分析及び順序付けをし、注意を払う重点及び優先的に統制するリスクを確定しなければならない。

企業は、リスク分析をする場合には、専門スタッフを十分に受け入れ、リスク分析チームを構成し、厳格に規範化された手続きに従い、業務を展開し、リスク分析の結果について正確性を確保しなければならない。

第二十五条 企业应当根据风险分析的结果，结合风险承受度，权衡风险与收益，确定风险应对策略。

企业应当合理分析、准确掌握董事、经理及其他高级管理人员、关键岗位员工的风险偏好，采取适当的控制措施，避免因个人风险偏好给企业经营带来重大损失。

第二十六条 企业应当综合运用风险规避、风险降低、风险分担和风险承受等风险应对策略，实现对风险的有效控制。

风险规避是企业对超出风险承受度的风险，通过放弃或者停止与该风险相关的业务活动以避免和减轻损失的策略。

风险降低是企业权衡成本效益之后，准备采取适当的控制措施降低风险或者减轻损失，将风险控制在风险承受度之内的策略。

风险分担是企业准备借助他人力量，采取业务分包、购买保险等方式和适当的控制措施，将风险控制在风险承受度之内的策略。

风险承受是企业对风险承受度之内的风险，在权衡成本效益之后，不准备采取控制措施降低风险或者减轻损失的策略。

らない。

第25条 企業は、リスク分析の結果に基づき、リスク許容度を考慮し、リスクと収益と比較考慮し、リスク対応戦略を確定しなければならない。

企業は、董事、経営者層、その他高級管理職員及び基幹職位にある従業員のリスク傾向を合理的に分析し、正確に掌握し、適切な統制措置を講じ、個人のリスク傾向により企業経営に重大な損失がもたらされることを回避しなければならない。

第26条 企業は、リスク回避、リスク引下げ、リスク分担及びリスク許容などリスク対応戦略を総合的に運用し、リスクに対する有効的な統制を実現しなければならない。

リスク回避とは、リスク許容度を超えるリスクに対し、企業が当該リスクに関連する業務活動を放棄又は停止することにより、損失を回避したり軽減する策略である。

リスク引下げとは、企業がコストと収益のバランスを考慮した後に、適切な統制措置を講じてリスクを引下げ、もしくは損失を軽減しようとするものであり、リスクをリスク許容度内に抑えようとする策略である。

リスク分担とは、企業が他者の力を借りて、業務下請及び保険購入などの方法ならびに適切な統制措置を講じることにより、リスクを許容度内に統制しようとする戦略である。

リスク許容とは、企業がリスク許容度内のリスクに対し、コスト対効果を比較考慮した後に、統制措置を講じて、リスクを低下させようとせず、又は損失を軽減する措置を講じない戦略である。

第二十七条 企业应当结合不同发展阶段和业务拓展情况，持续收集与风险变化相关的信息，进行风险识别和风险分析，及时调整风险应对策略。

第四章 控制活动

第二十八条 企业应当结合风险评估结果，通过手工控制与自动控制、预防性控制与发现性控制相结合的方法，运用相应的控制措施，将风险控制在此可承受度之内。

控制措施一般包括：不相容职务分离控制、授权审批控制、会计系统控制、财产保护控制、预算控制、运营分析控制和绩效考评控制等。

第二十九条 不相容职务分离控制要求企业全面系统地分析、梳理业务流程中所涉及的不相容职务，实施相应的分离措施，形成各司其职、各负其责、相互制约的工作机制。

第三十条 授权审批控制要求企业根据常规授权和特别授权的规定，明确各岗位办理业务和事项的权限范围、审批程序和相应责任。

企业应当编制常规授权的权限指引，规范特别授权的范围、权限、程序和责任，严格控制特别授权。常规授权是指企业在日常经营管理活动中按照既定的职责和程序进行的授权。特别授权是指企业在特殊情况、

第27条 企業は、異なる発展段階及び業務開拓の状況を考慮し、リスク変化に関する情報を持続的に収集し、リスク識別及びリスク分析し、遅滞なくリスク対応戦略を調整しなければならない。

第四章 統制活動

第28条 企業は、リスク評価の結果を考慮し、手動統制（人動による統制）と自動統制、予防的統制及び発見的統制を結合する方法を通じ、相応する統制措置を運用し、リスク許容度内に統制しなければならない。

統制措置には、一般的に、相容れない職務の分離統制、授権審査統制、会計システム統制、財産保護統制、予算統制、運営分析統制及び勤務評定統制などが含まれる。

第29条 相容れない職務の分離統制については、業務フローにかかわる相容れない職務を全面的かつ系統的に分析及び整理し、相応する分離措置を講じ、企業内各部門の職責を形成し、それぞれがその職務を司り、相互に制約するという業務メカニズムを形成することを企業に要求する。

第30条 授権審査承認統制については、通常授権及び特別授権にかかわる規定に基づき、各職位による業務及び事項を取扱う際の権限の範囲、審査承認手続き及び相応する責任を明確化することを企業に要求する。

企業は、通常授権にかかわる権限ガイドラインを制定し、特別授権

特定条件下进行的授权。

企业各级管理人员应当在授权范围内行使职权和承担责任。

企业对于重大的业务和事项，应当实行集体决策审批或者联签制度，任何个人不得单独进行决策或者擅自改变集体决策。

第三十一条 会计系统控制要求企业严格执行国家统一的会计准则制度，加强会计基础工作，明确会计凭证、会计账簿和财务会计报告的处理程序，保证会计资料真实完整。

企业应当依法设置会计机构，配备会计从业人员。从事会计工作的人员，必须取得会计从业资格证书。会计机构负责人应当具备会计师以上专业技术职务资格。

大中型企业应当设置总会计师。设置总会计师的企业，不得设置与其职权重叠的副职。

第三十二条 财产保护控制要求企业建立财产日常管理制度和定期清查制度，采取财产记录、实物保管、定期盘点、账实核对等措施，确保财产安全。

企业应当严格限制未经授权的人员接触和处置财产。

の範囲、権限、手続き及び責任を規範化し、特別授權を厳格に統制しなければならない。通常授權とは、企業が、日常の経営活動において、既定の職責及び手続きに従って行う授權をいう。特別授權とは、企業が特別な状況又は特定の条件において行う授權をいう。

企業の各レベルの管理職員は、授權の範囲内で職権を行使し、責任を引き受けなければならない。

企業は、重大な業務及び事項に対し、集団政策決定・審査承認制度又は連署制度を実施しなければならない。如何なる個人も、単独で政策決定をし、又は集団政策決定を無断で変更してはならない。

第31条 会計システム統制については、国により統一された会計準則制度を厳格に執行し、会計基礎業務を強化し、会計証憑、会計帳簿及び財務会計報告にかかわる処理手続きを明確にし、会計資料が真実かつ不備のないことを保証することを企業に要求する。

企業は、法により会計機構を設置し、会計業務に従事する人員を設置しなければならない。会計業務に従事する人員は、会計業務に従事できるため資格証書を取得しなければならない。会計機構の責任者は、会計士以上の専門技術・職務資格を具備しなければならない。

大中型企業は、総会計士を設置しなければならない。総会計士を設置する企業は、その職権と重複する副職を設置してはならない。

第32条 財産保護統制については、財産の日常管理制度及び定期的な精査制度を確立し、財産記録の作成、現物の保管、定期的な棚卸し、帳簿照合などの措置を講じることにより財産の安全を確保することを企業に要求する。

企業は、授權を経っていない人員が財産に接触したり、財産の処分を

第三十三条 预算控制要求企业实施全面预算管理制度,明确各责任单位在预算管理中的职责权限,规范预算的编制、审定、下达和执行程序,强化预算约束。

第三十四条 运营分析控制要求企业建立运营情况分析制度,经理层应当综合运用生产、购销、投资、筹资、财务等方面的信息,通过因素分析、对比分析、趋势分析等方法,定期开展运营情况分析,发现存在的问题,及时查明原因并加以改进。

第三十五条 绩效考评控制要求企业建立和实施绩效考评制度,科学设置考核指标体系,对企业内部各责任单位和全体员工的业绩进行定期考核和客观评价,将考评结果作为确定员工薪酬以及职务晋升、评优、降级、调岗、辞退等的依据。

第三十六条 企业应当根据内部控制目标,结合风险应对策略,综合运用控制措施,对各种业务和事项实施有效控制。

第三十七条 企业应当建立重大风险预警机制和突发事件应急处理机制,明确风险预警标准,对可能发生的重大风险或突发事件,制定应急

することを、厳格に制限しなければならない。

第33条 予算統制については、全面的な予算管理制度を実施し、予算管理における各責任部門の職責権限を明確にし、予算の編成、審査決定、示達及び執行手続きを規範化し、予算拘束を強化することを企業に要求する。

第34条 運営分析統制については、運営状況を分析する制度を確立することを企業に要求し、経営者層は、生産、購入・販売、投資、資金調達及び財務などの分野における情報を総合的に運用し、要素分析、比較分析及び傾向分析などの方法を通じ、運営状況に対する分析を定期的に展開し、存在する問題を発見した場合には、遅滞なく原因を究明し、改善をしなければならない。

第35条 勤務評定統制については、業績効率評価制度を確立及び実施し、考查指標体系を科学的に設置し、企業内部の各責任部門及び従業員全体の業績について定期的な考查及び客観的な評価を行うとともに、評定結果を従業員の賃金報酬、昇進、優秀者評価、降格、異動及び解雇などを確定する根拠とすることを企業に要求する。

第36条 企業は、内部統制目標に基づき、リスク対応戦略を考慮し、統制措置を総合的に運用し、各種業務及び事項に対し有効な統制を実施しなければならない。

第37条 企業は、重大なリスクにかかわる早期警戒メカニズム及び突発事件の緊急処理メカニズムを確立し、リスク早期警戒基準を明確に

预案、明确责任人员、规范处置程序，确保突发事件得到及时妥善处理。

第五章 信息与沟通

第三十八条 企业应当建立信息与沟通制度，明确内部控制相关信息的收集、处理和传递程序，确保信息及时沟通，促进内部控制有效运行。

第三十九条 企业应当对收集的各种内部信息和外部信息进行合理筛选、核对、整合，提高信息的有用性。

企业可以通过财务会计资料、经营管理资料、调研报告、专项信息、内部刊物、办公网络等渠道，获取内部信息。

企业可以通过行业协会组织、社会中介机构、业务往来单位、市场调查、来信来访、网络媒体以及有关监管部门等渠道，获取外部信息。

第四十条 企业应当将内部控制相关信息在企业内部各管理级次、责任单位、业务环节之间，以及企业与外部投资者、债权人、客户、供应商、中介机构和监管部门等有关方面之间进行沟通和反馈。信息沟通过程中发现的问题，应当及时报告并加以解决。

重要信息应当及时传递给董事会、监事会和经理层。

し、発生するおそれのある重大リスク又は突発事件に対し、緊急対応事前案を制定し、責任者を明確にし、処置手続きを規範化し、突発事件が遅滞なくかつ適切に処理されることを確保しなければならない。

第五章 情報と伝達

第38条 企業は、情報と伝達制度を確立し、内部統制にかかわる情報の収集、処理及び伝達の手続きを明確にし、情報が遅滞なく伝達されることを確保し、内部統制の有効運用を促進しなければならない。

第39条 企業は、収集した各種内部情報及び外部情報に対し、合理的な選別、照会、整合性の確認をし、情報の有用性を高めなければならない。

企業は、財務会計資料、経営管理資料、調査研究報告、専門項目情報、内部刊行物及び事務取扱ネットワークなどのルートを通じて、内部情報を取得することができる。

企業は、業界協会組織、社会仲介機構、業務上の取引者、市場調査、投書と来訪、ネットワーク媒体及び関連する監督部門などのルートを通じ、外部情報を取得することができる。

第40条 企業は、内部統制関連情報について、企業内部の各管理レベル、責任部門及び業務段階の間並びに企業と外部投資家、債権者、顧客、サプライヤー、仲介機構及び監督管理部門など関連する部門の間において伝達及びフィードバックを行わなければならない。情報を伝達する過程で発見した問題については、遅滞なく報告し、解決をしなければならない。

重要情報については、遅滞なく董事会、監事会及び経営者層に通達をしなければならない。

第四十一条 企业应当利用信息技术促进信息的集成与共享，充分发挥信息技术在信息与沟通中的作用。

企业应当加强对信息系统开发与维护、访问与变更、数据输入与输出、文件储存与保管、网络安全等方面的控制，保证信息系统安全稳定运行。

第四十二条 企业应当建立反舞弊机制，坚持惩防并举、重在预防的原则，明确反舞弊工作的重点领域、关键环节和有关机构在反舞弊工作中的职责权限，规范舞弊案件的举报、调查、处理、报告和补救程序。

企业至少应当将下列情形作为反舞弊工作的重点：

（一）未经授权或者采取其他不法方式侵占、挪用企业资产，牟取不当利益。

（二）在财务会计报告和信息披露等方面存在的虚假记载、误导性陈述或者重大遗漏等。

（三）董事、监事、经理及其他高级管理人员滥用职权。

（四）相关机构或人员串通舞弊。

第四十三条 企业应当建立举报投诉制度和举报人保护制度，设置举报

第41条 企業は、情報技術を利用して情報の集積及び共有して促進し、情報と伝達における情報技術の作用を十分に発揮させなければならない。

企業は、情報システムの開発及び維持・保護、アクセス及び変更、データの入力及び出力、文書保存及び保管、ネットワークセキュリティなどの分野に対する統制を強化し、情報システムの安全かつ安定した運行を保証しなければならない。

第42条 企業は、反不正行為メカニズムを確立し、懲罰と予防を並存し、予防に重点を置くという原則を堅持し、反不正行為の重点分野、重要なステップ及び反不正行為における関連機構の職責権限を明確化し、不正行為にかかわる案件の通報、調査、処理、報告及び救済措置を講じる措置を規範化しなければならない。

企業は、少なくとも、次の各号に掲げる事由を反不正行為業務の重点としなければならない。

(1) 授權を経ず、又はその他の不法な手段により、企業資産を侵奪し、又は流用し、不当利益の取得を図る。

(2) 財務会計報告及び情報の開示などの分野に存在する虚偽の記載及び誤解を生じさせる記述又は重大な遺漏など。

(3) 董事、監事、経営者及びその他高級管理職員が職責を濫用する。

(4) 関連機構又は関連する人員の通謀による不正行為。

第43条 企業は、通報・苦情申立制度及び通報者保護制度を確立し、

专线，明确举报投诉处理程序、办理时限和办结要求，确保举报、投诉成为企业有效掌握信息的重要途径。

举报投诉制度和举报人保护制度应当及时传达至全体员工。

第六章 内部监督

第四十四条 企业应当根据本规范及其配套办法，制定内部控制监督制度，明确内部审计机构（或经授权的其他监督机构）和其他内部机构在内部监督中的职责权限，规范内部监督的程序、方法和要求。

内部监督分为日常监督和专项监督。日常监督是指企业对建立与实施内部控制的情况进行常规、持续的监督检查；专项监督是指在企业发展战略、组织结构、经营活动、业务流程、关键岗位员工等发生较大调整或变化的情况下，对内部控制的某一或者某些方面进行有针对性的监督检查。

专项监督的范围和频率应当根据风险评估结果以及日常监督的有效性等予以确定。

第四十五条 企业应当制定内部控制缺陷认定标准，对监督过程中发现的内部控制缺陷，应当分析缺陷的性质和产生的原因，提出整改方案，采取适当的形式及时向董事会、监事会或者经理层报告。

通報専用ラインを設け、通報・苦情申立の処理にかかわる手続き、手続き期限及び手続き終了までの要求を明確にし、通報・苦情申立制度が企業の有効な情報を掌握する重要ルートとなるよう確保しなければならない。

通報苦情申立制度及び通報者保護制度については、遅滞なく従業員全体に対して伝達されなければならない。

第六章 モニタリング

第44条 企業は、本規範及びその附属弁法に基づき、内部統制監督制度を制定し、モニタリングにおけるモニタリング機構（又は授權を経たその他の監督機構）及びその他内部機構の職責権限を明確にし、モニタリングの手続き、方法及び要求を規範化しなければならない。

モニタリングは、日常的な監督及び専門項目にかかわる監督に分けられる。日常的な監督とは、企業による内部統制の確立・実施にかかわる状況に対する日常的かつ持続的な監督・検査をいう。専門項目監督は、企業の発展戦略、組織構造、経営活動、業務フロー及び基幹職位にある従業員などについて比較的大きな調整又は変化が発生した状況において、内部統制の特定の又はある分野に対し焦点をあてた監督検査をすることをいう。

専門項目監督の範囲及び頻度は、リスク評価の結果及び日常監督の有効性などに基づき確定しなければならない。

第45条 企業は、内部統制の欠陥認定基準を制定しなければならず、モニタリングの過程で発見した内部統制欠陥について、その性質及び発生原因を分析し、是正案を提出し、適切な形式を採用して遅滞なく

内部控制缺陷包括设计缺陷和运行缺陷。企业应当跟踪内部控制缺陷整改情况，并就内部监督中出现的重大缺陷，追究相关责任单位或者责任人的责任。

第四十六条 企业应当结合内部监督情况，定期对内部控制的有效性进行自我评价，出具内部控制自我评价报告。

内部控制自我评价的方式、范围、程序和频率，由企业根据经营业务调整、经营环境变化、业务发展状况、实际风险水平等自行确定。

国家有关法律法規另有规定的，从其规定。

第四十七条 企业应当以书面或者其他适当的形式，妥善保存内部控制建立与实施过程中的相关记录或者资料，确保内部控制建立与实施过程的可验证性。

第七章 附则

第四十八条 本规范由财政部会同国务院其他有关部门解释。

第四十九条 本规范的配套办法由财政部会同国务院其他有关部门另行制定。

董事会及び監事会又は経営者層に報告しなければならない。

内部統制欠陥には、設計上の欠陥及び運用上の欠陥が含まれる。企業は、内部統制欠陥の是正状況を追跡し、モニタリングの過程において発見した重大な欠陥について、関係する責任部門又は責任者の責任を追及しなければならない。

第46条 企業は、モニタリングの状況を考慮し、内部統制の有効性に対して定期的に自己評価をし、内部統制自己評価報告を発行しなければならない。

内部統制自己評価の方式、範囲、手続き及び頻度は、企業が経營業務の調整、経営環境の変化、業務発展の状況及び実際のリスクレベルなどに基づき自ら確定する。

国の関連法律法規に別段の定めがある場合には、当該定めに従う。

第47条 企業は、書面その他の適当な形式により、内部統制の確立及び実施の過程における関連記録又は資料を適切に保存し、内部統制の確立及び実施過程の検証可能性を確保しなければならない。

第七章 附則

第48条 本規範は、財政部が國務院のその他の関係部門と共同して解釈する。

第49条 本規範の附属弁法は、財政部が國務院のその他の関係部門と共同して別途制定する。

第五十条 本规范自 2009 年 7 月 1 日起实施。

第 50 条 本規範は、2009 年 7 月 1 日より実施する。

企業労働組合主席選出弁法（試行）

（2008年7月25日）

第一章 総則

第1条 企業労働組合主席の選出メカニズムをより一層健全化かつ充実させ、労働組合主席の役割を十分に発揮させ、職責を的確に履行し、労働組合組織の団結力を強めるため、『労働組合法』、『中国労働組合規約』及び『企業労働組合業務条例』に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内企業、企業化管理を実行する事業団体及び民間非企業団体の労働組合主席に対し、本弁法を適用する。

第3条 企業労働組合主席の選出にあたっては、共産党による幹部管理、法による規範化、民主的集中、組織秩序のある原則を堅持しなければならない。

第4条 上級の労働組合は、企業労働組合主席の選出を直接指導しなければならない。

第二章 任職条件

第5条 企業労働組合主席は、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 確固たる政治的な立場を有し、労働組合の活動に熱意を持つこと。

(2) 職責の履行に相応する知識レベル、法律法規及び生産経営の管理知識を有すること。

(3) 民主的な態度を有し、大衆と密接な関係を保ち、組合員及び従業員のため熱心に奉仕すること。

(4) 比較的高い組織・調整能力を有すること。

第6条 企業行政責任者（行政副職を含む）、パートナー及びその近親族、人的資源部門の責任者及び外国籍従業員は、本企業の労働組合主席候補者としてはならない。

第三章 候補者の選出

第7条 企業労働組合の改選又は新たに労働組合組織を設置する場合、上級の労働組合、企業共産党組織及び組合員代表が指導グループを形成し、労働組合主席の候補者の指名及び選挙活動に責任を負う。

第8条 企業労働組合主席候補者は、労働組合分会又は労働組合グループを一単位として検討・推薦するか、もしくは組合員全体が無記名投票により推薦し、前期労働組合委員会、上級の労働組合又は労働組合準備グループが、多数組合員の意見に基づき、候補者リストを提出する。

企業労働組合主席候補者の数は、選出の定員より多くななければならない。

第9条 企業共産党組織及び上級労働組合は、企業労働組合主席候補者に対し審査を行い、任職条件に合致しない者を調整する。

第10条 企業労働組合主席の候補者を公示しなければならないが、公示期間は7日間とし、氏名の面数に照らし配列する。

第11条 企業共産党組織及び上級の労働組合に企業労働組合主席の候補者を報告し、審査認可を受ける。

第12条 上級労働組合は、非公有制企業労働組合、連合基層労働組合に対し本企業以

外の人員を労働組合主席の候補者として推薦することができる。

第四章 民主選挙

第 13 条 企業労働組合主席の選出は、法に基づき民主選挙プロセスを履行し、組合員による民主選挙を経た場合に限り、任職することができる。

第 14 条 企業労働組合主席の選出は、組合員大会又は組合員代表大会を開催し、無記名投票の方式により実施しなければならない。

事由により会議に出席しない候補者は、他の者に代理投票を委任することはできない。

第 15 条 企業労働組合主席は、組合員大会又は組合員代表大会の直接選挙により選出することができるほか、企業労働組合委員会の選挙により選出することができる。また、企業労働組合委員会委員と同時に選挙を実施することもでき、単独で選挙を行うこともできる。

第 16 条 組合員大会又は組合員代表大会による企業労働組合主席の選出について、選挙に参加する人数が大会参加定員数の 3 分の 2 以上に達する場合に限り、選挙を行うことができる。

企業労働組合主席候補者は、大会に参加する選挙権所有者の過半数の賛成票を獲得し、初めて当選とする。

第 17 条 如何なる組織及び如何なる個人も民主選挙活動を妨害してはならず、選挙権及び被選挙権を有する組合員が選挙会場に入場することを妨げてはならず、密かに談合したり他者を脅迫するなどの非組織行為により投票を強制したり、特定の候補者に投票しないことを強制してはならず、如何なる方法により選挙権を有する組合員の投票意向を追跡調査してはならない。

第 18 条 企業労働組合主席に欠員が生じた場合、3 ヶ月以内に補充選挙を行わなければならない。

補充選挙の前には同級の共産党組織及び上級労働組合の同意を得なければならない。暫定的に 1 名の副主席又は委員が組合活動を主宰するが、その期間は一般的に 3 ヶ月を超えてはならない。

第五章 管理及び待遇

第 19 条 企業労働組合主席の選出後、労働組合の法人資格にかかわる登録又は労働組合法人代表の変更登録にかかる手続きをしなければならない。

企業労働組合主席は、一般に、企業における副職級管理職員の条件に照らし配置するとともに、相応の待遇を与えなければならない。

会社制企業の労働組合主席は、法に基づき董事会メンバーとならなければならない。

第 20 条 企業労働組合主席は、同級の共産党組織及び上級労働組合による二重指導を受けるが、同級共産党組織の指導を主とする。共産党組織を設立していない企業につき、その労働組合主席は、上級の労働組合による指導を受ける。

第 21 条 従業員が 200 人以上の企業は、法に基づき専任の労働組合主席を配置する。同級共産党組織責任者が労働組合主席を担当する場合には、専任の労働組合副主席を配置しなければならない。

企業は、法に基づき兼任の労働組合主席の活動時間及び相応の待遇を保障しなければならない。

第 22 条 企業労働組合主席の任期が満了していない場合には、企業はこれを随意に異動してはならず、その労働契約を随意に解除してはならない。業務上の理由により異動が必要な場合には、同級労働組合委員会及び上級の労働組合の同意を得て、法に基づき民主プロセスを履行しなければならない。

労働組合の専任主席について、就任の日より、その労働契約の期限は自動的に延長され、延長期間はその任職期間に相応する。非専任主席について、就任の日より、その未履行の労働契約期間が任期より短い場合、労働契約期間は任期満了まで自動的に延長される。任職期間において個人の重大な過失があるか、又は、法律で定める定年退職年齢に達する場合は除く。

企業労働組合主席の罷免及び交代について、組合員大会全体組合員又は組合員代表大会全体代表による無記名投票により過半数の賛成を得なければならない。

第 23 条 上級労働組合が推薦し、なお且つ民主選挙を経て選出される企業労働組合主席について、その賃金待遇、社会保険費用などは、企業より支払うか、上級労働組合又は上級労働組合及びその他により合理的に負担することができる。

第六章 附則

第 24 条 連合基層労働組合、基層労働組合連合会主席の選出は、本弁法に照らし執行する。

第 25 条 本弁法は、中華全国総労働組合が解釈について責任を負う。

第 26 条 本弁法は、公布の日より施行する。

中華人民共和国主席令
(第4号)

『中華人民共和国循環經濟促進法』は、既に中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第4次会議において2008年8月29日に可決され、ここに公布し、2009年1月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2008年8月29日

中華人民共和国循環經濟促進法

(2008年8月29日第11期全国人民代表大会常務委員会第4次会議にて可決)

- 第一章 総則
- 第二章 基本管理制度
- 第三章 減量化
- 第四章 再利用及び資源化
- 第五章 激励措置
- 第六章 法律責任
- 第七章 附則

第一章 総則

第1条 循環經濟の發展を促進し、資源の利用効率を高め、環境を保護改善し、持続可能な發展を実現するため、本法を制定する。

第2条 本法にいう循環經濟とは、生産、流通及び消費などの過程において実行する減量化、再利用、資源化活動の総称である。

本法にいう減量化とは、生産、流通及び消費などの過程において、資源の消耗及び廃物の発生を減少させることを指す。

本法にいう再利用とは、廃物を直接製品とするか又は修復、再生及び再製造後において引き続き製品として使用するか、又は廃物の全てもしくは一部分をその他の製品の部品として使用することを指す。

本法にいう資源化とは、廃物を直接原料として利用するか又は廃物を再生利用することを指す。

第3条 循環經濟の發展は、国家經濟社会發展の重大な戰略であり、統一する規格按配、合理的な配置、その土地に適する措置の採用、実効率の重視、政府推進、市場による引導、企業による実施及び公衆参加の方針に則ったものでなければならない。

第4条 循環經濟の發展は、技術の実行可能性、經濟合理化、資源節約へのメリット及び環境保護を前提として、減量化優先の原則に照らし実施しなければならない。廃物の再利用及び資源化の過程において、生産の安全を保障し、製品品質が国の規定する基準に合致することを保証し、かつ二次汚染の発生を防止しなければならない。

第5条 国務院の循環経済発展総合管理部門は、全国循環経済の発展にかかわる活動の組織調整、監督管理に責任を負い、国務院の環境保護など関連主管部門は、それぞれの職責に応じ循環経済の監督管理活動に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門は、本行政区域における循環経済の発展にかかわる活動の組織調整、監督管理に責任を負い、県級以上の地方人民政府の環境保護など関連主管部門は、それぞれの職責に応じ循環経済の監督管理活動に責任を負う。

第6条 国が制定する産業政策は、循環経済発展の要求に合致しなければならない。県級以上の人民政府が国民経済及び社会発展計画及び年度計画を編制し、県級以上の人民政府関連部門が環境保護及び科学技術などの計画を編制する場合には、循環経済発展にかかわる内容が含まなければならない。

第7条 国は、循環経済の科学技術にかかわる研究の展開、開発及び普及を奨励及び支持し、循環経済にかかわる宣伝、教育、科学知識の普及及び国際間の協力を奨励する。

第8条 県級以上の人民政府は、循環経済発展の目標責任制度を確立し、計画、財政、投資及び政府による買付などの措置を講じ循環経済の発展を促進しなければならない。

第9条 企業・事業団体は、健全な管理制度を確立し、措置を講じ、資源の消耗を減少させ、廃物の発生量及び排出量を減少させ、廃物の再利用及び資源化水準を向上させなければならない。

第10条 国民は、資源節約及び環境保護の意識を強化し、合理的に消費し、資源を節約しなければならない。国は、国民が省エネルギー、節水、材料節約及び環境保護に有利となる製品及び再生産製品の使用を奨励及び指導し、廃物の発生量及び排出量を減少させる。

国民は、資源浪費、環境破壊行為を通報する権利を有し、政府による循環経済の発展にかかわる情報を知り、かつ意見及び提言をする権利を有する。

第11条 国は、業界協会が循環経済発展において技術指導及びサービス役割を發揮することを奨励及び支持する。県級以上の人民政府は、条件のある業界協会など社会組織に委託し、循環経済の発展を促進する公共サービスを展開することができる。国は、仲介機構、学会及びその他社会組織が循環経済の宣伝、技術普及及びコンサルティングサービスを展開し、循環経済の発展を促進することを奨励及び支持する。

第二章 基本管理制度

第12条 国務院の循環経済発展総合管理部門は、国務院の環境保護など関連主管部門と共同し全国循環経済発展計画を編制し、国務院に報告し批准を受けた後、公布・施行する。区を設置する市級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門は、本級の人民政府環境保護など関連主管部門と共同し本行政区域における循環経済発展

計画を編制し、本級人民政府に報告し批准を受けた後、公布・施行する。
循環経済発展計画には、計画目標、適用範囲、主要内容、重点任务及び保障措置などを含み、かつ資源産出率、廃物再利用及び資源化率などの指標を規定しなければならない。

第13条 県級以上の地方人民政府は、上級人民政府が下達する本行政区域における主要汚染物の排出、建設用地及び用水総量の制限指標に基づき、本行政区域における産業構造を計画及び調整し、循環経済の発展を促進する。
新規建設、改造建築及び拡張建設の建設プロジェクトは、本行政区域の主要汚染物排出、建設用地及び用水総量の制限指標の要求に合致しなければならない。

第14条 国务院の循環経済発展総合管理部門は、国务院の統計及び環境保護など関連主管部門と共同し、循環経済の評価指標システムを確立し、充実させる。
上級人民政府は、前項に規定する循環経済の主要評価指標に基づき、下級人民政府による循環経済の発展状況に対し定期的に考査を実施し、かつ主要評価指標の完成状況を、地方人民政府及びその責任者に対する考査評価の内容とする。

第15条 強制回収リストに記載される製品又は包装物を生産する企業は、廃棄の製品又は包装物の回収につき責任を負わなければならない。そのうち利用できるものについて、各当該生産企業が利用につき責任を負い、技術経済条件を具備せず利用に適さないものについて、各当該生産企業が無害化処理につき責任を負う。
前項に規定する廃棄製品又は包装物について、生産者が販売者又はその他組織に委託して回収するか、もしくは廃物利用又は処理企業に委託して利用もしくは処理を行う場合には、受託側は関連法律、行政法規の規定及び契約の約定により、回収又は利用及び処理につき責任を負わなければならない。
強制回収リストに記載される製品及び包装物について、消費者は廃棄の製品又は包装物を生産者又はその委託回収する販売者もしくはその他組織に引き渡さなければならない。
強制回収の製品、包装物のリスト及び管理弁法については、国务院循環経済発展総合管理部門が規定する。

第16条 国は、鋼鉄、有色金属、石炭、電力、石油加工、化工、建材、建築、製紙及び捺染などの業界の、年間総合エネルギー消費量及び用水量が国の規定する総量を超える重点企業に対し、エネルギー消耗、水消耗にかかる重点監督管理制度を実施する。
エネルギー消費の重点事業者に対する省エネルギー監督管理については、『中華人民共和国エネルギー節約法』の規定により執行する。
水使用の重点事業者に対する監督管理弁法については、国务院循環経済発展総合管理部門が、国务院関連主管部門と共同し規定する。

第17条 国は、健全な循環経済統計制度を確立し、資源消耗、综合利用及び廃物発生にかかわる統計管理を強化し、主な統計指標を定期的に社会に公布する。
国务院の標準化主管部門は、国务院の循環経済発展総合管理及び環境保護など関連主管部門と共同し、健全な循環経済標準システムを確立し、省エネルギー、節水、材料

節約、廃物再利用及び資源化などの基準を制定し、完全化する。
国は、健全なエネルギー効率標識など製品資源消費標識制度を確立する。

第三章 減量化

第 18 条 国務院の循環経済発展総合管理部門は、国務院の環境保護など関連主管部門と共同し奨励、制限及び淘汰される技術、工芸、設備、材料及び製品リストを定期的に公布する。

淘汰リストに記載される設備、材料及び製品の生産、輸入及び販売を禁止し、淘汰リストに記載される技術、工芸、設備及び材料の使用を禁止する。

第 19 条 工芸、設備、製品及び包装物の設計に従事する場合には、資源の消耗及び廃物の発生を減少させる要求に基づき、回収しやすく、分解しやすく、分子を分解しやすく、無毒無害又は毒性が低く害の低い材料及び設計案を優先的に選択・採用し、かつ関連する国の基準に基づく強制性要求に合致しなければならない。

分解及び処理の過程で環境汚染をもたらす恐れのある電器電子などの製品について、国が使用を禁止する有毒有害物質の使用を設計してはならない。電器電子などの製品に使用することを禁ずる有毒有害物質リストは、国務院の循環経済発展総合管理部門が、国務院の環境保護など関連主管部門と共同し制定する。

製品包装物の設計について、製品包装基準を執行し、過度の包装による資源の浪費及び環境汚染の発生を防止しなければならない。

第 20 条 工業企業は、先進的な又は適用する節水技術、工芸及び設備を採用し、節水計画を制定し実施し、節水管理を強化し、生産水の全過程に対する規制を実施しなければならない。

工業企業は、用水の計量管理を強化し、合格基準に達する用水計量器具を配置及び使用し、水消耗量統計及び用水状況の分析制度を確立しなければならない。

新規建設、改造建築及び拡張建設の建設プロジェクトは、付随の節水施設を建設しなければならない。節水施設は、主体工事と同時設計、同時施工及び同時に生産開始・使用しなければならない。

国は、沿海地区における海水の淡水化及び海水の直接利用を奨励及び支持し、淡水資源を節約する。

第 21 条 国は、企業が高効率の石油節約製品を使用することを奨励及び支持する。

電力、石油加工、化工、鋼鉄、有色金属及び建材などの企業は、国が規定する範囲及び期限において、クリーンコークス、石油コークス及び天然ガスなどクリーン・エネルギーを燃料油に代替し、国の規定に合致しない燃油発電ユニット及び燃油ボイラーの使用を停止しなければならない。

内燃機及び自動車製造企業は、国の規定する内燃機及び自動車の燃油経済性基準に基づき、石油節約技術を採用し、石油製品の消費量を減少しなければならない。

第 22 条 鉱物資源の採掘は、統一的に計画し、合理的な開発利用案を制定し、合理的な採掘順序、方法及び選鉱工芸を採用しなければならない。採掘許可証の発行機関は、申請者が提出する開発利用案における採掘可採率、採収貧化率、選鉱回収率、

鉱山水循環利用率及び土地再開墾率などの指標について、法により審査する。審査に不合格の場合には、鉱物採掘許可証を発行しない。鉱物採掘許可証の発行機関は、法により鉱物資源の採掘に対する監督管理を強化しなければならない。

鉱山企業は、主要な鉱種を採掘すると同時に、工業価値を有する共生及び関連鉱物に対し総合的な採掘、合理的な利用を実行しなければならない。必ず同時に採掘するが、暫時利用できない鉱物及び有用な部分を含む尾鉱については、保護措置を採用し、資源の損失及び生態系の破壊を防止しなければならない。

第 23 条 建築設計、建設及び施工などの事業者は、国の関連規定及び基準に照らし、その設計、建設及び施工する建物及び構造物に対し、省エネルギー、節水、土地節約及び材料節約の技術工芸及び小型、軽量及び再生製品を採用しなければならない。条件のある地区は、十分に太陽熱エネルギー、地熱エネルギー及び風力エネルギーなどの再生可能資源を充分利用しなければならない。

国は、無毒無害の固体廃物の利用による建築材料の生産を奨励し、ばら積みセメントの使用を奨励し、レディーミクスト・コンクリート及びレディーミクスト・モルタルの使用を普及させる。

耕地を占用しレンガを焼くことを禁止する。国務院、省、自治区及び直轄市人民政府の規定する期限及び区域内において、粘土レンガを生産、販売及び使用することを禁止する。

第 24 条 県級以上の人民政府及びその農業など主管部門は、土地の集約利用を推進し、農業生産者が節水、肥料節約及び農薬節約の先進的な栽培、養殖及び灌漑技術を採用することを奨励及び支持し、農業機械の省エネルギーを推進し、生態農業を優先的に発展させなければならない。

水不足の地区は、栽培構造を調整し、節水型農業を優先的に発展させ、雨水の集中貯蔵利用を推進し、節水灌漑施設を建設及び管理保護し、用水効率を向上させ、水の蒸発及び流失を減少させなければならない。

第 25 条 国の機関及び財政性資金を使用するその他組織は、節約を励行し、浪費を杜絶し、率先して省エネルギー、節水、土地節約、材料節約及び環境保護に有利となる製品、設備及び施設を使用し、事務用品の節約使用をしなければならない。国務院及び県級以上の地方人民政府における機関事務管理機構は、本級人民政府の関連部門と共同し、本級国家機関など機構によるエネルギー使用、用水定額指標を制定し、財政部門は当該定額指標に基づき支出基準を制定する。

都市人民政府及び建物の所有者又は使用者は、措置を講じ、建物のメンテナンス管理を強化し、建物の使用寿命を延長させなければならない。都市計画及び工事建設の基準に合致し、合理的な使用寿命にある建物は、公共利益上の必要性がある場合を除き、都市人民政府は、その取壊しを決定してはならない。

第 26 条 飲食、娯楽及びホテルなどサービス性企業は、省エネルギー、節水、材料節約及び環境保護に有利となる製品を採用し、資源浪費及び環境汚染の製品の使用を減少させるか、又は使用しないようにしなければならない。

本法施行後に新たに設立される飲食、娯楽及びホテルなどのサービス性企業は、省エ

エネルギー、節水、材料節約及び環境保護に有利となる技術、設備及び施設を採用しなければならない。

第 27 条 国は、再生水の使用を奨励及び支持する。再生水使用の条件を有する地区において、水道水を都市道路の清掃、都市緑化及び景観用水に使用することを制限及び禁止する。

第 28 条 国は、製品の安全性及び衛生を保障することを前提に、使い捨て消費品の生産及び販売を制限する。具体的なリストは、国務院の循環経済発展総合管理部門が、国務院の財政及び環境保護など関連主管部門と共同し制定する。

前項に規定するリストに記載される使い捨て消費品の生産及び販売については、国務院の財政、税務及び対外貿易などの主管部門が制限性の税收及び輸出などの措置を制定する。

第四章 再利用及び資源化

第 29 条 県級以上の人民政府は、区域経済配置を統一計画し、産業構造を合理的に調整し、企業が資源の総合利用などの分野において提携することを促進し、資源の効率利用及び循環使用を実現しなければならない。

各産業園区は、区内の企業を組織して資源の総合利用を実施し、循環経済の発展を促進しなければならない。

国は、各産業園区の企業による廃物交換利用、エネルギーの段階的利用、土地の集約利用、水の分類利用及び循環使用、インフラ及びその他関連施設の共同使用を奨励する。

各産業園区の新設及び改造は、法により環境アセスメントを実施し、生態保護及び汚染規制措置を講じ、本区域の環境品質が規定の基準に達することを確保しなければならない。

第 30 条 企業は、国の規定に基づき、生産過程において発生するフライアッシュ、石炭脈石、尾鉱、廃石、廃料及び廃気など工業廃物を総合利用しなければならない。

第 31 条 企業は、連結用水システムと循環用水システムを発展させ、水の重複利用率を向上させなければならない。

企業は、先進技術、工芸及び設備を採用し、生産過程において発生する廃水に対し再生利用を行わなければならない。

第 32 条 企業は、先進的な又は適用できる回収技術、工芸及び設備を採用し、生産過程において発生する余熱及び余圧などを総合利用しなければならない。

余熱、余圧、炭層ガス、石炭脈石、スライム及びゴミなど低熱量燃料の電力網接続発電プロジェクトは、法律及び国務院の規定により、行政許可を取得するか、もしくは届出のための報告・送付をしなければならない。電力網企業は、国の規定に基づき、資源総合利用の発電企業と電力網接続協議書を締結し、インターネットサービスを提供し、電力網接続発電プロジェクトにかかる電力網接続電力量を全額買取らなければならない。

第 33 条 建設事業者は、工事施工において発生する建築廃物を総合利用しなければならないが、総合利用の条件を有しない場合には、条件を有する生産経営者に総合利用又は無害化処理を委託しなければならない。

第 34 条 国は、農業生産者及び関連企業が先進的な又は適用技術を採用することを奨励及び支持し、農作物茎、家畜の糞便、農産物加工業副産品及び廃棄農業用シートなどを総合利用し、メタンガスなどバイオエネルギーを開発利用する。

第 35 条 県級以上の人民政府及びその林業主管部門は、積極的に生態林業を発展させ、林業生産者及び関連企業が、木材の節約及び代用技術を採用し、林業廃棄物及び小さい不良薪材料、砂漠灌木など総合利用を展開し、木材の総合利用率を向上させる。

第 36 条 国は、生産経営者が産業廃物にかかわる交換情報システムを確立し、企業による産業廃物の情報交流を促進することを支持する。
企業は、生産の過程において発生する総合利用条件に合致しない廃物を、条件を有する生産経営者に提供し総合利用しなければならない。

第 37 条 国は、廃物回収システムの建設を奨励及び推進する。
地方人民政府は、都市農村計画に基づき、廃物回収拠点及び取引市場を合理的に配置し、廃物回収企業及びその他組織が廃物の収集、倉庫保管、搬送及び情報交換することを支持しなければならない。
廃物回収取引市場は、国の環境保護、安全及び消防などの規定に合致しなければならない。

第 38 条 廃棄電器電子製品、廃棄自動車・船舶、廃棄タイヤ、廃棄鉛酸バッテリーなど特定の製品に対し解体又は再利用を行う場合には、関連法律及び行政法規の規定に合致しなければならない。

第 39 条 回収する電器電子製品について、修復を経た後に販売する場合には、再利用製品基準に合致しなければならないが、目立つ位置に再利用製品であることを標示しなければならない。
回収する電器電子製品について、解体及び再生利用が必要である場合には、条件を有する解体企業に売却引渡しをしなければならない。

第 40 条 国は、企業によるモーター・ビークル部品、工事機械及び旋盤などの製品の再生産及びタイヤ再生を支持する。
販売する再製製品及び再生製品の品質は、国の規定する基準に合致しなければならないが、なおかつ目立つ位置に再製製品又は再生製品と標示しなければならない。

第 41 条 県級以上の人民政府は、都市農村の生活ゴミの分類収集及び資源化利用施設を統一して計画し、健全な分類収集及び資源化利用システムを確立し、生活ゴミの資源化率を向上させなければならない。
県級以上の人民政府は、企業による汚濁の資源化利用及び処理施設の建設を支持し、汚濁の総合利用レベルを向上させ、二次汚染を防止しなければならない。

第五章 激励措置

第42条 国務院及び省、自治区、直轄市人民政府は、循環経済の発展にかかる専門資金を設けて、循環経済の科学技術研究の開発、循環经济技术及び製品のモデル及び推進、重大な循環経済プロジェクトの実施、循環経済の発展にかかる情報サービスなどを支持する。具体的な弁法は、国務院の財政部門が国務院の循環経済発展総合管理など関連主管部門と共同し制定する。

第43条 国務院及び省、自治区、直轄市人民政府及びその関連部門は、循環経済の重大科学技術攻略プロジェクトの自主新規創造研究、応用モデル及び産業化発展を国又は省級科学技術発展計画及びハイレベル技術産業発展計画に組入れ、財政性資金を手配して支持する。

財政性資金を利用して循環経済の重大技術及び装備を導入する場合には、消化、吸収及び新規創造案を制定し、関連する主管部門に報告して審査認可を受け、その監督下で実施する。関連する主管部門は、実際の必要に応じて協調メカニズムを確立し、重大技術及び装備の導入及び消化、吸収、新規創造について統一して協調し、資金援助を与える。

第44条 国は、循環経済発展を促進する産業活動に対し税制上の優遇措置を与え、税收などの措置を運用し先進的な省エネルギー、節水及び材料節約などの技術、設備及び製品の輸入を奨励し、生産過程におけるエネルギー消費が高く、汚染の大きい製品の輸出を制限する。具体的な方法は、国務院財政、税務主管部門が制定する。企業は、国のクリーン生産及び資源の総合利用など奨励リストに記載される技術、工芸、設備又は製品を使用もしくは生産する場合には、国の関連規定により税收上の優遇措置を享受する。

第45条 県級以上の人民政府循環経済発展総合管理部門は、投資計画を制定及び実施する場合には、省エネルギー、節水、土地節約、材料節約及び資源综合利用などを重点投資分野に組入れなければならない。

国の産業政策に合致する省エネルギー、節水、土地節約、材料節約及び資源综合利用などのプロジェクトについて、金融機関は、優先融資などの貸付支持を与え、かつ積極的に付随する金融サービスを提供しなければならない。

淘汰リストに記載される技術、工芸、設備及び材料又は製品を生産、輸入、販売又は使用する企業について、金融機関は、如何なる形式の与信も提供してはならない。

第46条 国は、資源節約及び合理的利用に有利となる価格政策を実行し、事業者及び個人が水、電気及び天然ガスなどの資源性製品を節約し、合理的に利用することを引導する。

国務院、省、自治区及び直轄市人民政府の価格主管部門は、国の産業政策に基づき、資源消費の大きい業界における制限類プロジェクトに対し、制限性の価格政策を実行しなければならない。

余熱、余圧、炭層ガス、石炭脈石、スライム及びゴミなど低熱量燃料の電力網接続発電プロジェクトについて、価格主管部門は、資源综合利用に有利となる原則に基づき、

その電力網接続電気料金を確定する。

省、自治区、直轄市の人民政府は、本行政区域経済社会の発展状況に応じ、ゴミ排出費用徴収制度を実行することができる。徴収費用は、ゴミ分類、収集、運輸、貯蔵、利用及び処理のために専門的に使用し、その他の用途に流用してはならない。

国は、中古品の新品交換、デポジットなどの方法による廃物回収を奨励する。

第 47 条 国は、循環経済発展に有利となる政府買付政策を実行する。財政性資金を使用し買付けをする場合には、優先的に省エネルギー、節水、材料節約及び環境保護に有利となる製品及び再生製品を買付けなければならない。

第 48 条 県級以上の人民政府及びその関連部門は、循環経済管理、科学技術研究、製品の開発、モデル及び推進活動において特筆する成績を挙げる事業者及び個人に対し、表彰及び奨励を与えなければならない。

企業・事業団体は、循環経済の発展において突出した貢献のある団体及び個人に対し、表彰及び奨励を与えなければならない。

第六章 法律責任

第 49 条 県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門又はその他関連主管部門が、本法に違反する行為を発見し、又は違法行為の通報を受けた後に調査処理しないか、又はその他法律に基づく監督管理の職責を履行しない行為を発見した場合には、本級人民政府又は上級の人民政府の関連主管部門が是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他直接責任者に対し、法により処分する。

第 50 条 淘汰リストに記載される製品及び設備を生産販売する場合には、『中華人民共和国品質法』の規定により処罰する。

淘汰リストに記載される技術、工芸、設備及び材料を使用する場合には、県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門が使用停止を命じ、違法使用の設備及び材料を没収し、5 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。事案が重大である場合には、県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門が意見を提出し、本級人民政府に報告し、国务院の規定する権限により営業停止又は閉鎖を命じる。

本法の規定に違反し、淘汰リストに記載される設備、材料又は製品を輸入する場合には、税関が返還・運送を命じ、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科すことができる。輸入者が不明である場合には、運送人が返還・運送につき責任を負い、又は関連する処理費用を負担する。

第 51 条 本法の規定に違反し、分解又は処理の過程で環境汚染をもたらす可能性のある電器電子などの製品について、国の使用禁止リストに記載される有毒有害物質の使用を設計する場合には、県級以上の地方人民政府の製品品質監督部門が期限を限定し是正を命じる。期限を超え是正しない場合には、2 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合には、県級以上の地方人民政府の製品品質監督部門が本級工商行政管理部門に関連状況を通報し、工商行政管理部門が法により営業許可証を取消す。

第 52 条 本法の規定に違反し、電力、石油加工、化工、鋼鉄、有色金属及び建材などの企業が、規定の範囲及び期限において、国の規定に合致しない燃油発電ユニット及び燃油ボイラーを使用する場合には、県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門が期限を限定し是正を命じる。期限を超え是正しない場合には、当該燃油発電ユニット又は燃油ボイラーの撤去を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。

第 53 条 本法の規定に違反し、鉱山企業が法により審査確定する採掘可採率、採取貧化率、選鉱回収率、鉱山水循環利用率及び土地再開墾率などの指標に到達しない場合には、県級以上の人民政府の地質鉱産主管部門が期限を限定し是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。期限を超え是正しない場合には、採掘許可証発行機関が法により採掘許可証を取消す。

第 54 条 本規定に違反し、国务院又は省、自治区、直轄市人民政府の規定により粘土レンガの生産、販売及び使用が禁止されている期限において、又は区域内にて粘土レンガを生産、販売又は使用する場合には、県級以上の人民政府の指定する部門が期限を限定し是正を命じる。違法所得がある場合には、違法所得を没収する。期限を超え生産及び販売を継続する場合には、地方人民政府の工商行政管理部門が法により営業許可証を取消す。

第 55 条 本法の規定に違反し、電力網企業が、企業に余熱、余圧、炭層ガス、石炭脈石、スライム及びゴミなど低熱量燃料を利用し生産される電力の購入を拒否する場合には、国の電力監督管理機構が期限を限定し是正を命じる。企業に損失をもたらす場合には、法により賠償責任を負う。

第 56 条 本法の規定に違反し、次の各号に掲げる行為の一つがある場合には、地方人民政府工商行政管理部門が期限を限定し是正を命じ、5,000 元以上 5 万元以下の罰金を科することができる。期限を超え是正しない場合には、法により営業許可証を取消す。損失をもたらす場合には、法により賠償責任を負う。

(一) 再利用製品標識のない電器電子製品を販売する場合。

(二) 再製造又は再生産製品標識のない再製造又は再生産製品を販売する場合。

第 57 条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第七章 附則

第 58 条 本法は、2009 年 1 月 1 日より施行する。

中华人民共和国劳动合同法实施条例

第一章 总 则

第一条 为了贯彻实施《中华人民共和国劳动合同法》（以下简称劳动合同法），制定本条例。

第二条 各级人民政府和县级以上人民政府劳动行政等有关部门以及工会等组织，应当采取措施，推动劳动合同法的贯彻实施，促进劳动关系的和谐。

第三条 依法成立的会计师事务所、律师事务所等合伙组织和基金会，属于劳动合同法规定的用人单位。

第二章 劳动合同的订立

第四条 劳动合同法规定的用人单位设立的分支机构，依法取得营业执照或者登记证书的，可以作为用人单位与劳动者订立劳动合同；未依法取得营业执照或者登记证书的，受用人单位委托可以与劳动者订立劳动合同。

第五条 自用工之日起一个月内，经用人单位书面通知后，劳动者不与用人单位订立书面劳动合同的，用人单位应当书面通知劳动者终止劳动关系，无需向劳动者支付经济补偿，但是应当依法向劳动者支付其实际工

中華人民共和国労働契約法実施条例

第一章 総則

第1条 『中華人民共和国労働契約法』（以下「労働契約法」という。）の実施を貫徹するため、本条例を制定する。

第2条 各級の人民政府及び県級以上の労働行政などの関連部門及び労働組合などの組織は、措置を講じ、労働契約法の徹底的な施行を推進し、労働関係の調和を促進しなければならない。

第3条 法により設立する会計士事務所及び弁護士事務所などパートナーシップ組織及び基金会は、労働契約法に規定する使用者に属する。

第二章 労働契約の締結

第4条 労働契約法に規定される使用者が設立する分支機構は、法により営業許可証又は登記証書を取得した場合、使用者として労働者と労働契約を締結することができる。法により営業許可証又は登記証書を取得していない場合には、使用者の委託を受け労働者と労働契約を締結することができる。

第5条 雇用の日から1ヵ月以内において、使用者の書面による通知を経た後に、労働者が使用者と書面による労働契約を締結しない場合、使用者は、書面により労働者に通知して労働関係を終了しなければならない

作时间的劳动报酬。

第六条 用人单位自用工之日起超过一个月不满一年未与劳动者订立书面劳动合同的，应当依照劳动合同法第八十二条的规定向劳动者每月支付两倍的工资，并与劳动者补订书面劳动合同；劳动者不与用人单位订立书面劳动合同的，用人单位应当书面通知劳动者终止劳动关系，并依照劳动合同法第四十七条的规定支付经济补偿。

前款规定的用人单位向劳动者每月支付两倍工资的起算时间为用工之日起满一个月的次日，截止时间为补订书面劳动合同的前一日。

第七条 用人单位自用工之日起满一年未与劳动者订立书面劳动合同的，自用工之日起满一个月的次日至满一年的前一日应当依照劳动合同法第八十二条的规定向劳动者每月支付两倍的工资，并视为自用工之日起满一年的当日已经与劳动者订立无固定期限劳动合同，应当立即与劳动者补订书面劳动合同。

第八条 劳动合同法第七条规定的职工名册，应当包括劳动者姓名、性别、公民身份号码、户籍地址及现住址、联系方式、用工形式、用工起始时间、劳动合同期限等内容。

第九条 劳动合同法第十四条第二款规定的连续工作满10年的起始时

らず、労働者に経済補償を支払う必要はない。但し、法により労働者にその実際の勤務時間にかかる労働報酬を支払わなければならない。

第6条 使用者は、雇用の日から1ヵ月を超え1年未満に、労働者と書面による労働契約を締結しない場合、労働契約法第82条の規定に基づき、労働者に毎月2倍の賃金を支払い、かつ、労働者と書面による労働契約を補足締結しなければならない。労働者が使用者と書面による労働契約を締結しない場合、使用者は書面により労働者に通知して労働関係を終了し、かつ、労働契約法第47条の規定に基づき経済補償を支払わなければならない。

前項に規定する使用者が労働者に毎月2倍の賃金を支払うことにかかる起算日は、雇用の日から満1ヵ月の翌日とし、終了日は書面による労働契約を補足締結日の前日とする。

第7条 使用者は雇用の日から満1年において労働者と書面による労働契約を締結しない場合、雇用の日から満1ヵ月の翌日より満1年の前日まで、労働契約法第82条の規定に基づき、労働者に毎月2倍の賃金を支払わなければならない。かつ、雇用の日から満1年の当日において既に労働者と固定期間のない労働契約を締結したものとみなし、ただちに労働者と書面による労働契約を締結しなければならない。

第8条 労働契約法第7条に規定する従業員名簿には、労働者の氏名、性別、公民身分証番号、戸籍住所及び現住所、連絡方法、雇用形式、雇用開始日及び労働契約期間などの内容が含まなければならない。

第9条 労働契約法第14条第2項に規定する勤続年数満10年の起算

间，应当自用人单位用工之日起计算，包括劳动合同法施行前的工作年限。

第十条 劳动者非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作的，劳动者在原用人单位的工作年限合并计算为新用人单位的工作年限。原用人单位已经向劳动者支付经济补偿的，新用人单位在依法解除、终止劳动合同计算支付经济补偿的工作年限时，不再计算劳动者在原用人单位的工作年限。

第十一条 除劳动者与用人单位协商一致的情形外，劳动者依照劳动合同法第十四条第二款的规定，提出订立无固定期限劳动合同的，用人单位应当与其订立无固定期限劳动合同。对劳动合同的内容，双方应当按照合法、公平、平等自愿、协商一致、诚实信用的原则协商确定；对协商不一致的内容，依照劳动合同法第十八条的规定执行。

第十二条 地方各级人民政府及县级以上地方人民政府有关部门为安置就业困难人员提供的给予岗位补贴和社会保险补贴的公益性岗位，其劳动合同不适用劳动合同法有关无固定期限劳动合同的规定以及支付经济补偿的规定。

第十三条 用人单位与劳动者不得在劳动合同法第四十四条规定的劳动合同终止情形之外约定其他的劳动合同终止条件。

日は、使用者による雇用の日から計算し、労働契約法施行前の勤続年数を含まなければならない。

第 10 条 労働者が本人の原因によらず、原使用者から新使用者に業務を配置された場合、労働者の原使用者における勤続年数は、新使用者における勤続年数に合算する。原使用者が既に労働者に経済補償を支払完了の場合には、新使用者が法に基づき労働契約を解除又は終了する際の経済補償の支払いにかかる勤続年数を計算するとき、労働者の原使用者における勤続年数を計算しない。

第 11 条 労働者と使用者が協議により合意する場合を除き、労働者が労働契約法第 14 条第 2 項の規定に基づき、固定期間のない労働契約の締結を提起する場合には、使用者は当該労働者と固定期間のない労働契約を締結しなければならない。労働契約の内容について、双方は、適法、公平、平等・自由意思、協議による合意及び信義誠実の原則に従い協議により確定しなければならない。協議により合意しない内容については、労働契約法第 18 条の規定に基づき執行する。

第 12 条 地方各級の人民政府及び県級以上の地方人民政府の関係部門が、就業の困難な者を安定配置するために提供する職位手当及び社会保険手当のある公益性職位について、その労働契約には、労働契約法の固定期間のない労働契約及び経済補償の支払にかかる規定を適用しない。

第 13 条 使用者と労働者は、労働契約法第 44 条規定の労働契約終了の事由のほか、その他の労働契約終了の条件を約定してはならない。

第十四条 劳动合同履行地与用人单位注册地不一致的，有关劳动者的最低工资标准、劳动保护、劳动条件、职业危害防护和本地区上年度职工月平均工资标准等事项，按照劳动合同履行地的有关规定执行；用人单位注册地的有关标准高于劳动合同履行地的有关标准，且用人单位与劳动者约定按照用人单位注册地的有关规定执行的，从其约定。

第十五条 劳动者在试用期的工资不得低于本单位相同岗位最低档工资的80%或者不得低于劳动合同约定工资的80%，并不得低于用人单位所在地的最低工资标准。

第十六条 劳动合同法第二十二条第二款规定的培训费用，包括用人单位为了对劳动者进行专业技术培训而支付的有凭证的培训费用、培训期间的差旅费用以及因培训产生的用于该劳动者的其他直接费用。

第十七条 劳动合同期满，但是用人单位与劳动者依照劳动合同法第二十二条的规定约定的服务期尚未到期的，劳动合同应当续延至服务期满；双方另有约定的，从其约定。

第三章 劳动合同的解除和终止

第14条 労働契約の履行地と使用者の登録地が一致しない場合、労働者の最低賃金基準、労働保護、労働条件、職業危害防護及び当該地区の前年度の従業員の月平均賃金基準などに関する事項について、労働契約の履行地の関連規定に基づき執行する。使用者の登録地の関連基準が労働契約の履行地の関連基準を上回り、かつ、使用者と労働者が使用者の登録地の関連規定に従い執行する旨を約定している場合には、その約定に従う。

第15条 労働者の試用期間における賃金は、当該使用者における同一職位の最低ランク賃金の80%を下回ってはならず、又は労働契約に約定する賃金の80%を下回ってはならず、かつ、使用者所在地の最低賃金基準を下回ってはならない。

第16条 労働契約法第22条第2項に規定する研修費用には、使用者が労働者に対し専門技術研修を実施するために支払った証憑のある研修費用、研修期間の出張費用及び研修により生じた当該労働者に用いるその他直接費用が含まれる。

第17条 労働契約期間が満了したが、使用者と労働者とが労働契約法第22条の規定に基づき約定した服務期間が満了していない場合には、労働契約は服務期間の満了まで延長されなければならない。双方に別段の約定がある場合には、その約定に従う。

第三章 労働契約の解除及び終了

第十八条 有下列情形之一的，依照劳动合同法规定的条件、程序，劳动者可以与用人单位解除固定期限劳动合同、无固定期限劳动合同或者以完成一定工作任务为期限的劳动合同：

- (一) 劳动者与用人单位协商一致的；
- (二) 劳动者提前30日以书面形式通知用人单位的；
- (三) 劳动者在试用期内提前3日通知用人单位的；
- (四) 用人单位未按照劳动合同约定提供劳动保护或者劳动条件的；
- (五) 用人单位未及时足额支付劳动报酬的；
- (六) 用人单位未依法为劳动者缴纳社会保险费的；
- (七) 用人单位的规章制度违反法律、法规的规定，损害劳动者权益的；
- (八) 用人单位以欺诈、胁迫的手段或者乘人之危，使劳动者在违背真实意思的情况下订立或者变更劳动合同的；
- (九) 用人单位在劳动合同中免除自己的法定责任、排除劳动者权利的；
- (十) 用人单位违反法律、行政法规强制性规定的；
- (十一) 用人单位以暴力、威胁或者非法限制人身自由的手段强迫劳动者劳动的；
- (十二) 用人单位违章指挥、强令冒险作业危及劳动者人身安全的；
- (十三) 法律、行政法规规定劳动者可以解除劳动合同的其他情形。

第18条 次の各号に掲げる状況の一つがある場合、労働契約法に規定する条件及びプロセスに基づき、労働者は使用者との間で固定期間のある労働契約、固定期間のない労働契約又は一定任務の完了を期間とする労働契約を解除することができる。

- (1) 労働者と使用者が協議により合意したとき
- (2) 労働者が30日前までに書面により使用者に通知したとき
- (3) 労働者が試用期間において3日前までに使用者に通知したとき
- (4) 使用者が労働契約の約定どおりに労働保護又は労働条件を提供しないとき
- (5) 使用者が労働報酬を遅滞なく満額支払わないとき
- (6) 使用者が法に基づき労働者のために社会保険料を納付しないとき
- (7) 使用者の規則制度が法律法規の規定に違反し、労働者の権益を害するとき
- (8) 使用者が、詐欺及び脅迫の手段により、又は人の危難に乗じて、労働者にその真実の意思に背いた状況下で労働契約を締結させ、又は変更させたとき
- (9) 使用者が労働契約において自己の法律責任を免除し、又は労働者の権利を排除するとき
- (10) 使用者が法律及び行政法規の強制規定に違反するとき
- (11) 使用者が暴力、威嚇又は違法に人身の自由を制限する手段により労働者に労働を強要するとき
- (12) 使用者が規則に違反して指揮し、又は危険を冒す作業を強要し、労働者の人身の安全に危害を及ぼすとき
- (13) 法律及び行政法規により労働者が労働契約を解除できるその他事由のあるとき

第十九条 有下列情形之一的，依照劳动合同法规定的条件、程序，用人单位可以与劳动者解除固定期限劳动合同、无固定期限劳动合同或者以完成一定工作任务为期限的劳动合同：

- (一) 用人单位与劳动者协商一致的；
- (二) 劳动者在试用期间被证明不符合录用条件的；
- (三) 劳动者严重违反用人单位的规章制度的；
- (四) 劳动者严重失职，营私舞弊，给用人单位造成重大损害的；
- (五) 劳动者同时与其他用人单位建立劳动关系，对完成本单位的工作任务造成严重影响，或者经用人单位提出，拒不改正的；
- (六) 劳动者以欺诈、胁迫的手段或者乘人之危，使用用人单位在违背真实意思的情况下订立或者变更劳动合同的；
- (七) 劳动者被依法追究刑事责任的；
- (八) 劳动者患病或者非因工负伤，在规定的医疗期满后不能从事原工作，也不能从事由用人单位另行安排的工作的；
- (九) 劳动者不能胜任工作，经过培训或者调整工作岗位，仍不能胜任工作的；
- (十) 劳动合同订立时所依据的客观情况发生重大变化，致使劳动合同无法履行，经用人单位与劳动者协商，未能就变更劳动合同内容达成协议的；
- (十一) 用人单位依照企业破产法规定进行重整的；
- (十二) 用人单位生产经营发生严重困难的；
- (十三) 企业转产、重大技术革新或者经营方式调整，经变更劳动合同后，仍需裁减人员的；
- (十四) 其他因劳动合同订立时所依据的客观经济情况发生重大变化，致使劳动合同无法履行的。

第 19 条 次の各号に掲げる状況の一つがある場合、労働契約法に規定する条件及びプロセスに基づき、使用者は労働者と固定期間のある労働契約、固定期間のない労働契約又は一定任務の完了を期間とする労働契約を解除することができる。

- (1) 使用者と労働者が協議により合意したとき
- (2) 労働者が試用期間において採用条件に合致しないことが証明されたとき
- (3) 労働者が使用者の規則制度に著しく違反したとき
- (4) 労働者に著しい失職行為があり、私利を図り、使用者に重大な損害をもたらしたとき
- (5) 労働者が同時にその他使用者と労働関係を確立し、当該使用者の業務任務の完了に重大な影響をもたらし、又は使用者の指摘を経て、是正を拒否するとき
- (6) 労働者が詐欺及び脅迫の手段により、又は人の危難に乘じ、使用者にその真実の意思に背いた状況下で労働契約を締結させ、又は変更させたとき
- (7) 労働者が法により刑事責任を追及されたとき
- (8) 労働者が罹病又は業務外の原因により負傷した場合、規定の医療期間が満了した後、元の業務に従事することができず、また、使用者が別途手配した業務にも従事することもできないとき
- (9) 労働者が業務に堪えることができず、訓練又は職務の調整を経てなお業務に堪えることができないとき
- (10) 労働契約の締結時に根拠とした客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約を履行するすべをなくさせ、使用者と労働者が協議を経て、労働契約の内容の変更につき合意に達することができないとき
- (11) 使用者が企業破産法の規定に基づき更正を生じるとき

第二十条 用人单位依照劳动合同法第四十条的规定，选择额外支付劳动者一个月工资解除劳动合同的，其额外支付的工资应当按照该劳动者上一个月的工资标准确定。

第二十一条 劳动者达到法定退休年龄的，劳动合同终止。

第二十二条 以完成一定工作任务为期限的劳动合同因任务完成而终止的，用人单位应当依照劳动合同法第四十七条的规定向劳动者支付经济补偿。

第二十三条 用人单位依法终止工伤职工的劳动合同的，除依照劳动合同法第四十七条的规定支付经济补偿外，还应当依照国家有关工伤保险的规定支付一次性工伤医疗补助金和伤残就业补助金。

第二十四条 用人单位出具的解除、终止劳动合同的证明，应当写明劳动合同期限、解除或者终止劳动合同的日期、工作岗位、在本单位的工作年限。

(12) 使用者の生産経営に重大な困難が生じたとき

(13) 企業の生産転換、重大な技術革新又は経営方式の調整により、労働契約の変更を経た後になお人員削減が必要とするとき

(14) 労働契約の締結時に根拠とした客観的な経済状況に重大な変化が生じたことにより、労働契約を履行するすべがなくなったとき

第 20 条 使用者が労働契約法第 40 条の規定に基づき、労働者に 1 ヶ月分の賃金を余分に支払うことを選択して労働契約を解除する場合には、余分に支払う賃金は、当該労働者の前月の賃金基準に照らして確定しなければならない。

第 21 条 労働者が法律に定める退職年齢に達した場合には、労働契約は終了する。

第 22 条 一定任務の完了を期間とする労働契約が、任務の完了に起因して終了する場合、使用者は労働契約法第 47 条の規定に基づき労働者に経済補償を支払わなければならない。

第 23 条 使用者が法に基づき労働災害従業員の労働契約を終了する場合、労働契約法第 47 条の規定に基づき経済補償を支払うほか、さらに国の労働災害保険に関する規定に基づき一括性の労働災害医療補助金及び後遺障害就業補助金を支払わなければならない。

第 24 条 使用者が発行する労働契約の解除及び終了にかかる証明には、労働契約の期間、労働契約の解除又は終了の期日、業務職位及び当該使用者における勤続年数を明記しなければならない。

第二十五条 用人单位违反劳动合同法的规定解除或者终止劳动合同，依照劳动合同法第八十七条的规定支付了赔偿金的，不再支付经济补偿。赔偿金的计算年限自用工之日起计算。

第二十六条 用人单位与劳动者约定了服务期，劳动者依照劳动合同法第三十八条的规定解除劳动合同的，不属于违反服务期的约定，用人单位不得要求劳动者支付违约金。

有下列情形之一的，用人单位与劳动者解除约定服务期的劳动合同的，劳动者应当按照劳动合同的约定向用人单位支付违约金：

- (一) 劳动者严重违反用人单位的规章制度的；
- (二) 劳动者严重失职，营私舞弊，给用人单位造成重大损害的；
- (三) 劳动者同时与其他用人单位建立劳动关系，对完成本单位的工作任务造成严重影响，或者经用人单位提出，拒不改正的；
- (四) 劳动者以欺诈、胁迫的手段或者乘人之危，使用用人单位在违背真实意思的情况下订立或者变更劳动合同的；
- (五) 劳动者被依法追究刑事责任的。

第二十七条 劳动合同法第四十七条规定的经济补偿的月工资按照劳动者应得工资计算，包括计时工资或者计件工资以及奖金、津贴和补贴等

第 25 条 使用者が労働契約法の規定に違反して労働契約を解除又は終了し、労働契約法第 87 条の規定に基づき賠償金を支払った場合には、経済補償金を支払わない。賠償金の計算年数は雇用の日から計算する。

第 26 条 使用者と労働者が服務期間を約定した場合、労働者が労働契約法第 38 条の規定に基づき労働契約を解除したときは、服務期間にかかる約定違反に属さず、使用者は労働者に違約金の支払いを要求してはならない。

次の各号に掲げる状況の一つがあり、使用者と労働者が服務期間を約定した労働契約を解除する場合、労働者は労働契約の約定に基づき使用者に違約金を支払わなければならない。

- (1) 労働者が使用者の規則制度に著しく違反したとき
- (2) 労働者に著しい失職行為があり、私利を図り、使用者に重大な損害をもたらしたとき
- (3) 労働者が同時に他の使用者と労働関係を確立し、当該使用者の業務任務の完了に重大な影響をもたらし、又は使用者の指摘を経て、是正を拒否するとき
- (4) 労働者が詐欺及び脅迫の手段により、又は人の危難に乗じ、使用者にその真実の意思に背いた状況下で労働契約を締結させ、又は変更させたとき
- (5) 労働者が法により刑事責任を追及されたとき

第 27 条 労働契約法第 47 条に規定する経済補償にかかる月賃金は、労働者が取得すべき賃金に従い計算し、これには時間賃金又は出来高賃

货币性收入。劳动者在劳动合同解除或者终止前12个月的平均工资低于当地最低工资标准的，按照当地最低工资标准计算。劳动者工作不满12个月的，按照实际工作的月数计算平均工资。

第四章 劳务派遣特别规定

第二十八条 用人单位或者其所属单位出资或者合伙设立的劳务派遣单位，向本单位或者所属单位派遣劳动者的，属于劳动合同法第六十七条规定的不得设立的劳务派遣单位。

第二十九条 用工单位应当履行劳动合同法第六十二条规定的义务，维护被派遣劳动者的合法权益。

第三十条 劳务派遣单位不得以非全日制用工形式招用被派遣劳动者。

第三十一条 劳务派遣单位或者被派遣劳动者依法解除、终止劳动合同的经济补偿，依照劳动合同法第四十六条、第四十七条的规定执行。

第三十二条 劳务派遣单位违法解除或者终止被派遣劳动者的劳动合同的，依照劳动合同法第四十八条的规定执行。

金及び賞与、手当及び補助など貨幣性収入が含まれる。労働契約の解除又は終了前の12ヵ月における労働者の平均賃金が、当該地区の最低賃金基準を下回る場合、当該地区の最低賃金基準に従い計算する。労働者の勤務が12ヵ月未満である場合には、実際に勤務した月数に従い平均賃金を計算する。

第四章 労務派遣特別規定

第28条 使用者又はその所属事業者が出資し、又はパートナーシップとして設立した労務派遣機関が、当該使用者又はその所属事業者に労働者を派遣する場合には、労働契約法第67条に規定する設立してはならない労務派遣機関に属する。

第29条 使用者は労働契約第62条に規定する義務を履行し、派遣労働者の合法的な権益を保護しなければならない。

第30条 労務派遣機関は、非全日制雇用形態により派遣労働者を募集してはならない。

第31条 労務派遣機関又は派遣労働者が法により労働契約を解除し、又は終了する場合にかかる経済補償について、労働契約法第46条及び第47条の規定に基づき執行する。

第32条 労務派遣機関が派遣労働者の労働契約を違法に解除し、又は終了する場合、労働契約法第48条の規定に基づき執行する。

第五章 法律责任

第三十三条 用人单位违反劳动合同法有关建立职工名册规定的，由劳动行政部门责令限期改正；逾期不改正的，由劳动行政部门处2000元以上2万元以下的罚款。

第三十四条 用人单位依照劳动合同法的规定应当向劳动者每月支付两倍的工资或者应当向劳动者支付赔偿金而未支付的，劳动行政部门应当责令用人单位支付。

第三十五条 用工单位违反劳动合同法和本条例有关劳务派遣规定的，由劳动行政部门和其他有关主管部门责令改正；情节严重的，以每位被派遣劳动者1000元以上5000元以下的标准处以罚款；给被派遣劳动者造成损害的，劳务派遣单位和用工单位承担连带赔偿责任。

第六章 附则

第三十六条 对违反劳动合同法和本条例的行为的投诉、举报，县级以上地方人民政府劳动行政部门依照《劳动保障监察条例》的规定处理。

第三十七条 劳动者与用人单位因订立、履行、变更、解除或者终止劳动

第五章 法律責任

第33条 使用者が従業員名簿確立に關係する労働契約法の規定に違反する場合、労働行政部門より期限を限り是正を命ずる。期限を経過して是正しない場合には、労働行政部門が2,000元以上2万元以下の罰金を科する。

第34条 使用者が労働契約法の規定に基づき労働者に毎月2倍の賃金を支払うべきであり、又は労働者に賠償金を支払うべきであるのに支払わない場合には、労働行政部門は使用者に支払うよう命じなければならない。

第35条 派遣先が労働契約法及び本条例の劳务派遣に關係する規定に違反した場合は、労働行政部門及びその他關連する主管部門が是正を命じる。事案が重大である場合は、派遣労働者1名につき1,000元以上5,000元以下の基準により罰金を科する。派遣労働者に損害を与えた場合には、劳务派遣機關及び派遣先は連帶賠償責任を負うものとする。

第六章 附則

第36条 労働契約法及び本条例の違反行為に対する苦情申立て及び通報については、県級以上の地方人民政府の労働行政部門が『劳动保障监察条例』の規定により処理する。

第37条 労働者と使用者との間で、労働契約の締結、履行、変更、解

合同发生争议的，依照《中华人民共和国劳动争议调解仲裁法》的规定处理。

第三十八条 本条例自公布之日起施行。

除又は終了に起因し紛争が発生した場合は、『中華人民共和国労働紛争調停仲裁法』の規定に基づき処理する。

第38条 本条例は、公布の日から施行する。

中華人民共和国主席令

第 80 号

『中華人民共和国労働紛争調停仲裁法』は、既に中華人民共和国第 10 次全国人民代表大会常務委員会第 31 回会議にて 2007 年 12 月 29 日に採択され、ここに公布する。2008 年 5 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2007 年 12 月 29 日

労働紛争調停仲裁法

第 1 章 総則

- 第1条 労働紛争を公正かつ遅滞なく解決し、当事者の適法な權益を保護し、かつ、労働関係の調和・安定を促進するため、この法律を制定する。
- 第2条 中華人民共和国国内の使用者と労働者とに発生した次の各号に掲げる労働紛争については、この法律を適用する。
- (1) 労働関係の確認に起因して発生した紛争。
 - (2) 労働契約の締結、履行、変更、解除及び終了に起因して発生した紛争。
 - (3) 除名若しくは解雇又は退職若しくは離職に起因して発生した紛争。
 - (4) 勤務時間、休息休暇、社会保険、福利、養成・訓練及び労働保護に起因して発生した紛争。
 - (5) 労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金等に起因して発生した紛争。
 - (6) 法律及び法規所定のその他の労働紛争。
- 第3条 労働紛争を解決する場合には、事実に基づき、適法、公正、適時及び調停に重点をおくという原則に従い、法により当事者の適法な權益を保護しなければならない。
- 第4条 労働紛争が発生した場合には、労働者は、使用者と協議して和解合意を達成することができ、また、労働組合又は第三者に要請し共同で使用者と協議して和解合意を達成することもできる。
- 第5条 労働紛争が発生した場合において、当事者が協議を希望せず、協議が不調であり、又は和解合意を達成した後に履行しないときは、調停組織に調停を申し立てることができる。調停を希望せず、調停が不調であり、又は調停合意を達成した後に履行しないときは、労働紛争仲裁委員会に仲裁を申し立てることができる。仲裁判断に対し不服のある場合には、この法律に別段の定めがある場合を除き、人民法院に訴えを提起することができる。
- 第6条 労働紛争が発生した場合には、当事者は、自己の提出する主張に対し、証拠を提供する責任を有する。紛争事項と関係する証拠が使用者の掌握管理に属する場合には、使用者は、これを提供しなければならない。使用者は、これを提供しない場合には、不利な結果を負わなければならない。
- 第7条 労働紛争の発生した労働者の一方が 10 名以上であり、かつ、共同請求のある場合には、代表を推挙して調停、仲裁又は訴訟活動に参加させることができる。

- 第8条 県級以上の人民政府の労働行政部門は、労働組合及び企業側の代表と共同して労働関係三者調整システムを確立し、労働紛争に係る重大問題を共同で検討・解決する。
- 第9条 使用者が国の規定に違反し、労働報酬の支払いを遅延し、若しくは満額により支払わず、又は労災医療費、経済補償若しくは賠償金の支払いを遅延した場合には、労働者は、労働行政部門に苦情を申し立てることができ、労働行政部門は、法により処理しなければならない。

第2章 調停

- 第10条 労働紛争が発生した場合には、当事者は次の各号に掲げる調停組織に調停を申し立てることができる。
- (1) 企業労働紛争調停委員会。
 - (2) 法により設立された基層人民調停組織。
 - (3) 郷鎮及び街道において設立された労働紛争調停職能を有する組織。
- 企業労働紛争調停委員会は、従業員代表及び企業代表により構成される。従業員代表は労働組合の構成員が担任し、又は従業員全体の推挙により選出され、企業代表は企業責任者が指定する。企業労働紛争調停委員会主任は、労働組合の構成員又は双方の推挙する人員が担任する。
- 第11条 労働紛争調停組織の調停員は、公正であり、大衆と連絡し、調停業務に熱心であり、かつ、一定の法律知識、政策水準及び文化水準を有する成人の公民がこれを担任しなければならない。
- 第12条 当事者は、労働紛争調停を申し立てる場合には、書面により申し立てることができ、また、口頭で申し立てることもできる。口頭で申し立てる場合には、調停組織は、その場で申立人の基本状況並びに調停申立てに係る紛争事項、理由及び時を記録しなければならない。
- 第13条 労働紛争を調停する場合には、事実及び理由に対する双方の当事者の陳述を十分に聴取し、根気強く意思の疎通をはかり、当該当事者が合意を達成するのを助けなければならない。
- 第14条 調停を経て合意が達成された場合には、調停合意書を作成しなければならない。
- 調停合意書は、双方の当事者が署名し、又は押印し、調停員による署名及び調停組織の捺印を経た後に効力が生じ、双方の当事者に対し拘束力を有し、当事者は、これを履行しなければならない。
- 労働紛争調停組織が調停申立てを受領した日から15日以内に調停合意を達成しない場合には、当事者は、法により仲裁を申し立てることができる。
- 第15条 調停合意を達成した後に、一方の当事者が合意に約定した期間内に調停合意を履行しない場合には、他の一方の当事者は、法により仲裁を申し立てることができる。
- 第16条 未払いの労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金の支払事項のために調停合意を達成し、使用者が合意に約定した期間内にこれを履行しない場合には、労働者は、調停合意書を所持して法により人民法院に支払札状を申し立てることができる。人民法院は、法により支払令状を発しなければならない。

第3章 仲裁

第1節 一般規定

- 第17条 労働紛争仲裁委員会は、統一的に規画し、合理的に配置し、及び実際の必要に適應するという原則に従い、これを設立する。省及び自治区の人民政府は市及び県における設立を決定することができ、直轄市の人民政府は区及び県における設立を決定することができる。直轄市及び区を設ける市は、1つ又は若干の労働紛争仲裁委員会を設立することもできる。労働紛争仲裁委員会は、行政区画の階層ごとには設立しない。
- 第18条 国务院の労働行政部門は、この法律の関係規定により仲裁規則を制定する。省、自治区及び直轄市の人民政府の労働行政部門は、当該行政区域の労働紛争仲裁業務に対し指導をする。
- 第19条 労働紛争仲裁委員会は、労働行政部門代表、労働組合代表及び企業側代表により構成される。労働紛争仲裁委員会の構成人員は、これを奇数としなければならない。
- 労働紛争仲裁委員会は、法により次の各号に掲げる職責を履行する。
- (1) 専任又は兼任の仲裁員の任命及び解任。
 - (2) 労働紛争事件の受理。
 - (3) 重大であり、又は難解な労働紛争事件の討論。
 - (4) 仲裁活動に対する監督。
- 労働紛争仲裁委員会は、その下に事務取扱機構を設け、労働紛争仲裁委員会の日常業務の取扱いに責任を負わせる。
- 第20条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁員の名簿を設けなければならない。仲裁員は、公正であり、かつ、次の各号に掲げる条件の1つに適合しなければならない。
- (1) 以前に裁判員を担当した者。
 - (2) 法律の研究又は教学業務に従事し、かつ、中級以上の職稱を有する者。
 - (3) 法律知識を有し、かつ、人材資源管理又は労働組合等の専門業務に5年以上従事する者。
 - (4) 弁護士業務執行が3年以上である者。
- 第21条 労働紛争仲裁委員会は、当該区域内で発生した労働紛争を管轄することに責任を負う。
- 労働紛争は、労働契約履行地又は使用者所在地の労働紛争仲裁委員会が管轄する。双方の当事者がそれぞれ労働契約履行地及び使用者所在地の労働紛争仲裁委員会に仲裁を申し立てる場合には、労働契約履行地の労働紛争仲裁委員会が管轄する。
- 第22条 労働紛争の発生した労働者及び使用者は、これを労働紛争仲裁事件の双方の当事者とする。
- 労務派遣単位又は労働者使用単位と労働者とに労働紛争が発生した場合には、労務派遣単位及び労働者使用単位は、これを共同の当事者とする。
- 第23条 労働紛争事件の処理結果と利害関係を有する第三者は、仲裁活動への参加

を申し立てることができ、又は、労働紛争仲裁委員会が当該第三者に通知して仲裁活動に参加させることができる。

第24条 当事者は、代理人に委託して仲裁活動に参加させることができる。他人に委託して仲裁活動に参加させる場合には、労働紛争仲裁委員会に委託者の署名又は押印を有する委託書を提出しなければならない。委託書には、委託事項及び権限が記載されなければならない。

第25条 民事行為能力を喪失し、又は一部喪失している労働者については、当該労働者の法定代理人がこれを代理して仲裁活動に参加する。法定代理人がない場合には、労働紛争仲裁委員会が当該労働者のために代理人を指定する。労働者が死亡した場合には、当該労働者の近親者又は代理人が仲裁活動に参加する。

第26条 労働紛争仲裁は、公開により行う。ただし、当事者が公開により行わないことに合意し、又は国の秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる場合を除く。

第2節 申立て及び受理

第27条 労働紛争につき仲裁を申し立てる場合の時効期間は、1年とする。仲裁時効期間は、当事者が自己の権利が侵害されたことを知り、又は知るべき日から起算する。

前項所定の仲裁時効は、当事者の一方が相手方の当事者に権利を主張し、若しくは関係部門に権利救済を請求し、又は相手方の当事者が義務の履行に同意することにより中断される。中断の時から、仲裁時効期間は、新たに計算される。

不可抗力その他の正当な理由に起因し、当事者が第1項所定の仲裁時効期間において仲裁を申し立てることができなかつた場合には、仲裁時効は、停止する。時効停止の事由が消滅した日から、仲裁時効期間は、継続して計算する。

労働関係の存続期間に労働報酬の支払遅延に起因して紛争が発生した場合には、労働者の仲裁申立ては、第1項所定の仲裁時効期間の制限を受けない。ただし、労働関係が終了した場合には、労働関係終了の日から1年内に提出しなければならない。

第28条 申立人は、仲裁を申し立てる場合には、書面による仲裁申立てを提出し、かつ、被申立人の人数に従い副本を提出しなければならない。

仲裁申立書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 労働者の氏名、性別、年齢、職業、業務単位及び住所、使用者の名称及び住所並びに法定代表者又は主たる責任者の氏名及び職務。
- (2) 仲裁請求並びに根拠となる事実及び理由。
- (3) 証拠及び証拠の由来並びに証人の氏名及び住所。

仲裁申立てを記載するのに確かに困難のある場合には、口頭で申請することができる。労働紛争仲裁委員会が記録に記入し、かつ、相手方の当事者に告知する。

第29条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを受領した日から5日以内に、受理条件に適合すると認める場合には、受理し、かつ、申立人に通知しなければな

らない。受理条件に適合しないと認める場合には、受理しない旨を書面により申立人に通知し、かつ、理由を説明しなければならない。労働紛争仲裁委員会が受理せず、又は期限を徒過して決定をしない場合については、申立人は、当該労働紛争事項につき人民法院に訴えを提起することができる。

第30条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを受理した後に、5 日以内に仲裁申立書の副本を被申立人に送達しなければならない。
被申立人は、仲裁申立書の副本を受領した後に、10 日以内に労働紛争仲裁委員会に答弁書を提出しなければならない。労働紛争仲裁委員会は、答弁書を受領した後に、5 日以内に答弁書の副本を申立人に送達しなければならない。被申立人が答弁書を提出しないことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。

第 3 節 開廷及び仲裁判断

第31条 労働紛争仲裁委員会は、労働紛争事件を判断する場合には、仲裁廷制を実行する。仲裁廷は、3名の仲裁員により構成され、首席仲裁員を置く。簡単な労働紛争事件は、1名の仲裁員が単独で仲裁することができる。

第32条 労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを受理した日から 5 日以内に仲裁廷の構成状況を書面により当事者に通知しなければならない。

第33条 仲裁員は、次の各号に掲げる事由の 1 つに該当する場合には、回避しなければならない。当事者も、口頭又は書面により忌避申立てを提出する権利を有する。

- (1) 当該事件の当事者であり、又は当事者若しくは代理人の近親者であるとき。
- (2) 当該事件と利害関係を有するとき。
- (3) 当該事件の当事者又は代理人とその他の関係を有し、公正な仲裁判断に影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 密かに当事者若しくは代理人と会見し、又は当事者若しくは代理人の接待・贈与を受けたとき。

労働紛争仲裁委員会は、忌避申立てに対し、遅滞なく決定をし、かつ、口頭又は書面により当事者に通知しなければならない。

第34条 仲裁員は、前条第(4)号所定の事由に該当し、又は賄賂を請求し、若しくは收受し、私情にとらわれ不正をし、若しくは法を曲げて判断する行為をした場合には、法により法律責任を負わなければならない。労働紛争仲裁委員会は、当該仲裁員を解任しなければならない。

第35条 仲裁廷は、開廷 5 日前までに、開廷日及び場所を書面により双方の当事者に通知しなければならない。当事者は、正当な理由がある場合には、開廷 3 日前までに開廷の延期を請求することができる。延期するか否かについては、労働紛争仲裁委員会が決定する。

第36条 申立人が書面による通知を受領し、正当な理由なくして出廷を拒絶し、又は仲裁廷の同意を経ずして中途退廷した場合には、仲裁申立てを取り下げたものとみなすことができる。
被申立人が書面による通知を受領し、正当な理由なくして出廷を拒絶し、

又は仲裁廷の同意を経ずして中途退廷した場合には、欠席判断することができる。

第37条 仲裁廷は、専門的問題に対して鑑定が必要であると認める場合には、当事者の約定する鑑定機構に引き渡して鑑定させることができ、当事者に約定がなく、又は約定を達成するすべのない場合には、仲裁廷の指定する鑑定機構が鑑定する。

当事者の請求又は仲裁廷の要求に基づき、鑑定機構は、鑑定人を派遣して開廷に参加させなければならない。当事者は、仲裁廷の許可を経て、鑑定人に質問することができる。

第38条 当事者は、仲裁過程において証拠検討及び弁論をする権利を有する。証拠検討及び弁論が終結した際に、首席仲裁員又は独任仲裁員は、当事者の最終意見を求めなければならない。

第39条 当事者の提供した証拠が調査を経て事実と属すると証明された場合には、仲裁廷は、当該証拠を事実認定の根拠としなければならない。
使用者の掌握管理する、仲裁請求と関係する証拠を労働者が提供するすべのない場合には、仲裁廷は、指定期間内に提供するように使用者に要求することができる。使用者は、指定期間内に提供しない場合には、不利な結果を負わなければならない。

第40条 仲裁廷は、開廷状況を記録に記入しなければならない。当事者その他の仲裁参加人は、自己の陳述の記録に遺漏又は錯誤があると認める場合には、補正を申し立てる権利を有する。補正をしない場合には、当該申立てを記録しなければならない。

第41条 記録は、仲裁員、記録人員、当事者その他の仲裁参加人が署名し、又は押印する。当事者は、労働紛争仲裁を申し立てた後に、自ら和解することができる。和解合意を達成した場合には、仲裁申立てを取り下げることができる。

第42条 仲裁廷は、判断をする前に、調停を先行させなければならない。
調停により合意を達成した場合には、仲裁廷は、調停書を作成しなければならない。
調停書には、仲裁請求及び当事者の合意の結果を記載しなければならない。調停書は、仲裁員が署名し、労働紛争仲裁委員会の印章を押捺し、双方の当事者に送達する。調停書は、双方の当事者の署名受領を経た後に、法的効力が生ずる。

調停が不調であり、又は調停書が送達される前に、一方の当事者が翻意した場合には、仲裁廷は、遅滞なく判断をしなければならない。

第43条 仲裁廷は、労働紛争事件を判断する場合には、労働紛争仲裁委員会が仲裁申立てを受理した日から45日以内に終了しなければならない。事案が複雑であり延期を必要とする場合には、労働紛争仲裁委員会主任の承認を経て、延期し、かつ、書面により当事者に通知することができる。ただし、延長期間は、15日を超えてはならない。期限を徒過して仲裁判断をしない場合には、当事者は、当該労働紛争事項につき人民法院に訴えを提起することができる。

仲裁廷は、労働紛争事件を判断する際に、その一部の事実が既に明確である場合には、当該一部につき判断を先行させることができる。

- 第44条 仲裁廷は、労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金を請求する事件に対し、当事者の申立てに基づき、先行執行する旨を判断し、人民法院に移送して執行させることができる。
仲裁廷は、先行執行する旨を判断する場合には、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。
- (1) 当事者間の権利義務関係が明確であること。
 - (2) 先行執行しなければ申立人の生活に重大な影響を及ぼすこと。
- 労働者は、先行執行を申し立てる場合には、担保を提供しないことができる。
- 第45条 仲裁判断は、多数仲裁員の意見に従い下されなければならない。少数仲裁員の異なる意見は、記録に記入しなければならない。仲裁廷が多数意見を形成することのできない場合には、仲裁判断は、首席仲裁員の意見に従い下されなければならない。
- 第46条 仲裁判断書には、仲裁請求、紛争事実、判断理由、判断結果及び判断期日を記載しなければならない。仲裁判断書は、仲裁員が署名し、労働紛争仲裁委員会の印章を押捺する。仲裁判断に対し異なる意見を有する仲裁員は、署名することができ、また、署名しないこともできる。
- 第47条 次の各号に掲げる労働紛争については、この法律に別段の定めのある場合を除き、仲裁判断が終局的なものとなり、仲裁判断書は、作成された日から法的効力が生ずる。
- (1) 労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金を請求するもので、当該地区の月最低賃金標準の12か月分の金額を超えない紛争
 - (2) 国の労働標準を執行することに起因して業務時間、休息休暇又は社会保険等の分野において発生した紛争
- 第48条 労働者は、前条所定の仲裁判断に対し不服のある場合には、仲裁判断書を受領した日から15日以内に人民法院に訴えを提起することができる。
- 第49条 使用者は、第47条所定の仲裁判断が次の各号に掲げる事由の1つに該当する旨を証明する証拠を有する場合には、仲裁判断書を受領した日から30日以内に労働紛争仲裁委員会所在地の中級人民法院に仲裁判断取消しを申し立てることができる。
- (1) 法律又は法規の適用に確かに誤りのあるとき。
 - (2) 労働紛争仲裁委員会に管轄権がないとき。
 - (3) 法定の手続に違反したとき。
 - (4) 仲裁判断の根拠とした証拠が偽造されたものであったとき。
 - (5) 相手方の当事者が公正な仲裁判断に影響を及ぼすに足る証拠を隠蔽したとき。
 - (6) 仲裁員が当該事件を仲裁する際に賄賂を請求し、若しくは収受し、私情にとらわれ不正をし、又は法を曲げて判断する行為をしたとき。
- 人民法院は、合議廷を構成して仲裁判断が前項所定の事由の1つに該当することを審査確認した場合には、これを取り消す旨を裁定しなければならない。
- 仲裁判断が人民法院により取り消す旨を裁定された場合には、当事者は、裁定書を受領した日から15日以内に、当該労働紛争事項につき人民法院に訴えを提起することができる。

第50条 当事者は、第47条所定以外のその他の労働紛争事件の仲裁判断に対し不服のある場合には、仲裁判断書を受領した日から15日以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了し訴えを提起しない場合には、仲裁判断書は、法的効力が生ずる。

第51条 当事者は、法的効力が生じた調停書及び仲裁判断書について、所定の期限により履行しなければならない。一方の当事者が期限を経過して履行しない場合には、他の一方の当事者は、民事訴訟法の関係規定により人民法院に執行を申し立てることができる。申立てを受理した人民法院は、法により執行しなければならない。

第4章 附則

第52条 使用者が招聘制を実行する業務人員と当該使用者とに労働紛争が発生した場合には、この法律により執行する。法律、行政法規又は国务院に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第53条 労働紛争の仲裁については、費用徴収をしない。労働紛争仲裁委員会の経費は、財政が保障する。

第54条 この法律は、2008年5月1日から施行する。

中華人民共和國國務院令
第 539 号

『中華人民共和國消費稅暫定條例』は、既に 2008 年 11 月 5 日國務院第 34 回常務委員會會議にて改正採択され、ここに改正後の『中華人民共和國消費稅暫定條例』を公布し、2009 年 1 月 1 日より施行する。

總理 温家宝
2008 年 11 月 10 日

中華人民共和國消費稅暫定施行條例

(1993 年 12 月 13 日中華人民共和國國務院令第 135 号で公布、
2008 年 11 月 5 日國務院第 34 回常務委員會會議にて改正採択)

第1条 中華人民共和國国内において本條例に定める消費物品を生産・委託加工及び輸入する事業者及び個人、並びに國務院が確定する本條例に規定する消費物品を販売するその他事業者及び個人は、消費稅の納稅義務者とし、本條例に従い消費稅を納付しなければならない。

第2条 消費稅にかかる稅目及び稅率は、本條例に添付されている「消費稅稅目稅率表」により執行する。
消費稅にかかる稅目及び稅率の調整は、國務院により定める。

第3条 納稅者は、稅率が異なる消費稅課稅の消費物品（以下「課稅消費物品」という）を兼營する場合、それぞれ異なる稅率にかかる課稅消費物品の販売額、販売數量を計算しなければならない。販売額、販売數量をそれぞれ計算していない場合、又は異なる稅率の課稅消費物品を組み合わせて消費物品セットとして販売している場合、高い方の稅率を適用する。

第4条 納稅者が生産する課稅消費物品は、納稅者がこれを販売するときに課稅される。納稅者が自ら生産し自ら消費する課稅消費物品について、課稅消費物品の連続生産に使用する場合、課稅されない。その他の用途に使用する場合、移送するときに課稅される。

委託加工される課稅消費物品は、受託者が個人である場合を除き、受託者が委託者に納品するときに、稅額を代理徴収して代理納付する。委託加工にかかる課稅消費物品を、委託者が課稅消費物品の連続生産に使用する場合、規定により課稅額を控除される。

輸入の課稅消費物品は、通関のときに課稅される。

第5条 消費稅は、從價定率法、從量定額法又は從價定率法と從量定額法の複合課稅法（以下「複合課稅法」という）により納稅すべき額を計算する。納稅額の計算公式は、以下のとおりである。

從價定率法により計算する納稅すべき額＝販売金額×稅率

從量定額法により計算する納稅すべき額＝販売數量×定額稅率

複合課稅法により計算する納稅すべき額＝販売金額×稅率＋販売數量×定額稅率

納税者が販売する課税消費物品は、人民幣により販売金額を計算する。納税者が外貨で販売金額にかかる決算をする場合、人民元に換算して計算しなければならない。

第6条 販売金額は、納税者が課税消費物品を販売し、購入者から受取るすべての代金及び価格以外の費用とする。

第7条 納税者が自ら生産し自ら消費する課税消費物品について、納税者が生産する同種類の消費物品の販売価格に従い計算して納税する。同種類の消費物品の販売価格がない場合、構成課税価格に従い計算して納税する。

従価定率法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{原価} + \text{利益}) \div (1 - \text{比例税率})$$

複合課税法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{原価} + \text{利益} + \text{自ら生産し自ら消費する数量} \times \text{定額税率}) \div (1 - \text{比例税率})$$

第8条 委託加工する課税消費物品は、受託者の同種類の消費物品の販売価格に従い計算して納税する。同種類の消費物品の販売価格がない場合、構成課税価格に従い計算して納税する。

従価定率法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{材料原価} + \text{加工費}) \div (1 - \text{比例税率})$$

複合課税法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{材料原価} + \text{加工費} + \text{委託加工数量} \times \text{定額税率}) \div (1 - \text{比例税率})$$

第9条 輸入の課税消費物品は、構成課税価格に従い計算して納税する。

従価定率法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{関税完納価格} + \text{関税}) \div (1 - \text{消費税比例税率})$$

複合課税法により納税を計算する構成課税価格の計算公式は、以下のとおりである。

$$\text{構成課税価格} = (\text{関税完納価格} + \text{関税} + \text{輸入数量} \times \text{消費税定額税率}) \div (1 - \text{消費税比例税率})$$

第10条 納税者の課税消費物品の課税価格が著しく低く、かつ正当な理由がない場合、主管税務機関がその課税価格を確定する。

第11条 納税者が課税消費物品を輸出する場合、消費税の徴収を免除する。但し、国務院が別段定める場合を除く。輸出課税消費物品の免税の方法は、国務院財政、税務主管部門がこれを定める。

- 第12条 消費税は税務機関が徴収する。輸入にかかる課税消費物品の消費税は税関が代理徴収する。
個人の携帯又は郵送により入国する課税消費物品の消費税は、関税と併せて計算して徴収する。具体的な方法は、国务院関税税則委員会が関係部門と共同して制定する。
- 第13条 納税者が販売する課税消費物品及び自ら生産し自ら消費する課税消費物品は、国务院財政、税務主管部門が別段定める場合を除き、納税者の機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。
委託加工にかかる課税消費物品は、受託者が個人である場合を除き、受託者より機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し消費税税額を納付する。
輸入にかかる課税消費物品は、通関地の税関に納税を申告しなければならない。
- 第14条 消費税の課税期間は、1日間、3日間、5日間、10日間、15日間、1ヶ月又は1四半期とする。納税者の具体的な課税期間は、主管税務機関が納税者の納税金額に基づきそれぞれ定める。固定の期間に従い納税できない場合、回数に応じ納税することができる。
納税者は、1ヶ月又は1四半期を1つの課税期間とする場合、期間が満了する日より15日以内に納税を申告する。1日間、3日間、5日間、10日間又は15日間は1つの課税期間とする場合、期間が満了する日より5日以内に予納し、翌月の1日から15日以内に納税を申告し、かつ前月の納税すべき額を精算する。
- 第15条 納税者は、課税消費物品を輸入する場合、税関が税関輸入消費税専用納付証書を発行した日より15日以内に税額を納付しなければならない。
- 第16条 消費税の徴収管理は、『中華人民共和国税收徴収管理法』及び本条例の関連規定により執行する。
- 第17条 本条例は、2009年1月1日より施行する。

付属文書：

消費税税目税率表

税 目	税 率
一、タバコ	
1. 巻きタバコ	
(1) 甲類巻きタバコ	45%+0.003 元/本
(2) 乙類巻きタバコ	30%+0.003 元/本
2. 葉巻タバコ	25%
3. 葉タバコ	30%
二、酒及びアルコール	
1. 白酒	20%+0.5 元/500 グラム (又は 500 ミリリットル)
2. 黄酒	240 元/トン
3. ビール	
(1) 甲類ビール	250 元/トン
(2) 乙類ビール	220 元/トン
4. その他の酒	10%
5. アルコール	5%
三、化粧品	30%
四、高級アクセサリ及び宝石類	
1. 金銀アクセサリ、プラチナアクセサリ、ダイヤ モンド及びダイヤモンド装飾品	5%
2. その他高級アクセサリ及び宝石類	10%
五、爆竹、花火	15%
六、精製石油	
1. ガソリン	
(1) 有鉛ガソリン	0.28 元/リットル

(2) 無鉛ガソリン	0.20 元/リットル
2. ディーゼル	0.10 元/リットル
3. 航空ガソリン	0.10 元/リットル
4. ナフサ	0.20 元/リットル
5. 溶剤油	0.20 元/リットル
6. 潤滑油	0.20 元/リットル
7. 燃料油	0.10 元/リットル
七、自動車タイヤ	3%
八、オートバイ	
1. シリンダー容量（排気量、以下同じ）が 250 ミリリットル（250 ミリリットルを含む）以下のもの	3%
2. シリンダー容量が 250 ミリリットル以上のもの	10%
九、小型自動車	
1. 乗用車	
(1) シリンダー容量（排気量、以下同じ）が 1.0 リットル（1.0 リットルを含む）以下のもの	1%
(2) シリンダー容量が 1.0 リットル以上 1.5 リットル（1.5 リットルを含む）までのもの	3%
(3) シリンダー容量が 1.5 リットル以上 2.0 リットル（2.0 リットルを含む）までのもの	5%
(4) シリンダー容量が 2.0 リットル以上 2.5 リットル（2.5 リットルを含む）までのもの	9%
(5) シリンダー容量が 2.5 リットル以上 3.0 リットル（3.0 リットルを含む）までのもの	12%
(6) シリンダー容量が 3.0 リットル以上 4.0 リットル（4.0 リットルを含む）までのもの	25%
(7) シリンダー容量が 4.0 リットル以上のもの	40%
2. 中軽量型商用乗用車両	5%

十、ゴルフ及び用具	10%
十一、高級腕時計	20%
十二、遊覧船	10%
十三、木製使い捨て箸	5%
十四、フローリング	5%

中華人民共和国国務院令
第 540 号

『中華人民共和国營業税暫定施行条例』は、既に 2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択され、ここにて改正後の『中華人民共和国營業税暫定施行条例』を公布し、2009 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝
2008 年 11 月 10 日

中華人民共和国營業税暫定施行条例

(1993 年 12 月 13 日中華人民共和国国務院令第 136 号で公布、
2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択)

第1条 中華人民共和国国内において本条例に定める役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する事業者及び個人は、營業税の納税義務者とし、本条例に従い、營業税を納付しなければならない。

第2条 營業税にかかる税目及び税率は、本条例に添付している「營業税税目税率表」により執行する。

税目及び税率にかかる調整については、国務院により定める。

納税者が娯楽事業を経営する場合、その具体的に適用される税率については、省、自治区、直轄市の人民政府により本条例に定める範囲内で決める。

第3条 納税者は、異なる税目にかかる營業税の課税役務（以下「課税役務」という）を兼営し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する場合、それぞれ異なる税目にかかる營業額、譲渡額、売上額（以下併せて「營業額」と総称する）を計算しなければならない。營業額をそれぞれ計算していない場合、高い方の税率を適用する。

第4条 納税者は、課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する場合、營業額及び所定の税率により納税すべき額を計算する。納税すべき額の計算公式は、以下のとおりとする。

納税すべき額＝營業額×税率

營業額は人民幣により計算する。納税者が外貨で營業額を決済する場合、人民幣に換算して計算しなければならない。

第5条 納税者にかかる營業額は、納税者が課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売することにより取得する全ての代金及び価格以外の費用とする。但し、次の各号に掲げる状況を除く。

(1) 納税者が請負う運輸業務を他の運送事業者又は個人に下請させ、その

取得する全ての代金及び価格以外の費用から、他の運送事業者又は個人に支払う運輸費用を控除した後の残額を営業額とする。

- (2) 納税者が観光業務に従事する場合、その取得する全ての代金及び価格以外の費用から、観光者のため他の事業者又は個人に対し支払う宿泊費、食事費、交通費、観光先入場券、並びにその他の観光団受入企業に支払う観光費を控除した後の残額を営業額とする。
- (3) 納税者が建築工事をその他の事業者の下請させる場合、その取得する全ての代金及び価格以外の費用から、その他の事業者に対し支払う下請代金を控除した後の残額を営業額とする。
- (4) 外貨、有価証券、先物などの金融商品取引業務である場合、売値から買値を控除した後の残額を営業額とする。
- (5) 国務院財政、税務主管部門が定めるその他の状況。

第6条 納税者が本条例第5条の規定により、関連項目を控除することにより、取得する証憑が法律、行政法規又は国務院税務主管部門の関連規定に合致していない場合、当該項目の金額を控除してはならない。

第7条 納税者が課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する価格が著しく低く、かつ正当な理由もない場合、主管税務機関がその営業額を審査確定する。

第8条 下記の項目については、営業税の徴収を免除する。

- (1) 託児所、幼稚園、養老院、障害者福祉機構が提供する養育サービス、結婚紹介、葬儀サービス。
- (2) 障害者個人が提供する役務。
- (3) 病院、診療所その他の医療機構が提供する医療サービス。
- (4) 学校、その他教育機構が提供する教育活動、学生アルバイトにより提供する役務。
- (5) 農業機械耕作、排水灌漑、病虫害駆除、植物保護、農業牧畜保険並びに関連技術の研修業務、家禽・牧畜・水生動物の育種及び疾病防除。
- (6) 記念館、博物館、文化館、文化財保護団体、美術館、展覧館、書道絵画院、図書館が実施する文化活動の入場券収入、宗教団体が実施する文化、宗教活動の入場券収入。
- (7) 国内保険機構が貨物輸出のため提供する保険製品。

前項に規定する以外に、営業税にかかる免税、減税項目については、国務院がこれを定める。いかなる地区、部門も免税、減税項目を定めてはならない。

第9条 納税者は、免税、減税項目を兼営する場合、それぞれ免税、減税項目にかかる営業額を計算しなければならない。営業額をそれぞれ計算していない場合、免税、減税を実施してはならない。

第10条 納税者の営業額が国務院財政、税務主管部門が定める営業税の徴収にかか

る起点に達していない場合、営業税の徴収を免除する。起点に達している場合、本条例の規定により営業税全額を計算して納付する。

第11条 営業税にかかる源泉徴収義務者は、以下のとおりである。

- (1) 中華人民共和国国外における事業者又は個人が国内で課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する時、国内において経営機構を設立していない場合、その国内代理人は源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合、譲受側又は買取側は源泉徴収義務者とする。
- (2) 国务院財政、税務主管部門が定めるその他の源泉徴収義務者。

第12条 営業税にかかる納税義務の発生時点は、納税者が課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売し、かつ営業収入代金を收受済み、又は営業収入代金請求書の証憑を取得した当日とする。国务院財政、税務主管部門が別途定めのある場合、その規定による。

営業税にかかる源泉徴収義務の発生時点は、納税者の営業税にかかる納税義務発生の日である。

第13条 営業税は、税務機関がこれを徴収する。

第14条 営業税にかかる納税場所は、以下のとおりである。

- (1) 納税者は、課税役務を提供する場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。但し、納税者が提供する建築業務並びに国务院財政、税務主管部門が定めるその他の課税役務については、課税役務発生地主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。
- (2) 納税者は、無形資産を譲渡する場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。但し、納税者は、土地使用権を譲渡及びリースする場合、土地所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。
- (3) 納税者は、不動産を販売及びリースする場合、不動産所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。

源泉徴収義務者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対しその源泉徴収にかかる税額を申告して納付しなければならない。

第15条 営業税にかかる課税期間は、それぞれ5日間、10日間、15日間、1ヶ月又は1四半期とする。納税者にかかる具体的な課税期間は、主管税務機関が納税者の納税金額によりそれぞれ審査決定する。固定の期間に応じ納税することができない場合、回数に応じ納税することができる。

納税者は、1ヶ月又は1四半期を一つの課税期間とする場合、期間が満了する日より15日以内に納税を申告する。5日間、10日間又は15日間を一つの課税期間とする場合、期間が満了する日より5日以内に税額を予納し、翌月の1日より15日以内に納税を申告し、且つ前月の納税すべき額を決算する。

源泉徴収義務者にかかる税額の納付期間は、前二項の規定により執行する。

第16条 営業税の徴収管理については、『中華人民共和国税収徴収管理法』及び本条例の関連規定により執行する。

第17条 本条例は、2009年1月1日より施行する。

附属文書：

営業税税目税率表

税 目	税 率
一、交通運輸業	3%
二、建築業	3%
三、金融保険業	5%
四、郵政通信業	3%
五、文化体育業	3%
六、娯楽業	5%～20%
七、サービス業	5%
八、無形資産譲渡	5%
九、不動産販売	5%

中華人民共和国国務院令
第 538 号

『中華人民共和国増値税暫定施行条例』は、既に 2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択され、ここにて改正後の『中華人民共和国増値税暫定施行条例』を公布し、2009 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝
2008 年 11 月 10 日

中華人民共和国増値税暫定施行条例

(1993 年 12 月 13 日中華人民共和国国務院令第 134 号で公布、
2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択)

第1条 中華人民共和国国内において財貨を販売し、又は加工・修理補修役務を提供し、並びに財貨を輸入する事業者又は個人は、増値税の納税義務者とし、本条例に従い増値税を納付しなければならない。

第2条 増値税の税率は、下記のとおりである。

- (1) 納税者が財貨を販売又は輸入する場合、本条第 (2) 項、第 (3) 項の規定を除き、税率は 17% とする。
- (2) 納税者が下記の各号に掲げる財貨を販売又は輸入する場合、税率は 13% とする。
 - 1 食糧、食用植物油
 - 2 水道水、暖房、冷房、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、メタンガス、住民用石炭製品
 - 3 図書、新聞、雑誌
 - 4 飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用合成樹脂フィルム
 - 5 国務院が定めるその他の財貨
- (3) 納税者が財貨を輸出する場合、税率は零とする。但し、国務院による別途に定める場合を除く。
- (4) 納税者が加工・修理補修役務（以下「課税役務」という）を提供する場合、税率は 17% とする。

税率の調整については、国務院がこれを定める。

第3条 納税者は、異なる税率にかかる財貨又は課税役務を兼営している場合、税率が異なる財貨又は課税役務の売上額をそれぞれ計算しなければならない。それぞれ売上額を計算していない場合、高い方の税率を適用する。

第4条 本条例第 11 条の規定を除き、納税者は、財貨を販売し、又は課税役務を提供する（以下「財貨又は課税役務の販売」という）場合、要納税額は、当期の売上税額から当期の仕入税額を控除した後の残額とする。要納税額の

計算公式は、以下のとおりとする。

要納税額＝当期売上税額－当期仕入税額

当期の売上額が当期の購入額を下回り、控除するのに不足している場合、その不足部分については、次期に繰越して引続き控除することができる。

第5条 納税者による財貨又は課税役務の販売については、売上額及び本条例第2条に定める税率に従い計算し、かつ買付側から受取る増値税額は売上税額とする。売上税額の計算公式は、以下のとおりとする。

売上税額＝売上額×税率

第6条 売上額は、納税者が財貨を販売し、又は課税役務を提供する場合、買付側から受取る全ての代金及び価格以外の費用とする。但し、受取る売上税額を含まない。

売上額は、人民元により計算する。納税者は人民元以外の貨幣で売上額を決算する場合、人民元に換算して計算しなければならない。

第7条 納税者が財貨を販売し、又は課税役務を提供する価格は、著しく低く、かつ正当な理由もない場合、主管税務機関がその売上額を査定する。

第8条 納税者が財貨を購入し、又は課税役務を引受ける（以下「財貨又は課税役務の購入」という）場合、支払い、又は負担する増値税額は仕入税額とする。

次の各号に掲げる仕入税額を売上税額から控除することができる。

- (1) 販売先より取得する増値税専用領収書に明記される増値税額。
- (2) 税関より取得する税関輸入増値税専用支払証書に明記される増値税額。
- (3) 農産物を購入する場合、増値税専用領収書又は税関輸入増値税専用支払証書を取得する他、農産物購入領収書又は販売領収書に明記される農産物購入価格及び13%の控除税率に従い計算する仕入税額である。仕入税額の計算公式は、以下のとおりとする。

仕入税額＝購入価格×控除率

- (4) 財貨の購入又は販売並びに生産経営において運輸費用を支払う場合、運輸費用決算書に明記される運輸費用及び7%の控除率に従い計算する仕入税額である。仕入税額の計算公式は、以下のとおりとする。

仕入税額＝運輸費用×控除率

相殺控除が許可される項目及び控除率の調整については、国务院がこれを定める。

第9条 納税者による財貨又は課税役務の購入については、取得する増値税税額控除証憑が法律、行政法規又は国务院税務主管部門の関連規定に合致しない場合、その仕入税額を売上税額から控除してはならない。

第10条 次の各号に掲げる仕入税額を売上税額から控除してはならない。

- (1) 増値税以外の課税項目、増値税徴収免除項目、集団福利又は個人消費に使用される財貨又は課税役務の購入。
- (2) 非正常損失にかかる財貨又は課税役務の購入。
- (3) 非正常損失にかかる仕掛品、完成品に消耗する財貨又は課税役務の購入。
- (4) 国務院財政、税務主管部門が定める納税者が自ら使用する消費品。
- (5) 本条第(1)ないし(4)項に定める財貨の運輸費用、及び免税財貨の販売による運輸費用。

第11条 小規模納税者による財貨又は課税役務の購入については、売上額及び徴収率に従い要納税額を計算する簡易方法を実行し、かつ仕入税額を相殺して控除してはならない。課税金額の計算公式は、以下のとおりとする。
課税金額＝売上額×徴収率。
小規模納税者にかかる基準については、国務院財政、税務主管部門がこれを定める。

第12条 小規模納税者にかかる増値税の徴収率は3%とする。
徴収率の調整については、国務院がこれを定める。

第13条 小規模納税者以外の納税者は、主管税務機関に対し資格の認定を申請しなければならない。具体的な認定方法については、国務院税務主管部門がこれを制定する。
小規模納税者の会計計算システムが健全で、正確な税務資料を提供できる場合、主管税務機関に対し資格の認定を申請でき、小規模納税者として取扱われずに、本条例の関連規定により課税金額を計算する。

第14条 納税者が財貨を輸入する場合、課税構成の価格及び本条例第2条に定める税率に従い、課税金額を計算する。課税構成の価格及び課税金額の計算公式は、以下のとおりとする。
課税構成価格＝関税完納価格＋関税＋消費税。
課税金額＝課税構成価格×税率。

第15条 次の各号に掲げる項目については、増値税の徴収を免除する。

- (1) 農業生産者が販売する自社産農産物。
- (2) 避妊薬品及び器具。
- (3) 古本。
- (4) 科学研究、科学試験及び教学に直接使用する輸入機器、設備。
- (5) 外国政府、国際組織が無償にて援助する輸入物資、設備。
- (6) 身体障害者組織が直接輸入して提供する身体障害者専用の物品。
- (7) 販売している自己使用済みの物品。

前項に定める外、増値税にかかる免税、減税項目については、国務院がこれを定める。いかなる地区、部門も免税、減税項目を定めてはならない。

- 第16条 納税者が免税、減税項目を兼営する場合、免税、減税項目にかかる売上額をそれぞれ計算しなければならない。それぞれ売上額を計算していない場合、免税、減税をしてはならない。
- 第17条 納税者の売上額が国務院財政、税務主管部門の定める増値税にかかる起点に到達していない場合、増値税の徴収を免除する。起点に達している場合、本条例の規定により全額にて増値税を計算して納付する。
- 第18条 中華人民共和国国外における事業者又は個人が国内で課税役務を提供することにあたり、国内に経営機構を設けていない場合、その国内代理人は源泉徴収義務者とする。国内において代理人がない場合、購入先は源泉徴収義務者とする。
- 第19条 増値税納税義務の発生時点は、以下のとおりとする。
- (1) 財貨又は課税役務の販売については、販売代金の収受済み又は販売代金支払証書を取得する当日とする。
 - (2) 輸入財貨については、通関輸入の当日とする。
- 増値税源泉徴収義務の発生時点は、納税者増値税納税義務の発生当日とする。
- 第20条 増値税は、税務機関がこれを徴収し、輸入財貨にかかる増値税は税関が代理徴収する。
- 個人が携帯するか、又は郵送にて国内に持込む自己使用物品にかかる増値税は、関税とともに計算して徴収する。具体的な方法は、国務院関税規則委員会が関連部門とともにこれを制定する。
- 第21条 納税者による財貨又は課税役務の販売については、増値税専用領収書の発行を請求する購入先に対し増値税専用領収書を発行し、かつ増値税専用領収書に売上額及び売上税額をそれぞれ明記しなければならない。
- 次の各号に掲げる状況一つに該当する場合、領収書を発行してはならない。
- (1) 消費者個人に対し財貨又は課税役務を販売するとき。
 - (2) 財貨又は課税役務の販売について、免税規定を適用するとき。
 - (3) 小規模納税者が財貨又は課税役務を販売するとき。
- 第22条 増値税の納税地は、下記のとおりである。
- (1) 固定事業者は、その機構所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。本部機構及び分支機構が同一の県（市）にない場合、それぞれ各自所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。国務院財政、税務主管部門又はその授権する財政、税務機関が許可する場合、機構本部よりまとめて本部所在地の主管税務機関に対し納税を申告することができる。
 - (2) 固定事業者は、所在地以外の県（市）において財貨又は課税役務を販売する場合、その機構所在地の主管税務機関に対し外地における経営活動税収管理証明の発行を申請し、かつその機構所在地

の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。証明を発行していない場合、販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し納税を申告していない場合、その機構所在地の主管税務機関が税額の徴収を補足して追徴する。

(3) 非固定事業者は、財貨又は役務を販売する場合、販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。販売地又は役務発生地の主管税務機関に納税を申告していない場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税額の徴収を補足して追徴する。

(4) 輸入財貨については、通関地の税関に対し納税を申告しなければならない。

源泉徴収義務者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対しその減収徴収にかかる税額の納付を申告しなければならない。

第23条 増値税の課税期間は、それぞれ1日間、3日間、5日間、10日間、15日間、1ヶ月又は1四半期とする。納税者にかかる具体的な納付期間については、主管税務機関が納税者の課税額に応じ、それぞれこれを審査決定する。固定期間に応じ納税することができない場合、回数に従い納税することができる。

納税者が1ヶ月又は1四半期を1つの納税期間とする場合、期間が満了する日より15日以内に納税を申告する。1日間、3日間、5日間、10日間又は15日間を1つの納税期間とする場合、期間が満了する日より5日以内に税額を予納し、翌月の1日から15日以内に納税を申告し、かつ前月の要納税額を精算する。

源泉徴収義務者による税額納付の期間については、前二項の規定により執行する。

第24条 納税者が財貨を輸入する場合、税関が税関輸入増値税専用支払証書を記入発行する日より15日以内に税額を納付しなければならない

第25条 納税者が財貨の輸出にあたり、税額還付（免除）規定の適用を受ける場合、税関に対し輸出手続きを行い、輸出通関書類等の関連証憑に基づき、所定の輸出税額還付（免除）申告期間内に月ごとに主管税務機関に対し当該輸出財貨にかかる税額還付（免除）の手続きを申請することができる。具体的な方法は、国务院財政、税務主管部門がこれを制定する。

輸出財貨につき税額還付手続きを行った後、返品又は通関キャンセルとなる場合、納税者は、法により還付を受けた税額を追加納付しなければならない。

第26条 増値税の徴収管理については、『中華人民共和国税収徴収管理法』及び本条例の関連規定により執行する。

第27条 本条例は、2009年1月1日より施行する。

消費税暫定施行条例実施細則

- 第1条 『中華人民共和国消費税暫定施行条例』（以下条例という）に基づき、本細則を制定する。
- 第2条 条例第1条にいう「事業者」とは、企業、行政機関、事業機関、軍事機関、社会団体及びその他の事業者を指す。
条例第1条にいう「個人」とは、個人事業経営者及びその他の個人を指す。
条例第1条にいう「中華人民共和国国内」とは課税消費物品の生産、委託加工及び輸入の発送起点または所在地が国内である場合をいう。
- 第3条 条例に付されている「消費税税目税率表」中の課税消費物品にかかる具体的な課税範囲は、財政部及び国家税務総局が確定する。
- 第4条 条例第3条にいう「税率の異なる課税消費物品を兼営する納税者」とは納税者が複数の税率の課税消費物品を生産販売している場合をいう。
- 第5条 条例第4条第1項にいう「販売」とは、課税消費物品の所有権を有償で譲渡することを指す。
前項にいう有償とは、購入者から貨幣、現物又はその他の経済利益を取得することを指す。
- 第6条 条例第4条第1項にいう「課税消費物品の連続生産に使用する場合」とは、納税者が自ら生産し自ら消費する課税消費物品を最終的な課税消費物品の生産のための直接材料とされかつ最終製品の実体を構成する課税消費物品を指す。
条例第4条第1項にいう「その他の用途に使用する場合」とは、納税者が自ら生産し自ら消費する課税消費物品を非課税消費物品の生産、建設仮勘定、管理部門、非生産部門、役務の提供、贈答、賛助、資金調達、広告、サンプル、従業員福利、奨励等に使用する場合を指す。
- 第7条 条例第4条第2項にいう「委託加工される課税消費物品」とは、委託者側が原料及び主要材料を提供し、受託者側は加工費と一部の補助材料の立替を受け取って加工される課税消費物品である。受託者が原材料を購入して生産される課税消費物品、または受託者側が原材料を委託者側に販売し、さらに加工される課税消費物品、ならびに受託者が委託者の名義で原材料を購入し生産される課税消費物品は、会計上販売の処理を行うか否かにかかわらず、課税消費物品の委託加工として扱ってはならず、自ら製造した課税消費物品を販売するものとして消費税を納付しなければならない。
委託加工した課税消費物品を直接販売する場合、消費税は徴収しない。
個人に委託して加工した課税消費物品は、委託側が受領した後に委託側が消費税を納付する。
- 第8条 消費税納税義務発生時点については、条例第4条の規定に基いて以下のよう
- に区分する。
- (一) 納税者が販売した課税消費物品の、その納税義務の発生時点は以下のとおりとする。
1. 掛け売りおよび分割払いで決済する方式を採用している場合は、書面による契約に規定する代金を受領すべき日とする。書面による契約において代金受取日を約定していないか又は書面による契約がない場合、課税消

費物品を出荷する当日である。

2. 代金前払い方式を採用している場合は、納税義務の発生時点は課税消費物品を出荷する当日である。

3. 代金取立依頼又は銀行委託回収を採用している場合は、課税消費物品を出荷しその代金取立手続きを行う当日である。

4. その他の決済方式を選択している場合、納税義務の発生時点は、販売代金を受領する日か、または販売代金取立の証憑を取得する日である。

(二) 納税者が課税消費物品を自ら生産し自ら消費する場合、移送使用するその日である。

(三) 納税者が課税消費物品を委託加工する場合、納税者がその貨物を受領する当日である。

(四) 納税者が課税消費物品を輸入する場合、税関に輸入を申告するその日である。

第9条 条例第5条第1項にいう「販売数量」とは、課税消費物品の数量を指し、具体的には以下のとおりとする。

(一) 課税消費物品を販売するときは、課税消費物品の販売数量とする。

(二) 課税消費物品を自ら生産し自ら消費するときは、課税消費物品の移送使用数量とする。

(三) 課税消費物品を委託加工するときは、納税者が受取った課税消費物品の数量とする。

(四) 課税消費物品を輸入するときは、税関が査定した課税消費物品の輸入課税数量とする。

第10条 従量定額方式により要納税額を計算する課税消費物品の計量単位の換算標準は以下のとおりとする。

(一) 黄酒 1トン=962リットル

(二) ビール 1トン=988リットル

(三) ガソリン 1トン=1,388リットル

(四) ディーゼル油 1トン=1,176リットル

(五) 航空機燃料 1トン=1,246リットル

(六) ナフサ 1トン=1,385リットル

(七) 溶剤油 1トン=1,282リットル

(八) 潤滑油 1トン=1,126リットル

(九) 燃料油 1トン=1,015リットル

第11条 納税者の販売する課税消費物品が、人民幣以外の貨幣による決済で販売されるときは、その販売額の人民元への換算は、当日または当月1日の人民幣為替レート of 仲値を選択することができる。納税者はいかなる換算率を採用するか事前に決定し、決定後1年間変更してはならない。

第12条 条例第6条にいう「売上額」には、売上先から受領した付加価値税額を含まない。もし納税者の課税消費物品の売上額から付加価値税額が控除されていない場合、または付加価値税専用インボイスを発行できないことにより代金と付加価値税額を合わせて受領する場合は、消費税を計算するときには付加価値税額を除いた売上額に換算する。

その換算公式は下記のとおりとする。

課税消費物品売上額=付加価値税を含む売上額÷(1+付加価値税率また

は徴収率)

第13条 課税消費物品を容器・通い箱とともに販売する場合は、容器・通い箱が単独で値段を付けられているか否かにかかわらず、また会計上どのように計算されているかにかかわらず、課税消費税品の売上額に含めて消費税を徴収する。もし容器・通い箱部分を製品の売上額とせず、保証金として受領した場合、この保証金は課税消費物品の売上額として課税徴収してはならない。ただし期間を過ぎても容器・通い箱が返却されず返金しない部分と、受領して12か月以上の保証金については、課税消費物品の売上額に含め、課税消費物品に適用する税率で消費税を課税徴収する。

課税消費物品に含めて価格をつけ販売し、それ以外に保証金を受領した容器・通い箱の保証金で、納税者が規定された期限内に返金していない場合には、課税消費物品の売上額に含め、課税消費物品に適用する税率で消費税を課税徴収する。

第14条 条例第6条にいう「価格外費用」とは、購入側から受取った価格外の手数料、手当、基金、資金調達費用、返還された利潤、奨励金、違約金、滞納金、延べ払い利息、賠償金、代理取立金、立替金、包装費、容器・通い箱リース料金、貯蔵費用、優良品質費、運送荷役費、およびその他各種性質の価格外費用である。ただし、下記項目はその中に含まれない。

(一) 同時に以下の条件に合致する立替運送費用

1. 購入者宛に運送会社の運送費のインボイスを発行したもの。
2. 納税者が当該インボイスを購入側に渡したもの。

(二) 同時に以下の条件に合致する代理徴収する政府性基金又は行政事業性徴収費用

1. 国務院又は財政部により設立を認可された政府性基金、国務院又は省級人民政府ならびにその財政及び価格主管部門により設立を認可された行政事業性徴収費用。
2. 徴収時に省級以上の財政部門が財政証憑を発行したもの。
3. 徴収した代金の全部につき財政に上納すること。

第15条 条例第7条第1項にいう「納税者が自ら生産し自ら消費する課税消費物品」とは、条例第4条第1項に基づいて定められる移送使用時に納税する課税消費物品を指す。

条例第7条第1項、第8条第1項にいう「同種類の消費物品の販売価格」とは、納税者または源泉徴収義務者が当月に販売した同種類消費物品の販売価格を指す。もし当月における同種類の消費物品の各時点における販売価格が同一でない場合は、販売数量に応じて加重平均により計算する。ただし、販売課税消費物品が以下のいずれかに該当する場合は、加重平均計算の数量に入れてはならない。

(一) 販売価格が明らかに著しく低額でかつ正当な理由がないもの。

(二) 販売価格がないもの。

もし当月に売上げがないか、または売上げが当月に完結していない場合、同類消費物品の前月または最近月の販売価格に照らして計算し納税する。

第16条 条例第7条にいう「原価」とは、課税消費物品の製品製造原価を指す。

第17条 条例第7条にいう「利益」とは、課税消費物品の全国平均の原価利益率に基いて計算する利益である。課税消費物品の原価利益率は国家税務総局が

これを定める。

第18条 条例第8条にいう「材料原価」とは、委託者が提供する加工材料の実際
の原価を指す。

委託加工する課税消費物品の納税者は、委託加工の契約において材料原
価の事実とおりに明記（または他の方法で提供）しなければならない。材
料原価を提供していないときは、受託者の主所在地の所轄税務機関がその
材料原価を査定する権限を有する。

第19条 条例第8条にいう「加工費」とは、受託者が課税消費物品を加工すること
により委託者から受領する全ての費用（立替払いする補助材料の実際
の原価を含む）を指す。

第20条 条例第9条にいう「関税完納価格」とは、税関の査定した関税課税価格を
いう。

第21条 条例第10条の規定に基づき、課税消費物品の課税価格の査定
の権限に関する規定は以下のとおりとする。

（一）巻きタバコ、白酒及び小型乗用車の課税価格は、国家税務総局が査
定し、財政部に送付して記録に留める。

（二）その他の課税消費物品の課税価格は、省、自治区及び直轄市の国家
税務局に属する税務分局が査定する。

（三）輸入課税消費物品の課税価格は、税関が査定する。

第22条 輸出する課税消費物品について税額還付が行われた後、通関戻しとなり、
または国外からの返品輸入時に免税とされるものにつき、輸出申告者は、
ただちに所在地又は居住地の所轄税務機関に、すでに還付を受けた消費税
税額の申告返納をしなければならない。

納税者が直接輸出する課税消費物品について免税措置を受けた後に、通
関戻しとなり、または国外からの返品輸入時に免税とされるものにつき、
所在地又は居住地の所轄税務機関の承認を経ることにより、暫時返納処理
を行わないことができ、その後国内で転売する時に消費税の申告返納を行
うことができる。

第23条 納税者が販売した課税消費物品が、品質などの原因によって購入者から返
品される場合、所在地又は居住地の所轄税務機関の審査承認を経て、す
でに徴収された消費税額の還付を受けることができる。

第24条 納税者が県（市）外で販売しまたは県（市）外で自ら生産した課税消費物
品を販売し又は県（市）外での代理販売を委託するときは、課税消費物
品の販売後、所在地又は居住地の所轄税務機関に対し納税申告する。

納税者の本店と出先機関が同一の県（市）内にない場合、それぞれの所
在地の所轄税務機関に対し納税申告する。財政部、国家税務総局又はこれ
が授権する税政、税務機関の認可を受け、本店所在地の所轄税務機関に納
付することができる。

第25条 本細則は、2009年1月1日より施行する。

営業税暫定施行条例実施細則

- 第1条 『中華人民共和国営業税暫定施行条例』（以下「条例」という）に基づき、本細則を制定する。
- 第2条 条例第1条にいう役務とは、交通運輸業、建築業、金融保険業、郵便通信業、文化スポーツ業、娯楽業、サービス業の税目の徴収範囲に属する役務（以下「課税役務」という）を指す。
加工と修理補修は条例にいう役務に属さない（以下「非課税役務」という）
- 第3条 条例第1条にいう「条例に定める役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する」とは、有償で条例に定める役務の提供を行い、有償で無形資産の譲渡を行い、又は有償で不動産の所有権の譲渡を行う行為（以下「課税行為」という）を指す。ただし、事業者または個人経営者が招聘・採用する人員が、その事業者または雇用主に対し条例に定める役務を提供する場合は、この中に含まれない。
前項にいう「有償」とは、通過、財貨又はその他の経済的利益の取得をいう。
- 第4条 条例第1条にいう「中華人民共和国国内（以下「国内」という）において条例に定める役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する」とは、以下の場合を指す。
(1) 条例に定める役務を提供又は接受する事業者または個人が国内にいる。
(2) 譲渡する無形資産（土地使用权を含まない）を接受する事業者又は個人が国内にいる。
(3) 譲渡するか又は土地使用权を賃貸する土地が国内にある。
(4) 販売又は賃貸する不動産が国内にある。
- 第5条 納税者に次に掲げる状況の一つに該当する場合、課税行為が発生すると見なす。
(1) 事業者又は個人が不動産又は土地使用权を無償でその他事業者又は個人に贈与する。
(2) 事業者又は個人が建物を自ら新たに建設（以下「自家建設」という）した後に販売する場合の自家建設行為。
(3) 財政部及び国家税務総局が規定するその他の状況。
- 第6条 1つの販売行為が、課税役務と財貨に及ぶ場合は、混合販売行為とする。本細則第7条の規定を除き、財貨の生産、卸売または小売に従事する企業、企業性事業者及び個人経営者の混合販売行為は、財貨の販売と見なして営業税を課税しない。その他の事業者や個人の混合販売行為は課税役務の提供と見なされ、営業税を納付する。
第1項にいう財貨とは、有形動産を指し、電力、熱エネルギー、気体を含む。
第1項にいう財貨の生産、卸売または小売に従事する企業、企業性事業者及び個人経営者とは、財貨の生産、卸売または小売に従事することを主とし、かつ課税役務の提供を兼営している企業、企業性事業者及び個人経営者を含む。
- 第7条 次に掲げる納税者の混合販売行為は、課税役務の売上額と財貨の販売額を

それぞれ計算しなければならず、その課税役務の売上額について営業税を納付し、財貨の販売額については営業額を納付しない。それぞれ計算していない場合、主管税務機関が、その課税役務の売上額を査定する。

(1) 建築業にかかる役務を提供するとともに、自家生産財貨を販売する行為。

(2) 財政部及び国家税務総局が規定するその他状況。

第8条 納税者が課税行為と財貨または非課税役務を兼営している場合は、課税行為の営業額と財貨または非課税役務の販売額をそれぞれ計算しなければならず、その課税行為の売上額について営業税を納付し、財貨又は非課税役務の販売額については営業税を納付しない。それぞれ計算していない場合、主管税務機関が、その課税行為の売上額を査定する。

第9条 条例第1条にいう「事業者」とは、企業、行政機関、事業機関、軍事機関、社会团体及びその他の事業者を指す。

条例第1条にいう「個人」とは、個人経営者及びその他個人を指す。

第10条 本細則第11条及び第12条の規定を除き、営業税の納税義務がある事業者とは、課税行為が発生し、かつ金銭、財貨又はその他の経済的利益を収受する事業者であるが、法律により税務登記を必要としない内部設定機構は含まない。

第11条 事業者が請負、借受及び名義借り方式により経営し、請負人、借受人及び名義借受人（以下「請負人」と総称する）に課税行為が発生し、請負人が注文者、貸出人及び名義貸し人（以下「発注者」という）の名義により対外経営を行い、かつ注文者が関連する法律責任を負う場合、発注者を納税者とする。さもなければ、請負人を納税者とする。

第12条 中央鉄道運行経營業務の納税者は鉄道部であり、合弁の鉄道運行経營業務の納税者は合弁の鉄道会社であり、地方の鉄道運行経營業務の納税者は地方の鉄道管理機関であり、基本建設の臨時路線運行経營業務の納税者は基本建設の臨時路線の管理機関である。

第13条 条例第5条にいう「価格外費用」とは、受領する手数料、手当、基金、資金調達費、返還利潤、奨励費、違約金、滞納金、延払利息、賠償金、代理取立金、立替金、遅延利息及びその他各種性質の価格外費用を含むが、以下の条件に同時に適合し、代理納付される政府性基金又は行政事業性徴収費用を含まない。

(1) 国务院又は財政部の認可を受けて設立された政府性基金又は国务院又は省級人民政府及びその財政、価格主管部門の認可を受けて設立された行政事業性徴収費用。

(2) 費用の徴収時に、省級以上の財政部門が印刷・作成した財政インボイスを発行する。

(3) 徴収費用の全額につき、財政に納付する。

第14条 納税者の売上額につき営業税を計算ならびに納付した後に返金が発生して売上額が減額された場合、既に納付した営業税税額を還付するか、又は納税者が今後納付すべき営業税税額より減額する。

第15条 納税者に課税行為が発生し、代金と割引額を同一のインボイス上に明記する場合、割引き後の代金を売上額とし、割引額について別途インボイスを発行した場合には、これを財務上如何に処理するかに関わらず、売上額か

- ら控除してはならない。
- 第16条 本細則第7条の規定を除き、納税者が建築業役務（内装役務を含まない）を提供した場合、その売上額には工事に用いる原材料、設備その他物資及び動力代金を含まなければならないが、建設側が提供する設備の代金を含まない。
- 第17条 娯楽業における売上額は娯楽業経営により受領する全ての代金及び価格外費用であり、入場料、席料、リクエスト料、タバコ代、酒代、飲料代、お茶代、お花代及び軽食代などの收受費用及び娯楽業経営に関するその他の各種の收受費用を含む。
- 第18条 条例第5条第(4)号にいう「外貨、有価証券、先物などの金融商品取引業務」とは、納税者が従事する外貨、有価証券、非財貨先物及びその他金融商品の取引業務を指す。
財貨先物について、営業税を納付しない。
- 第19条 条例第6条にいう「国務院税務主管部門の関連規定に合致する証憑」（以下「合法かつ有効な証憑」と総称する）とは、以下のものを指す。
(1) 国内の事業者又は個人に支払われる代金で、かつ当該事業者又は個人に発生する行為が営業税又は増値税の課税範囲にあたる場合、当該事業者又は個人が発行したインボイスを合法かつ有効な証憑とする。
(2) 支払われた行政事業性收受費用又は政府性基金であり、発行した財政インボイスを合法かつ有効な証憑とする。
(3) 国外の事業者又は個人に支払われる代金で、当該事業者又は個人の收受サインのある証憑を合法かつ有効な証憑とし、税務機関が收受サインのある証憑に疑義を持つ場合には、当該事業者又は個人に対し、国外公証機構による確認証明を提供するよう、当該事業者又は個人に要求することができる。
(4) 国家税務総局が規定するその他合法かつ有効な証憑。
- 第20条 納税者に条例第7条にいう「価格が著しく低く、かつ正当な理由もない場合」があり、又は本細則第5条に規定される「課税行為が発生すると見なされる」ものの売上額がない場合には、以下の順序にてその売上額を確定する。
(1) 納税者に最近発生した同類の課税行為の平均価格に照らして査定する。
(2) その他納税者に最近発生した同類の課税行為の平均価格に照らして査定する。
(3) 以下の公式に従い査定する。
売上額＝営業原価又は工事原価×(1＋原価利潤率)÷(1－営業税税率)
公式中の原価利潤率は、省、自治区及び直轄市税務局が確定する。
- 第21条 納税者が人民幣以外の貨幣により売上額を決算する場合、その売上額の人民幣換算率は、売上額が発生した当日又は当月1日の人民幣為替レートの仲値を選択することができる。納税者は、どの種の換算率を採用するかを事前に確定しなければならないが、確定後1年間に変更してはならない。
- 第22条 条例第8条に規定する一部免税項目の範囲は以下の場合に限る。
(1) 第1項(2)号にいう障害者個人が提供する役務とは、障害者本人が社会のために提供する役務を指す。
(2) 第1項(4)号にいう学校及びその他の教育機関とは、普通学校および

地区、市級以上の人民政府または同級の政府の教育行政部門の認可を経て設立され、国家がその学生の学歴を承認する各種の学校を指す。

(3) 第1項(5)号にいう農業機械耕作とは、農業、林業、牧畜業において農業機械を使用して耕作(耕作、栽培、収穫、脱穀、植物保護などを含む)を行う業務を指す。

排水灌漑とは、農地の灌漑または排水を行う業務を指す。

病虫害防止・処理とは、農業、林業、牧畜業、漁業における病虫害の予測、防除業務を指す。

農業牧畜保険とは、栽培業、養殖業、牧畜業栽培及び飼育される動植物に保険を提供する業務を指す

関係技術研修とは、農業機械耕作、排水灌漑、病虫害防除、植物保護と関係があり、かつ農民に農業牧畜業保険の知識を教える技術研修業務である。

家禽・家畜・水生動物の育種及び病気防除の業務の免税範囲は、この項目の役務に関連する薬品、医療器具を提供する業務を含む。

(4) 第1項(6)号にいう記念館、博物館、文化館、文化財保護団体、美術館、展覧館、書道絵画館、図書館が実施する文化活動とは、これらの団体が自分たちの場所で行なう、文化スポーツ業の税目の課税範囲内に入る文化活動を指す。その入場券収入とは最初の入場口の入場券にかかる収入を指す。

宗教団体が実施する文化、宗教活動の入場券収入とは、寺院、道観、イスラム寺院、教会が行う文化、宗教活動の入場券収入を指す。

(5) 第1項(7)にいう財貨輸出のために提供する保険製品には、輸出財貨保険及び輸出信用保険を含む。

第23条 条例第10条にいう営業税の課税最低限とは、納税者の売上額合計が課税最低限に達することを指す。営業税の課税最低限の適用範囲は、個人に限る。

営業税の課税最低限の幅についての規定は以下の通りである。

(1) 期間ごとに納税するときの課税最低限は月間営業額1,000から5,000元とする。

(2) その都度納税する場合には、1回(日)の営業額を100元とする。

省、自治区、直轄市の財政庁(局)及び税務局は定める幅の中で実際の状況に基づいて当該地区に適用される課税最低限を確定し、財政部及び国家税務総局に届け出なければならない。

第24条 条例第12条にいう「営業収入代金を収受する」とは、納税者の課税行為発生過程又は発生後に収受する代金を指す。

条例第12条にいう「営業収入代金請求書の証憑を取得した当日」とは、書面による契約により確定した支払日の当日とし、書面による契約を締結していないか若しくは支払い日を確定していない場合には、課税行為の完成した当日とする。

第25条 納税者が土地使用権の譲渡または不動産の販売で前受金方式をとった場合、その納税義務発生日は前受金の受領日とする。

納税者が建築業又は賃貸借業にかかる役務を提供し、前受け金の方式をとった場合、その納税義務発生日は前受金の受領日とする。

納税者が本細則第5条にいう不動産又は土地使用权を無償でその他事業者又は個人に贈与する場合、その納税義務の発生時点は、不動産の所有権又は土地使用权が移転したその日とする。

納税者に本細則第5条にいう自家建設行為が発生した場合、その納税義務の発生時点は、自家建設の建築物の販売にかかる納税義務の発生時点とする。

第26条 条例第14条の規定に基づき、納税者が課税役務発生地、土地又は不動産の所在地にある主管税務機関に対し申告納税しなければならず、申告納税をするべき月から6ヵ月を超えても申告納税をしていない場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税額を追徴する。

第27条 銀行、財務公司、信託投資公司、信用社及び外国企業常駐代表機構の課税期間は、四半期ごととする。

第28条 本細則は、2009年1月1日より施行する。

増値税暫定施行条例実施細則

- 第1条 「増値税暫定施行条例」（以下「条例」という）に基づき、この細則を制定する。
- 第2条 条例第1条において「財貨」とは、有形動産をいい、これには電力、熱力及び気体が含まれる。
条例第1条において「加工」とは、受託により財貨を加工すること、すなわち委託者が原料及び主要材料を提供し、受託者が委託者の要求に従い、財貨を製造し、かつ、加工費を収受する業務をいう。
条例第1条において「修理補修」とは、損傷し、又は機能を喪失した財貨に対し受託により修復をし、その原状及び機能を回復させる業務をいう。
- 第3条 条例第1条において「財貨を販売する」とは、財貨の所有権を有償で譲渡することをいう。
条例第1条において「加工・修理補修役務（以下「課税役務」という）を提供する」とは、加工又は修理補修役務を有償で提供することをいう。事業者又は個人工商業者が招聘・雇用した従業員が当該事業者又は雇用者のために加工又は修理補修役務を提供することは、これに含まない。
この細則において「有償」とは、購入者から貨幣、財貨又はその他の経済的利益を取得することをいう。
- 第4条 事業者又は個人工商業者の次に掲げる行為は、財貨の販売とみなす。
(1) 財貨を他の事業者又は個人の代理販売のために引き渡す行為
(2) 代理販売財貨を販売する行為
(3) 2つ以上の機構を設け、かつ、統一計算を実行する納税者が、財貨を1つの機構から他の機構に移送して販売に用いる行為。ただし、関連機構が同一の県（市）に設けられている場合を除く。
(4) 自ら生産し、又は委託加工した財貨を非増値税課税項目に用いる行為
(5) 自ら生産し、又は委託加工した財貨を集団福利又は個人消費に用いる行為
(6) 自ら生産し、委託加工し、又は購入した財貨を投資として、他の事業者又は個人工商業者に提供する行為
(7) 自ら生産し、委託加工し、又は購入した財貨を株主又は投資家に配当として分配する行為
(8) 自ら生産し、委託加工し、又は購入した財貨を他の事業者又は個人に無償で贈与する行為
- 第5条 1つの販売行為が財貨にかかわり、また、非増値税課税役務にもかかわる場合を、混合販売行為とする。本細則第6条の規定を除き、財貨の生産、卸売り又は小売りに従事する企業及び企業性事業者並びに個人工商業者の混合販売行為は、財貨の販売とみなし、増値税を納付しなければならない。その他の事業者及び個人の混合販売行為は、非増値税課税役務の販売とみなし、増値税を納付しない。
本条第1項において「非増値税課税役務」とは、営業税を納付すべき交通運送業、建築業、金融保険業、郵便電信・通信業、文化体育業、娯楽業及びサービス業の税目徴収範囲に属する役務をいう。
本条第1項において財貨の生産、卸売り又は小売りに従事する企業及び企業

性事業者並びに個人工商業者には、財貨の生産、卸売り又は小売りに従事することを主とし、かつ、非増値税課税役務を兼営する事業者及び個人工商業者が含まれる。

第6条 納税者の次に掲げる混合販売行為については、財貨の売上額及び非増値税課税役務の営業額をそれぞれ計算し、かつ、その財貨販売に係る売上額に基づき増値税を計算して納付しなければならず、非増値税課税役務の営業額については、増値税を納付しない。それぞれ計算していない場合には、主管税務機関がその財貨の売上額を査定する。

- (1) 自ら生産した財貨を販売し、かつ、建築業役務を同時に提供する行為
- (2) 財政部及び国家税務総局が規定するその他の事由

第7条 納税者が非増値税課税項目を兼営する場合には、財貨又は課税役務の売上額及び非増値税課税項目の営業額をそれぞれ計算しなければならない。それぞれ計算していない場合には、主管税務機関が財貨又は課税役務の売上額を査定する。

第8条 条例第1条にいう「中華人民共和国国内（以下「国内」という）において財貨を販売し、又は加工若しくは修理補修役務を提供する」とは、次のことをいう。

- (1) 財貨販売の輸送開始地点又は所在地が国内にあること。
- (2) 提供する課税役務が国内において発生すること。

第9条 条例第1条にいう「事業者」とは、企業、行政機関、事業機関、軍事機関、社会团体その他の事業者をいう。

条例第1条にいう「個人」とは、個人工商業者その他の個人をいう。

第10条 事業者を他の事業者又は個人にリースし、又は請け負わせて経営させる場合には、借受人又は請負人を納税者とする。

第11条 小規模納税者以外の納税者（以下「一般納税者」という）が売上返品又は売上値引により購入者に返還する増値税額については、売上返品又は売上値引の発生した当期の売上税額から控除しなければならない。仕入返品又は仕入値引により回収した増値税額は、仕入返品又は仕入値引の発生した当期の仕入税額から控除しなければならない。

一般納税者が財貨又は課税役務を販売し、増値税専用インボイスを発行した後に、売上返品又は売上値引若しくはインボイス発行の誤り等の事由が発生した場合には、国家税務総局の規定に従い赤字増値税専用インボイスを発行しなければならない。規定どおりに赤字増値税専用インボイスを発行しない場合には、増値税額については、売上税額から控除してはならない。

第12条 条例第6条第1項において代金外の費用には、代金外に購入者から収受した手数料、補助、基金、資金調達費用、返還利益、奨励費、違約金、滞納金、延払利息、賠償金、代理収受代金、立替金、包装費、包装物賃貸料、準備金、優良品質費、運送荷役費及びその他の各種性質の代金外の費用収受が含まれる。ただし、次に掲げる項目は、その中に含まれない。

- (1) 消費税を徴収すべき消費品を受託加工して代理収受・代理納付する消費税
- (2) 次の条件に同時に適合する立替払いの運送費用
 - ① 運送請負部門の運送費用インボイスが購入者に発行されていること。

- ② 納税者が当該インボイスを購入者に引き渡していること。
- (3) 次の条件に同時に適合し、代理收受される政府性基金又は行政事業性費用收受
 - ① 国務院又は財政部が設立を認可した政府性基金、国務院又は省級人民政府並びにその財政及び価格主管部門が設立を認可した行政事業性費用收受
 - ② 收受の際に省級以上の税制部門が印刷・作成した財政領収書を発行すること。
 - ③ 收受した代金の全部につき財政に上納すること。
- (4) 財貨を販売すると同時に保険等の代理手続をして購入者から收受する保険料及び購入者から收受し、購入者に代わって納付する車両購入税及び車両ナンバープレート費

第 13 条 混合販売行為について、本細則第 5 条の規定に基づき増値税を納付すべき場合には、その売上額は、財貨の売上額及び非増値税課税役務の営業額の合計とする。

第 14 条 一般納税者が財貨又は課税役務を販売し、売上額と売上税額とを併せて価格を決定する方法を採用する場合には、次に掲げる公式に従い売上額を計算する。

$$\text{売上額} = \text{税込み売上額} \div (1 + \text{税率})$$

第 15 条 納税者が人民幣以外の貨幣に従い売上額を決済する場合には、その売上額の人民幣換算率は、売上額が発生した当日又は当月 1 日の人民幣為替レートの中値を選択することができる。納税者は、どの種の換算率を採用するかを事前に確定しなければならず、確定後 1 年以内において変更してはならない。

第 16 条 納税者の条例第 7 条にいう価格が著しく低く、かつ、正当な理由がない場合、又は本細則第 4 条に掲げる財貨販売とみなされる行為があるが売上額のない場合については、次に掲げる順序に従い売上額を確定する。

- (1) 納税者の直近の同類財貨の平均販売価格に従い確定する。
- (2) その他納税者の直近における同類財貨の平均販売価格に従い確定する。
- (3) 構成税額計算価格に従い確定する。構成税額計算価格の公式は、次のとおりとする。

$$\text{構成税額計算価格} = \text{原価} \times (1 + \text{原価利益率})$$

消費税を徴収すべき財貨に属する場合には、その構成税額計算価格の中に、消費税額を加算しなければならない。

公式中の「原価」とは、自ら生産した財貨を販売する場合には実際の生産原価とし、外部購入した財貨を販売する場合には実際の調達原価とする。公式中の原価利益率は、国家税務総局が確定する。

第 17 条 条例第 8 条第 2 項第 (3) 号において購入価格には、納税者が農産品を購入した際に農産品買上インボイス又は販売インボイスに注記された代金及び規定に従い納付したタバコ税が含まれる。

第 18 条 条例第 8 条第 2 項第 (4) 号において「運送費用金額」とは、運送費用決済書類に注記された運送費用（鉄道臨時管理線及び鉄道専用線運送費用を含む。）及び建設基金をいい、荷役費及び保険料等のその他の雑費を含まない。

- 第 19 条 条例第 9 条において「増値税の控除証憑」とは、増値税専用インボイス、税関輸入増値税専用納付書、農産品買上インボイス及び農産品販売インボイス並びに輸送費用決済書類をいう。
- 第 20 条 混合販売行為につき本細則第 5 条の規定に基づき増値税を納付すべき場合において、当該混合販売行為がかかわる非増値税課税役務のために購入した財貨の仕入税額について、条例第 8 条の規定に適合するときは、売上税額から控除することを許可する。
- 第 21 条 条例第 10 条第 (1) 号において財貨の購入には、増値税課税項目（増値税徴収免除項目を含まない）に用い、また、非増値税課税項目、増値税徴収免除（以下「免税」という）項目、集団福利又は個人消費にも用いる固定資産を含まない。
- 前項において「固定資産」とは、使用期間が 12 か月を超える機器、機械、運送手段その他の生産・経営に係る設備、手段及び器具等をいう。
- 第 22 条 条例第 10 条第 (1) 号において個人消費には、納税者の交際接待消費が含まれる。
- 第 23 条 条例第 10 条第 (1) 号及びこの細則において「非増値税課税項目」とは、非増値税課税役務の提供、無形資産の譲渡、不動産の販売及び建設仮勘定をいう。
- 前項において「不動産」とは、移動することができず、又は移動後に性質若しくは形状の変更が引き起こされる可能性のある財産をいい、建築物、構築物その他の土地附着物を含む。
- 納税者が不動産を新築し、改築し、増築し、修繕し、又は内外装することは、いずれも建設仮勘定に属する。
- 第 24 条 条例第 10 条第 (2) 号において「非正常な損失」とは、管理不善によりもたらされた窃取、紛失又はカビ発生による変質に係る損失をいう。
- 第 25 条 納税者が自家用とする消費税を徴収すべきオートバイ、自動車及びレジャーボートについては、その仕入税額は、売上税額から控除してはならない。
- 第 26 条 一般納税者が免税項目又は非増値税課税役務を兼営しながら、控除してはならない仕入税額を区分することができない場合には、次に掲げる公式に従い控除してはならない仕入税額を計算する。
- 控除してはならない仕入税額＝当月の区分することができない全部の仕入税額×当月の免税項目売上額及び非増値税課税役務営業額の合計÷当月の全部の売上額及び営業額の合計
- 第 27 条 仕入税額を既に控除した財貨又は課税役務の購入につき条例第 10 条所定の事由が発生した場合には（免税項目及び非増値税課税役務を除く）、当該財貨又は課税役務購入に係る仕入税額を当期の仕入税額から控除しなければならない。当該仕入税額を確定することができない場合には、当期の実際原価に従い控除すべき仕入税額を計算する。
- 第 28 条 条例第 11 条にいう小規模納税者の標準は、次のとおりとする。
- (1) 財貨の生産又は課税役務の提供に従事する納税者及び財貨の生産又は課税役務の提供に従事することを主とし、財貨の卸売り又は小売りを兼営する納税者であって、年の増値税を徴収すべき売上額（以下「課税売上額」という）が 50 万元以下（当該数を含む。以下同じ）の者

- (2) 前号に規定する以外の納税者であって、年の課税売上額が80万円以下の者
- 前項において「財貨の生産又は課税役務の提供に従事することを主とする」とは、納税者の年の財貨の生産又は課税役務の提供に係る売上額が年の課税売上額に占める比率が50パーセント以上であることをいう。
- 第29条 年の課税売上額が小規模納税者の標準を超えるその他の個人は小規模納税者として納税し、非企業性事業者及び経常的には課税行為が発生しない企業は小規模納税者として納税することを選択することができる。
- 第30条 小規模納税者の売上額には、その要納税額を含まない。
小規模納税者が財貨又は課税役務の販売をする際に売上額と要納税額とを併せて価格を決定する方法を採用する場合には、次に掲げる公式に従い売上額を計算する。
売上額＝税込み売上額÷(1+徴収率)
- 第31条 小規模納税者が売上返品又は売上値引により購入者に返還した売上額については、売上返品又は売上値引の発生した期の売上額から控除しなければならない。
- 第32条 条例第13条及びこの細則において「会計計算が健全である」とは、国の統一の会計制度の規定に従い帳簿を置き、適法かつ有効な証憑に基づき計算することができることをいう。
- 第33条 国家税務総局に別段の規定がある場合を除き、納税者は、いったん一般納税者として認定された後は、小規模納税者に転換してはならない。
- 第34条 次に掲げる事由の1つに該当する者は、売上額に従い増値税の税率により要納税額を計算しなければならない。仕入税額を控除してはならず、また、増値税専用インボイスを使用してはならない。
(1) 一般納税者の会計計算が不健全であり、又は正確な税務資料を提供することができない者
(2) 第29条に規定する場合を除き、納税者の売上額が小規模納税者の標準を超え、一般納税者認定手続を申請していない者
- 第35条 条例第15条に規定する一部の免税項目の範囲は、次のとおりに限定される。
(1) 第1項第(1)号において「農業」とは、栽培業、養殖業、林業、牧畜業及び水産業をいう。
農業生産者には、農業生産に従事する事業者及び個人が含まれる。
「農産品」とは、一次農産品をいい、具体的な範囲は、財政部及び国家税務総局が確定する。
(2) 第1項第(3)号において「古書・古本」とは、社会から買い上げた古書及び古本をいう。
(3) 第1項第(7)号において「自己が使用した物品」とは、その他の個人が自ら使用した物品をいう。
- 第36条 納税者の財貨又は課税役務の販売につき免税規定が適用される場合には、免税を放棄し、条例の規定に基づき増値税を納付することができる。免税を放棄した後に、36か月内において再び免税を申請してはならない。
- 第37条 増値税の課税最低限の適用範囲は、個人に限る。
増値税の課税最低限の幅は、次のとおりとする。
(1) 財貨を販売する場合には、月の売上額が2,000～5,000元とする。

- (2) 課税役務を販売する場合には、月の売上額が 1,500～3,000 元とする。
- (3) その回ごとに納税する場合には、各回（日）の売上額が 150～200 元とする。

前項において「売上額」とは、第 30 条第 1 項にいう小規模納税者の売上額をいう。

省、自治区及び直轄市の財政庁(局)及び国家税務局は、所定の幅のなかで、実際の状況に基づき当該地区に適用する課税最低限を確定し、かつ、財政部及び国家税務総局に報告して備案しなければならない。

第 38 条 条例第 19 条第 1 項第(1)号所定の売上代金を受領し、又は売上代金取立書類を取得した当日は、売上代金の決済方式の違いに従い、具体的に次のとおりとする。

- (1) 直接代金收受方式を採用して財貨を販売する場合には、財貨が発送されたか否かを問わず、いずれも売上代金を受領し、又は売上代金取立書類を受領した当日とする。
- (2) 取立受託・支払引受け及び銀行委託代金收受方式を採用して財貨を販売する場合には、財貨を発送し、かつ、取立委託の手続を完了した当日とする。
- (3) 掛売り及び分割代金收受方式を採用して財貨を販売する場合には、書面による契約に約定する代金收受日の当日とし、書面による契約がないとき又は書面による契約に代金收受日を約定していないときは、財貨を発送した当日とする。
- (4) 財貨代金前受方式を採用して財貨を販売する場合には、財貨を発送した当日とする。ただし、生産工期が 12 か月を超える大型機械設備、船舶及び航空機等の財貨を生産販売する場合には、前受代金を收受し、又は書面による契約に約定した代金收受日の当日とする。
- (5) 他の納税者に委託して財貨を代理販売する場合には、代理販売事業者の代理販売明細を受領し、又は財貨代金の全部若しくは一部を受領した当日とする。代理販売明細及び財貨代金を受領していない場合には、代理販売財貨を発送して満 180 日の当日とする。
- (6) 課税役務を販売する場合には、役務の提供と同時に売上代金を受領し、又は売上代金取立書類を取得した当日とする。
- (7) 納税者に第 4 条第(3)号ないし第(8)号に掲げる財貨の販売とみなす行為が発生した場合には、財貨移送の当日とする。

第 39 条 条例第 23 条にある 1 つの四半期を納税期間とする規定は、小規模納税者にも適用する。小規模納税者の具体的な納税期間は、主管税務機関がその要納税額に基づきそれぞれ査定する。

第 40 条 この細則は、2009 年 1 月 1 日から施行する。